

骨寺村莊園遺跡 整備活用基本計画

平成 19 年 3 月

一 関 市

骨寺村莊園遺跡 整備活用基本計画

平成 19 年 3 月

一 関 市

【目次】

第1章 計画の目的と位置づけ	1
1. 目的	2
2. 位置づけ	4
第2章 現状及び課題	5
1. 本寺地区の特性	6
2. 上位計画・関連計画等の概要	27
3. 本寺地区における地域づくり活動	42
4. 整備課題の整理	55
第3章 基本方針	59
1. 計画の目標	60
2. 整備活用基本方針	62
3. 地区別整備方針	64
第4章 整備計画	69
1. 全体整備計画	70
2. 史跡等整備計画	73
3. 景観保全農地整備計画	77
4. 重要建物の修理・修景計画	93
5. 見学ルート整備計画	99
6. 活動拠点・便益施設整備計画	102
7. 修景整備計画	112
8. 防災施設整備計画	114
第5章 調査計画	117

第6章 活用計画	119
1. 公開・見学に関する事項	121
2. 学習活動・体験学習に関する事項	122
3. 広報・PR・イベント企画等に関する事項	123
4. 地域づくりに関する事項	124
第7章 管理運営計画	125
1. 管理運営の内容	126
2. 個別組織の役割	128
3. 運営組織の体系と財政的支援のあり方	131
第8章 事業実施計画	133
1. 事業工程	134
2. 事業手法	136
3. 事業実施体制	137
資料 計画策定の検討体制及び検討経過	139

第 1 章 計画の目的と位置づけ

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 目的

(1) 計画策定に至る経緯

本寺地区は、一関市中心部から西方に約 **19km** 離れた中山間地にあり、かつて「骨寺村」と呼ばれた地域である。「吾妻鏡」や「中尊寺文書」「陸奥国骨寺村絵図」により中尊寺経蔵別当領であったことが知られており、中世東北において絵図に描かれ、現認できる唯一の村として注目されてきた。現在でも磐井川や周辺の丘陵部など良好な自然環境が保たれた地域の中にあつて、中世の村落景観を描いた絵図に記された寺社や岩屋などの位置が現在特定できるとともに、長い間農林業が営まれたことによって培われた文化的景観が保たれている。

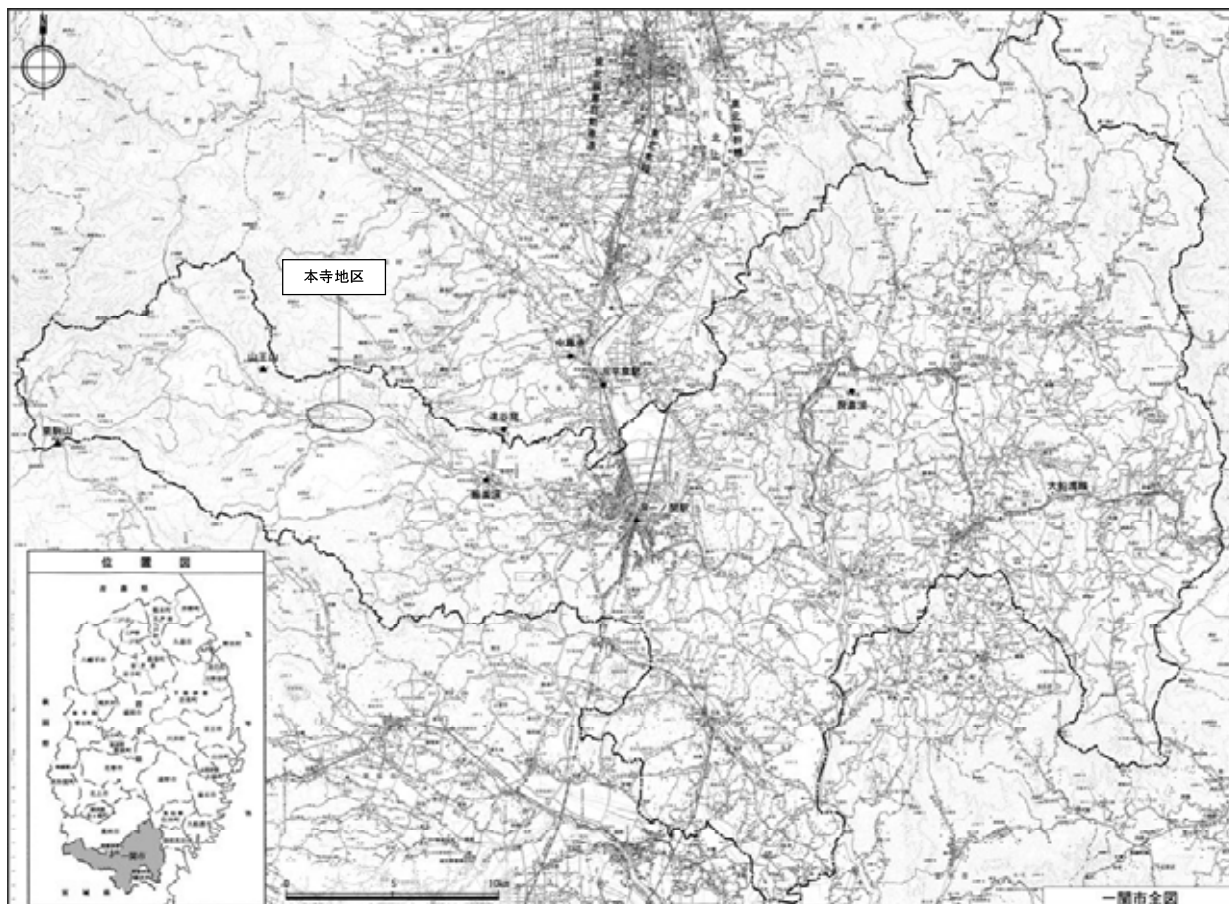
平成 **17** 年 **3** 月に、本寺地区の9つの地区(約 **48.8ha**)が「骨寺村荘園遺跡」として国の史跡指定を受けた。さらに、一関市では、平成 **17** 年度に史跡の保存管理計画の策定と平行して「一関本寺の農村景観保存計画」の策定を行い、絵図に里・里山の領域として描かれている範囲を目安に、文化的景観の対象範囲を設定し保護の方針を定めた。その後、平成 **18** 年 **7** 月に、約 **337.5 ha** が「重要文化的景観」として選定されている。

(2) 計画策定の目的

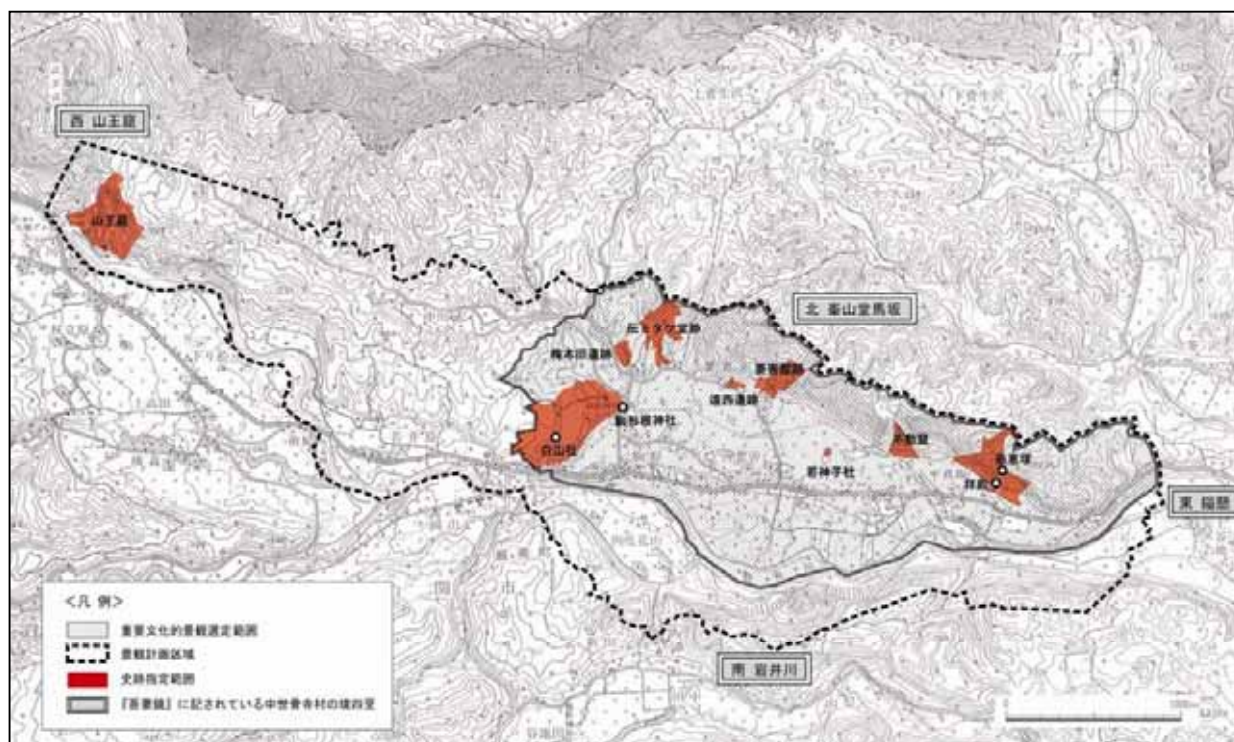
本基本計画は、史跡及び重要文化的景観としての価値の保存、水田を基盤とする農村集落の持続可能な地域づくり及び来訪者を迎え入れ文化財としての価値を伝える機能の確保を主な目的としたものであり、史跡及び重要文化的景観の活用面の検討も含めた「整備活用基本計画」として立案するものである。また、本基本計画は平成 **17** 年度に策定した「史跡骨寺村荘園遺跡保存管理計画」及び「一関本寺の農村景観保存計画」における、史跡と重要文化的景観の保存管理の方針を踏まえて行うものである。

本基本計画は、長期的な方針を定めた上で継続的に行う内容も含んだものであるが、主として世界遺産登録予定の平成 **20** 年を中心とした5カ年間程度の事業内容を明らかにするものである。また、各種事業は、本基本計画と平行して検討される以下の4つの計画と密接に関連していることから、相互に補完、連携を図ることとする。

- 本寺地区景観計画(平成 **17** 年度策定)
- 景観保全農地整備計画(平成 **18** 年度策定)
- 景観農業振興地域整備計画(平成 **19** 年度策定予定)
- 一関市観光振興計画(平成 **19** 年度策定予定)



本寺地区位置図

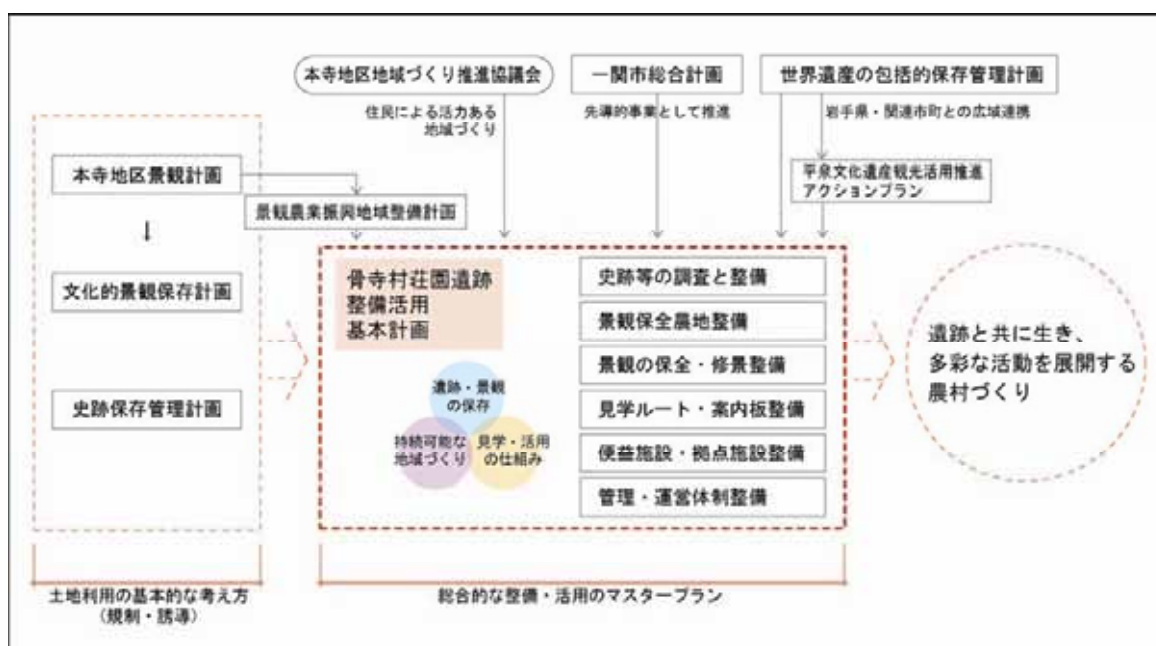


計画対象範囲図

2. 位置づけ

一関市では平成17年度に、「本寺地区景観計画」、「史跡骨寺村荘園遺跡保存管理計画」及び「一関本寺の農村景観保存計画」を策定した。このうち、「史跡骨寺村荘園遺跡保存管理計画」及び「一関本寺の農村景観保存計画」では、本寺地区における遺跡や景観に配慮した土地利用に関する基本的な考え方を示すとともに、整備基本計画策定の必要性を示しており、それを受けて、本基本計画を策定するものである。

本基本計画は、本寺地区における総合的な整備活用のマスタープランとしての役割を持つものであり、今後展開する具体的な整備及び活用の方針を定めるものである。



本基本計画の位置づけ

第2章 現状及び課題

第2章 現状及び課題

1. 本寺地区の特性

(1) 自然環境

①地形・地質

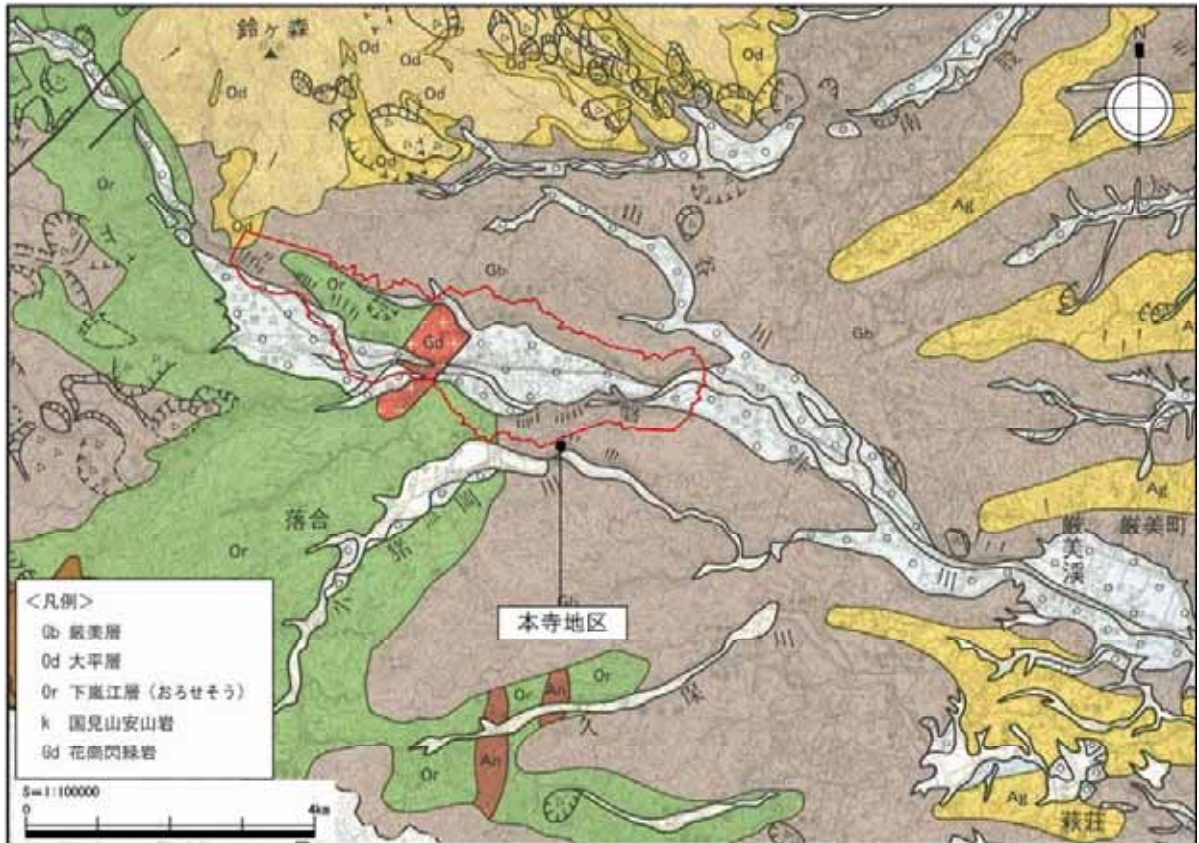
骨寺村荘園遺跡の所在する本寺地区は、奥羽山脈の栗駒山（標高 **1,627m**）を源として東流する磐井川の流域に位置する。

磐井川左岸に発達した沖積平野が河岸段丘となり、そこに居住地と主に水田からなる耕作地が形成されている。南側は磐井川が掘り下げた急峻な段丘崖であり、残り三方は丘陵に囲まれている。沖積平野の標高は **150～180m**であり、西側から南東側に緩やかに傾斜している。地区のほぼ中央を本寺川が流下し、本寺地区の南東部において磐井川と合流する。さらに複数の微小な段丘崖や、本寺川の旧河道などの微地形が確認される。



本寺地区航空写真（東から西）

本寺地区の丘陵は、最も高い地点の標高が約 **300m**であり、沖積平野との標高差は約 **150m**である。表層地質は、巖美層や下嵐江層などの新第三紀層の凝灰岩からなり、侵食や崩壊による急傾斜の露岩地が多く見られ、山麓部には崖錐や小規模な地すべり地が連なっている。また地区西側の丘陵には、白亜紀の花崗閃緑岩が分布している。



磐井川流域の地質図（出典：『土木技術者のための岩手の地質』（財）岩手県土木技術振興協会・平成3年発行）

②植生

本寺地区は、東北地方内陸特有の比較的冷涼な気候であり、冬季には奥羽山脈を越えてくる季節風が強い地域である。気候帯は温帯に区分され、潜在自然植生はブナ、ミズナラで代表される落葉広葉樹林である。本寺地区の植生は、丘陵地や段丘崖の樹林環境と、河岸段丘の集落地および水田環境に大きく分けられる。丘陵地や段丘崖の植生は、主にコナラやクリなどの優占する雑木林、アカマツ林、スギ植林に大きく分類され、二次的な樹林植生である里山としての景観を維持している。最も広く分布する雑木林は、丘陵部の全域に広く分布するが、一部の北向き斜面などではブナの弱齢林も確認される。アカマツ林の多くは、丘陵上部の土壌が未発達な乾燥した立地に、小規模に点在するのに対し、スギ植林は、集落に近い場所を中心とし、地形が緩やかであり、かつ湿潤な立地に植林されている。小規模な植物群落としては、山裾のスギ植林に混じり竹林が確認されるほか、比較的大きなクリが多く生育する。さらに谷部のため池では、ヨシなどの湿生植物群落が確認されるほか、池周りや休耕地には小規模なハンノキ林が分布する。

河岸段丘では広く水田としての利用が行われるとともに、畦畔や休耕地では、ヨシやスゲ類な

どを始めとする多様な湿生植物の群落が確認される。また、屋敷地内にはイグネと呼ばれる主にスギで構成される屋敷林がある。

丘陵地を始めとする樹林には、多様な林床植物が生育する。花の美しい種として、ヤマツツジ、ホツツジ、アキノキリンソウ、チゴユリ、ツルリンドウ、シュンラン、ウワバミソウ、オオバギボウシ、イカリソウ、アケボノスミレ、シロヨメナ、サイハイランなどが確認される。また、バйкаツツジ、マキノスミレ、オヤリハグマなど、一関地方において希少とされる植物も多く確認される。動物相ではツキノワグマやニホンカモシカなどを始めとする大型哺乳類や、トウホクサンショウウオ、ヤマアカガエルなどの両生類を始めとする多様な種が生息しており、里山の豊かな生態系を維持している。

休耕田や畦畔には、ヨシやスゲ類を始めとした多様な湿生植物が生育し、カキツバタ、サワオグルマなどの花の美しい植物も確認される。また、丘陵地の樹林と水田環境が連続していることや、昔ながらの土の畦畔が現在も多く残り、良好な耕地の生態系を維持している。



里と里山の連続性の維持された自然環境



磐井川（本寺橋から）



旧河道の地形が残る水田



多様な樹林で構成される丘陵部



味ヶ沢の湿地



平野部の湿地



林床の明るい雑木林

(2) 歴史的変遷

本寺地区が骨寺村と称された中世荘園当時の様子は、「吾妻鏡」や、岩手県平泉町の中尊寺に伝わる「中尊寺文書」、「陸奥国骨寺村絵図」等の記録に残されており、これまでの調査・研究によって、伝統的な用水系統が残る水田や、微高地や山裾のやや小高い場所に立地する居住地など、本寺地区が中世骨寺村に起源を持つ伝統的な土地利用を継承してきた場所であることが明らかになってきた。

①中世

骨寺村の記述が初めて現れるのは、「中尊寺文書」の天治3年(1126)3月25日の「中尊寺経蔵別當職補任状案」で、藤原清衡から中尊寺の初代経蔵別當に補任された自在坊蓮光が、私領骨寺を経蔵別當領として寄進し、改めて清衡がこれを安堵する、という内容が記されている。「中尊寺文書」の中には、別當職交代時に経蔵別當領が代々引き継がれていくことを示した文書や、田畠を耕作し税を負担する在家名や在家農民が納めるべき作物等を記録した「骨寺村所出物日記」(文保2年・1318)、「骨寺村在家日記」(年未詳、南北朝時代)などの史料がある。これらによると、骨寺村の在家農民は、米以外にも漆・立木(薪)・油・粟・干粟などを領主に納めており、水田や畠、山野にまたがる複合的な生業を営んでいたことが知られる。

文治5年(1189)奥州藤原氏の滅亡後、鎌倉幕府に所領安堵された中尊寺経蔵は、荘園からの収入を重要な財源としたと考えられるが、鎌倉時代には岩井郡を治めた郡地頭葛西氏との間で所領支配や境界をめぐる争いが絶えなかった。本寺地区の歴史を知るために欠かせない史料である2枚の「陸奥国骨寺村絵図」は、こうした相論の過程で作成されたものとされている。



重要文化財陸奥国骨寺村絵図 簡略絵図(仏神絵図)



重要文化財陸奥国骨寺村絵図 詳細絵図(在家絵図)

原史料中尊寺大長寿院蔵

2枚の絵図は、それぞれ簡略絵図（仏神絵図）、詳細絵図（在家絵図）と呼ばれ、簡略絵図は鎌倉時代、詳細絵図は鎌倉ないし南北朝時代に描かれたものとされる。「吾妻鏡」の文治5年（1189）9月10日条によれば、当時の骨寺村の境である四至は「東鑑懸、西山王窟、南岩井河、北峯山堂・馬坂也」とあるが、2枚の絵図とも栗駒山（須川岳）を正面に骨寺村の四方の境、東は鑑懸、西は山王窟、南は岩井河（磐井川）、北は峰山堂馬坂に囲まれた範囲が描かれている。

絵図には、境界以外にも社寺や田、在家（屋敷）などが書き込まれている。詳細絵図には、平野部に在家や田の図像が描かれ、特に本寺川の兩岸には上流から下流まで田が点在する景観が読み取れる。簡略絵図には在家や田畠の図像は描かれていないものの、平野部に田や畠の文字が記されている。

「中尊寺文書」には、永享7年（1435）まで骨寺に関する記録が残されており、荘園が室町時代まで維持されたことが確認できる。

②近世

天正18年（1590）葛西氏の滅亡後、現在の岩手県南地方と宮城県は伊達政宗の領地に組み込まれ、江戸時代になるとそのまま仙台藩が成立した。一関地方は伊達の家臣が領主として支配し、天和2年（1682）に田村氏による一関藩が成立した。ただし磐井郡西岩井のうち、磐井川左岸の五串（本寺地区が含まれる）、猪岡、山目、赤荻、中里、樋ノ口、柵瀬、細谷、前堀、平泉、中尊寺、戸河内、達谷の13ヶ村については、明治維新まで仙台藩蔵入地となった。

近世の本寺地区の状況を記した資料としては、「風土記御用書出（安永風土記）」や「岩井郡西岩井絵図」がある。安永風土記には、地名や社寺、産物や屋敷名などが書かれており、屋敷名等は現在の本寺地区にも数多く残っている。「岩井郡西岩井絵図（写）」は、元禄12年（1699）3月生江助内作の図を明治21年（1888）に千葉美胤が写したもので、本寺川を軸に水田の広がる状況や磐井川に近い畑が描かれ、御コマ堂（駒形根神社）や屋敷が山裾や微高地に描かれており、



岩井郡西岩井絵図（写）（部分・一関市巖美町槻山隆蔵）※下り松用水整備前の本寺地区の状況を示している。

その状況は現在の本寺地区の土地利用と近いものであったことが理解できる。このほか、ため池や一里塚といった「陸奥国骨寺村絵図」にはない要素も描かれている。

また、農業に関する重要な事項として、正徳5年(1715)に「下り松用水」が整備されたことが挙げられる。本寺地区の磐井川上流部から引き入れた下り松用水は、駒形根神社前まで導水し、従来の用水に流し込んで平野部の水田の用水としている。

③近代～現代

一関では、明治23年(1890)に鉄道が開通し、人や物資を大量に輸送できるようになり、生活圏が拡大した。本寺地区においても院内街道が整備され、明治33年(1900)に現在の国道342号の原型となるルートが完成し、須川鉦山からの馬車が通行できる道が確保された。

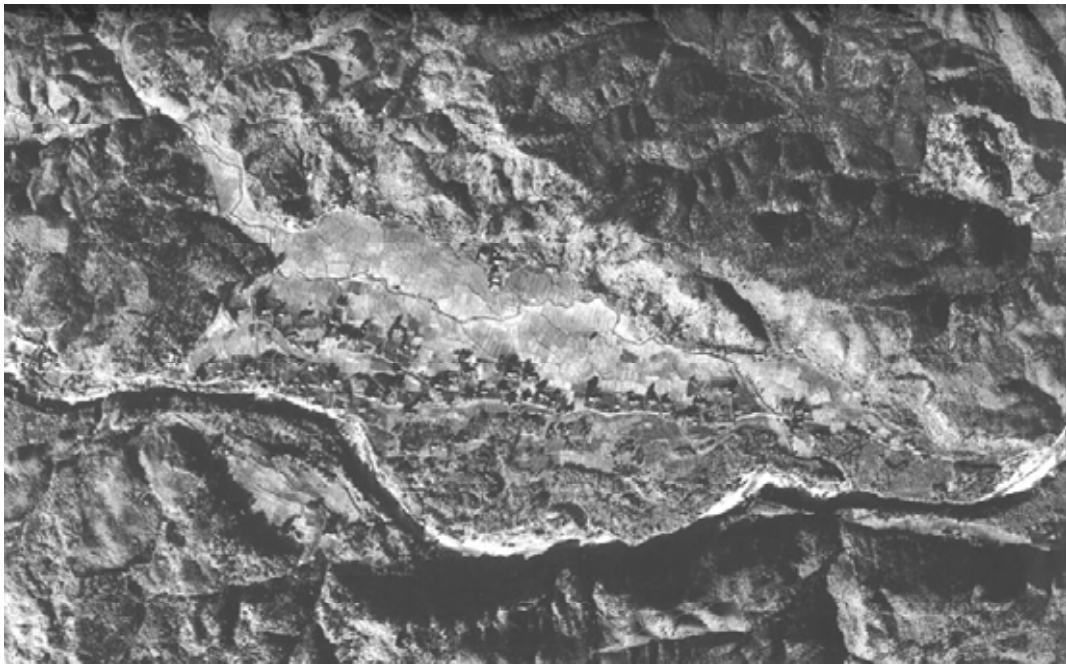
一関市史によると、明治36年(1903)の資料として、巖美地方の物産を馬、硫黄、薪炭としており、本寺地区では農業以外に畜産、鉱業、林業に従事する者も多数あったと考えられる。また、明治から昭和40年頃までは、一関地方では盛んに炭焼きが行われており、旧巖美村(本寺地区が含まれる)では、米で得られる収入に続いて木炭の収入が多かった。

藩政時代から行われてきた養蚕は、明治期以降の本寺地区でも多く見られたが(大正5年統計資料では養蚕農家は39戸とある)、昭和期以降は養蚕業全体の不振から急速に衰退したと考えられる。また、かつて炭焼き作業や山に桑を植えた状況は、現地の聞き取り調査からもうかがい知ることができる。

他方、明治32年(1899)に耕地整理法が制定されて以後、不整形・小区画の水田の改良や用水路整備が全国的に行われた。岩手県内でも各地で耕地整理が進んだが、本寺地区では実施されないまま戦後を迎えた。その後、昭和30年代と昭和50年代には場整備の機運が高まった時期があったが、ついに実施されることはなかった。このことが、中世以来の水田景観を残す要因となったのである。

ただし、個人での水田区画の拡大や整形化は随所に見られ、昭和22年に撮影された航空写真と比べると、区画の形状や大きさは変わってきている。本寺地区では、大正9年(1920)に旧一関町により磐井川発電所が設置され、その際に磐井川から取水し本寺地区や山谷地区の灌漑用水に用いるようになり、用水事情は改良された。その後、国道342号南側で水田や畑の拡張が進んだ。また、昭和56年(1981)には山王窟の北方で土砂災害が発生して本寺川が氾濫するという災害に見舞われ、昭和58年(1983)に本寺川の河川改修工事が行われた。この工事によって本寺川の拡幅と流路の直線化が行われ、景観に変化をもたらした。

このように水田区画の小規模な変更や拡張、本寺川の護岸改修工事による流路の変更などの変化はあるものの、本寺地区の中世以来の基本的な土地利用には、大きな変化がないことがわかる。



航空写真（米軍撮影・昭和 22 年）



航空写真（平成 10 年）

(3) 史跡骨寺村荘園遺跡の概要

① 史跡指定と埋蔵文化財の分布

骨寺村荘園遺跡は平成 17 年(2005)に史跡指定となり、その後追加指定を受け、現在 9 地区、約 48.8ha が指定地となっている。

史跡骨寺村荘園遺跡の指定箇所は、「陸奥国骨寺村絵図」と現地比定できるものや荘園経営時期との関連が確認できる遺跡で、別称「日吉神社」として信仰されてきた山王窟、絵図正面にあたり地域の顔となる平泉野台地の白山社から東端の駒形根神社付近、その北側の丘陵には西から柱間 2.4m、直径 1 m 超の柱穴を有する大型掘立式建物跡の梅木田遺跡、絵図で「ミタケアト」「金峰山」と記されている伝ミタケ堂跡、常滑三筋壺の破片やカワラケ片が出土した遠西遺跡、平野北側山腹にあり骨寺村荘園の終焉を示す中世城館跡の要害館跡、天台系修験との深い関わりを感じさせる不動窟、平泉方面から本寺地区にくる際の入口にあたる、天台宗中興の祖とされる慈恵大師良源に因む慈恵塚とその山裾にある拝殿、そして平野部のほぼ中心部の水田に孤立する樹叢が印象的な若神子社の 9 つの地区である。

また、骨寺村荘園遺跡が所在する本寺地区には、縄文時代の散布地や建物跡の確認された遺跡が分布している。



山王窟



駒形根神社



白山社



梅木田遺跡



伝ミタケ堂跡



遠西遺跡



要害館跡



若神子社



不動窟



慈恵塚



拝殿

史跡指定箇所の概要一覧

遺跡名	概要
山王窟	山王窟は、磐井川に面した岩壁の西側に開口した洞窟を利用して勧請されたもので、骨寺村の西境の地名として「吾妻鏡」や「中尊寺文書」に記されている。また、「陸奥国骨寺村絵図」の正面に重なり合う山稜の一部として描かれている。
白山社・駒形根神社	本寺地区の平野部の西端に立ち上がる平泉野台地は、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた西側正面山並みの最前列にあたる。現在、この台地には白山社と駒形根神社がある。台地東側に突出した部分にある駒形根神社からは平野部全体を見渡することができる。
梅木田遺跡	主要地方道栗駒衣川線の東側に沿った緩斜面で、現況は畑とスギ林となっている。平成12年度の発掘調査で、沢状の地形のほか溝跡や柱穴跡等を検出し、斜面を造成した上に掘立柱建物があったことが確認できた。
伝ミタケ堂跡	詳細絵図に「ミタケアト」という名称が記載され、また簡略絵図では金峰山と書かれ、脇には「ミたけたうよりして山王の岩屋へ五六里之程」と書かれている。この場所は、駒形根神社の北方向にある山の頂付近であったと伝えられる。
遠西遺跡	平成13～14年度に発掘調査を行い、掘立柱建物跡を検出し、12～13世紀代の陶器片、カワラケ片が出土した。荘園であった時期に、山裾の一定の高さの土地に居住施設を設ける土地利用の傾向があることが確認された遺跡である。
要害館跡	要害館跡は、北側の山並の中程の丘陵の一つにあり、東西に細長い本寺地区の平野部を眼下に見ることができる山城跡で、尾根筋の狭くなった部分に空堀が残る。荘園として経営された骨寺村の終末期の様子を示す中世末の遺跡である。
若神子社	若神子社は、平野部のほぼ中心部に位置しており、小規模な樹叢を伴っている。現在は個人の氏神的な管理状況にあるが、簡略絵図に記載される若神子神田二段の記載との関わりがあると考えられている。
不動窟	本寺川北側の山並みで南に張り出した中腹に洞窟があり、代々「不動窟」と言い伝えられてきた。不動窟は、天台系の修験と深い関わりのある遺構と考えられる。
慈恵塚及び拝殿	本寺地区北側の山並の東側頂部にある慈恵塚は石積みの塚で、巖美村誌によると高さ四尺廻り八間の規模と紹介されている。また、山裾には拝殿がある。慈恵塚の参道は丘陵尾根筋にあつて、東北方向の平泉方面に伸びることから、平泉方面から骨寺村に来る際の入口としての意味を持つものではないかと考えられている。



史跡骨寺村荘園遺跡の指定範囲及び埋蔵文化財の分布状況

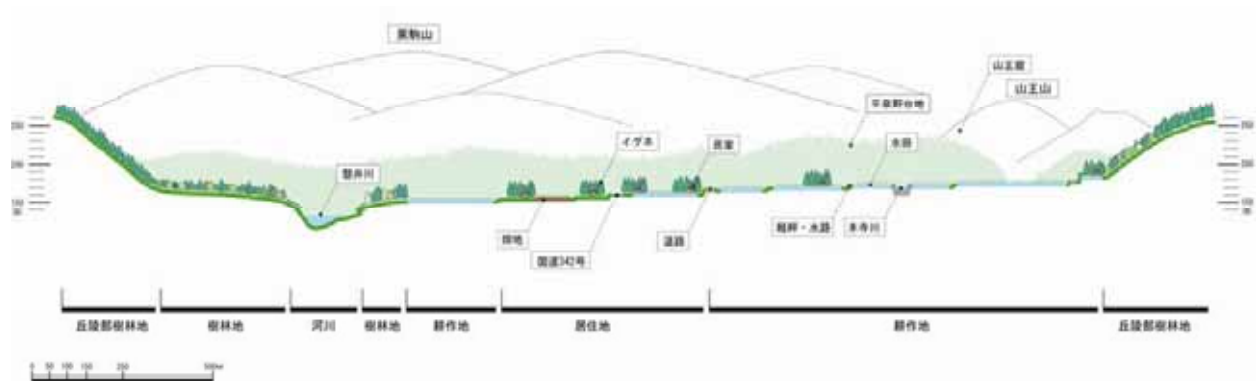
平野部の土地の利用は、水田を中心とする耕作地と屋敷の連続する居住地に大きく分かれる。耕作地は本寺川に沿って広がる平野中央部と、駒形地区の国道 **342** 号の北側に認められる磐井川旧河道の低地列（中澤と呼ばれる低湿地）、国道 **342** 号の南側に形成されている。耕作地の間を東西に伸びる微高地や山裾のやや小高い場所に、屋敷地が連続して並んでいる。屋敷地はおおむね、冬期の北西からの風を防ぐイグネ（屋敷林）によって守られており、イグネの連続する風景は、この地方の冬の厳しい気候を物語る要素となっている。

耕作に必要な用水は、本寺川や丘陵部の沢水を水源とし、屋敷地の間を抜けて水田に導かれ、本寺川に集まって磐井川へと合流する。近世以降の灌漑施設による用水量の増加も昔からの水路を伝統的に利用し、その延長上に開田している。

本寺地区の現在の土地利用は、「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた土地利用の構造を継承するものであり、さらにそのパターンが現在まで時代とともに展開されてきたことを示すものである。また、本寺地区を囲む山並みや遠くに望む栗駒山など、絵図に描かれた景観を阻害する要因が少ないことに加えて、本寺地区に残る寺社（跡）、水田及び屋敷地などの景観構成要素も良好に保たれており、絵図が描かれて **700** 年を経過した現在も集落の景観構造が継承されている。



若神子社付近から平泉野台地・栗駒山・山王山を望む



本寺地区の土地利用区分模式図

②本寺地区の土地利用にみる伝統的な形態

本寺地区の景観を形作る様々な要因の中でも、とりわけ「田屋敷型の散居の形態」と、「用水路網と田越しの灌漑範囲による水利体系」の2つが、本寺地区における伝統的な土地利用を今に伝えるものとして挙げられている。

「田屋敷型の散居の形態」とは、ひとつの取水源から田越し灌漑する小規模水田の集合体（水田団地）とそれを所有する屋敷地とが空間的にひとまとまりとなり、平野部に分散配置されるもので、中世中期（14世紀頃）には確認できる「田屋敷」という支配形態と深く関わって、本寺地区の土地利用の中で最も豊かな歴史性を伝えるものと考えられている。

また、明治20年頃の作成と推定される地籍図には小規模な魚鱗形地割の水田区画が認められるが、現在は一部を残すのみで、水田の大半は直線状の畦畔に変化している。しかし、用水路の形状は現在でも曲線的な線形であり、おおむね近世初頭と変化していないことが確認できる。さらに、田越しの灌漑範囲も広い範囲で明治初期の構造が継承されている。このように、用水路の形状や田越しの灌漑範囲といった用水に関わる土地利用は、基本的に伝統的な形態を色濃く残存するものと評価されるものである。



明治20年頃の作成と推定される地籍図（要害付近）

縦断しており、平泉町中心部付近では、北上川沿いに迂回するバイパス工事が現在進んでいる。

このほか、厳美溪から達谷窟を経由して平泉中心部に向かう県道平泉厳美溪線、国道4号と併走する県道平泉一関線などが、骨寺村荘園遺跡とその他の世界遺産の推薦資産をつなぐ主要道路網となっている。

②世界遺産に推薦された資産

「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」として推薦された9つの資産の概要は、以下の通りである。

世界遺産推薦資産一覧表

	構成資産	指定・選定種別	内容
平泉町	中尊寺	特別史跡 国宝 重要文化財	初代藤原清衡が12世紀の初めから四半世紀をかけて造営した寺院である。境内には、国宝に指定されている建造物1件と重要文化財に指定されている建造物5件がある。そのうち、特に中尊寺金色堂は蒔絵・螺鈿など日本の漆芸・金工の粋を極めた12世紀の阿弥陀堂建築の傑作で、現在もお奥州藤原氏三代（清衡・基衡・秀衡）の遺体と四代（泰衡）の首級がミイラとなって納められている。
	毛越寺	特別史跡 特別名勝 名勝	二代基衡が12世紀中頃に造営した寺院である。境内には、浄土庭園として優秀な作品である毛越寺庭園や旧観自在王院庭園が含まれる。また、政治・行政上の拠点としての平泉の範囲を示す東・西・南・北の位置には、周辺との境界を成す鎮守社とその跡が存在する。
	無量光院跡	特別史跡	三代秀衡が、12世紀後半に建立した寺院である。宇治の平等院を模して造られたとされているが、金鶏山を背後に擁し、西方極楽浄土の世界を表わした空間造形は、浄土庭園の最高の発展形態を示すものである。
	金鶏山	史跡	標高98.6mの独立丘陵で、その頂上には経塚が設けられた。浄土思想に基づいて完成された政治・行政上の拠点である平泉の空間設計上の基準となった信仰の山であり、無量光院の浄土庭園においては、西方極楽浄土を象徴する山として特別の意味を持った。
	柳之御所遺跡	史跡	奥州藤原氏の政庁である「平泉館」に比定され、政治・行政の中心的な施設であったことを示す地下遺構や豊富な遺物が良好に残されている。「平泉館」は中尊寺金色堂とともに、奥州藤原氏の祖先崇拜に関連する精神的な紐帯を成した施設であった。
	達谷窟	史跡	平泉の西方境界域に当たり、12世紀の日本の北方領域における南北幹線道であった奥大道の沿道に位置し、陸上交通の要衝に造られた重要な寺院である。境内には磨崖仏が存在するほか、毘沙門堂の前面には園池が設けられ、浄土庭園としての空間を構成していた。
奥州市	白鳥館遺跡	史跡	北上川交通の要衝に当たり、平泉の北方の境界を成す要害の地に位置する。奥州藤原氏に先行して日本の北方領域に勢力を誇った安倍氏に関わる伝承を持ち、地形・地割に中世城館の特徴を良く残している。
	長者ヶ原廃寺跡	史跡	12世紀の日本の北方領域において、政治・行政上の拠点が平泉に形成される歴史的な背景を示す寺院跡と見なされている。
一関市	骨寺村荘園遺跡と農村景観	史跡 重要文化的景観	かつて骨寺村と称された本寺地区には中尊寺経蔵領の荘園が営まれ、14世紀の絵図に描かれた農村の基本的な土地利用と居住の形態を彷彿とさせる農村の良好な文化的景観が現在に継承されてきた。

③歴史・文化資源

一関市とその周辺には、世界遺産に推薦された9つの資産のほか、公開・活用が行われている指定文化財、あるいは平泉文化との関連がうかがえる歴史・文化資源などがある。

■街道・一里塚

一関とその周辺では、江戸時代の道路網として、南北に伸びる奥州街道があり、そのほかに山目から陸前高田に至る今泉街道、同じく山目から須川温泉を經由して秋田に至る院内街道、一関城下から花泉を經由して石巻に至る石巻街道、花泉から北東に延びる気仙沼街道、一関の台町を起点として山形に抜ける迫街道など、多数の脇往還があった。

このように、古来より一関市は数多くの街道の通過する地域であり、人と文物の往来する重要な結節点となっていた。街道の多くは拡幅や付け替えが進み、街道沿いの道標（石碑）や並木、一里塚などの多くは失われたが、迫街道に現存する一里塚は市指定史跡として保存されている。

■指定文化財等の歴史・文化資源

渓谷美を楽しめる「名勝及び天然記念物厳美溪」や「名勝尻鼻溪」は、観光地として親しまれている指定文化財の代表的なものである。

このほか、県指定文化財旧鈴木家住宅は、厳美溪の近くに移築復元され、公開されている。市中心部に位置する市指定文化財の旧沼田家武家住宅は、修理復元後公開されており、「いわいの里ガイドの会」の活動の拠点となっており、ガイドの会による一関地方の民話を主題とした『語り部の会』の活動など、積極的に建物が活用されている。



名勝及び天然記念物厳美溪



名勝尻鼻溪



旧鈴木家住宅



旧沼田家武家住宅

世界遺産推薦資産周辺の歴史・文化資源一覧表

	名称	指定区分	内容
一 関 市	敵美溪	名勝及び天然記念物	敵美溪は栗駒山を源流とする磐井川の中流にある渓谷で、清流とその両岸のおよそ2kmにわたる巨岩・奇岩によって構成され、甌穴・滝・深淵などが天然の造形美を作り出している。
	狛鼻溪	名勝	北上川支流の砂鉄川にある景勝地。高さ100m前後の切り立った石灰岩の絶壁を、舟くだりで見学することができる。
	泥田廃寺跡	県指定史跡	平安時代（11世紀頃）の寺院跡と考えられている。発掘調査により礎石群が確認され、土師器、須恵器など出土。
	旧鈴木家住宅	県指定有形文化財	市内舞川にあった建物を、市が敵美溪の近くに解体移築し、公開している。18世紀初頭から中期にかけて構築されたと推定される直屋平入・寄棟茅葺の建物で、大壁塗りで閉鎖的な開口などは、当時の一関地方の農家の形態を知る上で貴重な建築物である。
	地藏菩薩半跏像（大門地藏堂）	県指定有形文化財	大門地藏堂（花泉町）には、坐高約130cmのカツラ材の寄木造の地藏菩薩半跏像がある。また、地藏堂には地藏菩薩像とほぼ同時期の制作とされる多門天と広目天の二天立像もあり、細部の特徴から京都の影響を受けたものとされる。いずれも12世紀末頃の作品である。
	木造聖観音菩薩立像（南流神社）	県指定有形文化財	和銅3（710）年の勧請と伝えられる南流神社はもとは南流山慈眼院観音寺という室根山関係の観音堂といわれる。南流神社の取蔵庫に安置されている聖観音菩薩立像は旧観音寺の本尊であったという。カヤ材、像高は約1mの寄木造で左手は肘から先が失われている。平安時代後期制作である。
	木造来迎阿弥陀及び菩薩像（二十五菩薩堂）	県指定有形文化財	二十五菩薩堂（東山町松川）の取蔵庫には、半丈六で寄木造の阿弥陀如来坐像を中心に菩薩像・飛天像等がある。12世紀後半、平安時代後期の作とされる。
	木造薬師如来座像（願成寺）	県指定有形文化財	願成寺は南北朝時代の至徳2年（1385）開山と伝えられる。木造薬師如来座像は願成寺創立以前から薬師沢に祀られていたとされ明治維新に神仏分離の際に薬師堂が廃止され願成寺に移された。寄木造、柔和な面相、均整のとれた体、それを包む流麗な衣紋など平安後期の様式を表す。
	木造聖観音立像（永泉寺）	県指定有形文化財	仁和3年（887）寛甫山観自在院として慈覚大師法孫慈静の開基という。その後天和2年（1682）大阿闍梨祐賢の中興。正徳4年（1714）中尊寺末寺に加えられたとされるが詳らかではない。永泉寺の本尊は聖観音立像でケヤキの一本造である。肩の張りが強く八頭身のひよろ長い像であり体の線が裸体に近く表現され、優雅で美しく類型のものはあまり見かけない。形式的には平安中期。
	保性院廟厨子（祥雲寺）	県指定有形文化財	伊達兵部宗勝の母保性院を祀った厨子。兵部宗勝は保性院没後菩提寺の豊谷寺に埋葬し霊廟を建てて供養した。豊谷寺は明治維新に廃寺となり保性院の木造と厨子は祥雲寺に移管された。厨子は木造の屋形、金箔を施した江戸初期の廟建築様式で壁画は牡丹と唐獅子が描かれていて桃山風の作品とされる。
	旧沼田家武家住宅	市指定有形文化財	幕末に一関藩家老職を務めた沼田家の旧宅。18世紀初頭から中頃の建物と推定される。農家住宅の姿を素地としながら、武家の様式を整えた素朴で古式な建物。平成15年度に修理を完了し、公開している。
	迫街道一里塚	市指定史跡	迫街道は、山形街道、松山街道とも呼ばれた脇往還の一つで、松尾芭蕉や随行の曾良が山形に向かって歩いた道である。今も宮城県境から500m付近に、高さ3m余りの伏せ鉢型の一對の一里塚が残る。迫街道の一里塚付近は、江戸時代の街道の景観が保存されている。
	配志和神社	市指定有形文化財	延喜式内社。現在の社殿は1700年前後の建造とされ、一関市の社寺建築物の中で最古。境内に芭蕉句碑が残る。
	舞草神社		延喜式内社。平安時代からつくられたとされる舞草刀はこの地域でつくられたと伝えられている。日本刀の原型といわれる舞草刀に関しては「観智院本銘尺（鎌倉時代）」等に記述があり、神社の近くには古代のタタラ跡（舞草鍛冶遺跡）が確認されている。
照井堰		藤原秀衡の命により家臣の照井太郎高春が開削に着手したとされている用水路で磐井川上流部から取水し、丘陵の縁辺部に沿って流れている。現在も基幹農業用水として使用されている。	
河崎柵擬定地		前九年の合戦で、安倍貞任は黄海（藤沢町）で鎮守府将軍源頼義軍を迎え撃つ際、河崎柵を置いた。北上川左岸の砂鉄川河口付近の自然堤防上にあるが、東西方向に横切る堀や溝跡、11世紀の出土遺物から河崎柵と擬定されている。	

	名 称	指定区分	内 容
平泉町	高館跡		柳之御所遺跡北西部の標高68mの独立丘陵。源義経終焉の地との伝承が残り、衣河館の擬定地の1つである。山頂には、天和3年（1683）仙台藩が建立した義経堂がある。平成5年度の調査で斜面に帯状をなす堀跡が確認されている。また、かわらけや国産陶磁器、中国産の陶磁器、瓦等が出土している。
	倉町遺跡		観自在王院の南に位置し、12世紀後半の大型の柱穴（直径1.5m深さ1.5m）で構成される掘立柱建物跡や道路跡が検出された。この建物は、周辺から中国産の輸入陶磁器がまとめて出土したことから「吾妻鏡」に記述されている高屋であったと推測される。建物遺構は保存され、その周囲は道路遺構を保存したポケットパークが県道整備事業にて整備中。
	西行桜の森		かつて西行に詠まれた桜の森の復活を目的として、オオヤマザクラなど100種3000本余りの桜が植えられており、展望台や駐車場、木工芸館が整備されている。
奥州市	三峰山・月山神社		三峰山は標高130mの美しい稜線を持った山で、三峯神社・月山神社等がある。古来から聖地として認識され、また下衣川地区の重要なランドマークともなっている。
	一首坂		前九年の合戦において、北へ逃れる安倍貞任と追い詰めた源義家が、この坂で詠み合った場所と伝えられている。現在は、観光案内板や歌碑等が設置されている。
	月山神社		平安時代末期創建とされ、藤原基衡の夫人の建立と言われる。社叢林として自然度の高いアカマツ林がある。
	黒石寺		藤原基衡が寄進したとされる日光、月光菩薩像などがあり、奥州三十三観音の霊場として、多くの信者を集めている。
	衣川遺跡群		中尊寺の北側に位置し、六日市場、細田、接待館及び衣の関道の4つの遺跡からなっており、平泉との関わりがあると考えられている。

④博物館・見学施設等

平泉町には、遺跡に隣接して設置された資料館や寺院付属の宝物館など、平泉文化を学習できる施設が多数存在する。また、岩手県による整備事業が進行中の柳之御所遺跡では、平泉遺跡群の総合解説の役割を担うガイド施設の新設が計画されている。

奥州市の各遺跡（長者ヶ原廃寺跡・白鳥館遺跡）では、遺跡そのもののガイド施設ではないが、遺跡を展望できる場所に資料館・博物館が存在している。

一関市の場合、遺跡等のガイド機能を果たす施設はなく、公的な人文系の解説展示施設は一関市博物館が唯一といってよい。館内の常設展示の一部に、骨寺村荘園遺跡に関する展示スペースが設けられている。博物館には、年間約 **12,000** 人（平成 17 年度実績）の入館者がある。



一関市博物館

博物館・資料館等施設一覧表

	施設名	場所	内容
一関市	① 一関市博物館	巖美溪付近	常設展示では、「一関のあゆみ」「舞草刀と刀剣」「大槻玄沢と蘭学」「大槻文彦と玄海」「一関と和算」の5テーマの展示をする。企画展、講座、体験学習なども行っている。
	② 北上川学習交流館「あいぼーと」	一ノ関駅東方	北上川流域の風土と民俗、歴史と文化、自然、災害、治水など紹介する施設で、国土交通省が設置。建物内には、集中管理センター・国土交通省一関出張所とともに、展示室、図書館、学習室、展望室があり一般利用できる。
	③ 芦東山記念館	大東町	平成19年度開館。芦東山は近世中期に活躍した仙台藩の儒学者である。五代藩主伊達吉村に仕えたが勘気を蒙り二十四年間幽閉となった。その間に刑法思想の根本原理を論じた無刑録を表し教育刑主義の刑法理論を説いた。この記念館は無刑録原本や日誌東山関連書簡等を展示する。
	④ 田村記念館	祥雲寺境内	天和2年(1682)に岩沼から一関に移された田村家の菩提寺である祥雲寺に、田村家に関する資料を展示した田村記念館がある。
	⑤ 酒の民俗文化博物館	市中心部	世嬉の一酒造の旧仕込み蔵(国登録文化財)を利用し、酒造りの工程を紹介。今ではほとんど見られなくなった貴重な酒づくりの道具も展示されている。
平泉町	⑥ 平泉郷土館	金鶏山	「伝統文化伝承の館」と「歴史民俗資料館・文化財センター」を併設。「伝承の館」は、この地方の伝統文化保存のため、練習室、研修室、ふれあいホール、民話ホールを設置。「資料館・文化財センター」は藤原氏三代を中心とした平泉文化の発展にかかわる資料の収集・保存・調査・研究を行い、その成果を展示する。
	⑦ 平泉文化史館	中尊寺麓	平泉文化を縄文期から江戸時代までにわたり模型や人形などを使って展示。また、出土資料、絵図なども展示。
	⑧ 讚衡蔵	中尊寺境内	中尊寺の国宝や重文3000点以上を保存・公開。施設内容としては仏像を安置した内陣、展示室、企画展示室、収蔵庫、書庫など。建築面積 1,012.35㎡、延床面積 1,608.25㎡。
	⑨ 毛越寺宝物館	毛越寺境内	毛越寺一山に伝わる宝物として、仏像、書籍、工芸品、発掘遺品、調査資料、延年の舞用具などを展示。
	⑩ 柳之御所資料館	柳之御所遺跡隣接地	柳之御所遺跡から発掘された遺物を展示するとともに、国土交通省の河川事業について紹介。 なお、柳之御所遺跡と平泉遺跡群の解説・展示を行うガイダンス施設の整備計画が予定されている。
奥州市	⑪ 歴史ふれあい館	長者ヶ原廃寺跡付近	前九年の役で安倍貞任と源義家が句を掛け合う場面を再現したロウ人形と、「衣川村全図」を配置したシンボルゾーンを中心に、「考古」「安倍一族」「商業都市」「衣川村史」の4つのゾーンに分け、資料展示で縄文期から現代までの衣川の歴史を紹介。
	⑫ 牛の博物館	白鳥館遺跡付近	人類に食糧、労働、衣料、肥料それに娯楽など、数々の役立つものを与え、大きな富をもたらした身近な家畜である「ウシ」について、生物学と人文科学の両面から紹介。

2. 上位計画・関連計画等の概要

(1) 上位計画

①世界遺産推薦と包括的保存管理計画

平泉は、平安時代末期、奥州藤原氏による文化の花開いた地として知られており、中尊寺や毛越寺に代表される遺跡や庭園等だけでなく、当時の痕跡を示す遺跡や中世以来の宗教施設、土地利用形態を継承する農村景観などを含めた「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」として、世界遺産登録を目指して各種取組みが進められている。

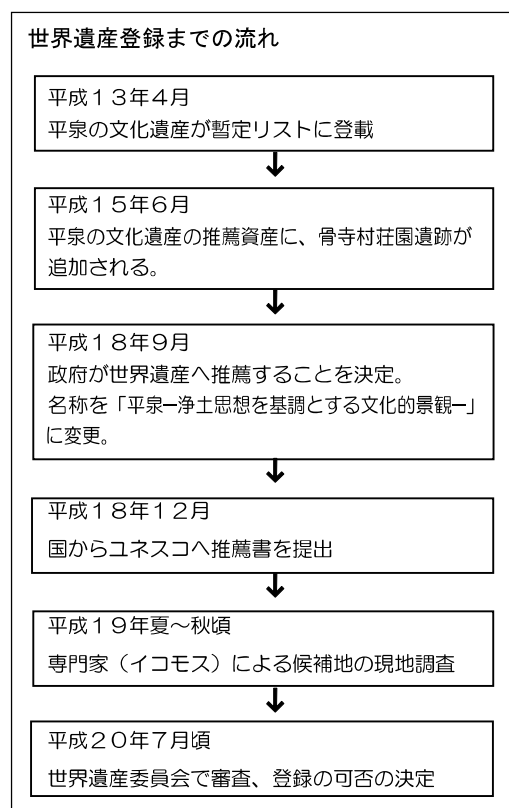
世界遺産に推薦する資産は、平泉町・奥州市・一関市に分布する9つの資産で構成される（中尊寺・毛越寺・無量光院跡・柳之御所遺跡・金鶏山・達谷窟・長者ヶ原廃寺跡・白鳥館遺跡・骨寺村荘園遺跡と農村景観）。これらの資産の合計面積は **551.1ha** で、中でも「骨寺村荘園遺跡と農村景観」は約 **349.9ha** を占めて、極めて広大な範囲が対象となっている。

世界遺産として登録されるには、ユネスコの世界遺産委員会において、資産の内容が他に類例のない固有のものであり、国際的に決められた判定基準に照らして、「顕著で普遍的な価値」があると認められなくてはならない。また、その価値にふさわしい、有効な保存管理措置がなされていることも必要条件となる。

暫定リストに登録されて以降、岩手県や関係市町は、史跡指定や景観条例の制定等による保存の取組みを進めるとともに、平成16年度からは「平泉の文化遺産」世界遺産登録推薦書作成委員会による検討のもと、推薦書の作成が進められてきた。さらに、平成18年6月には、「平泉の文化遺産」の国際的な価値評価と保存管理を考える国際専門家会議が開かれ、国内外の委員を交えて登録に求められる「顕著な普遍的価値」の証明と、後世に伝え残すための保存管理のあり方が議論され、国際的視点からも「極めて重要な遺産であることが推定される」と結論付けられた。

こうした検討を経て、世界遺産として推薦する評価の視点と保存管理に関する方針がまとめられ、平成18年12月に世界遺産推薦書がユネスコ世界遺産センターに提出され、正式に受理された。

今後は、世界遺産にふさわしいかどうか、推薦書に基づいて審査が行われ、平成19年秋頃の国際記念物遺跡会議（ICOMOS）の専門家による現地調査を経て、平成20年夏頃に開催予定の世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定である。

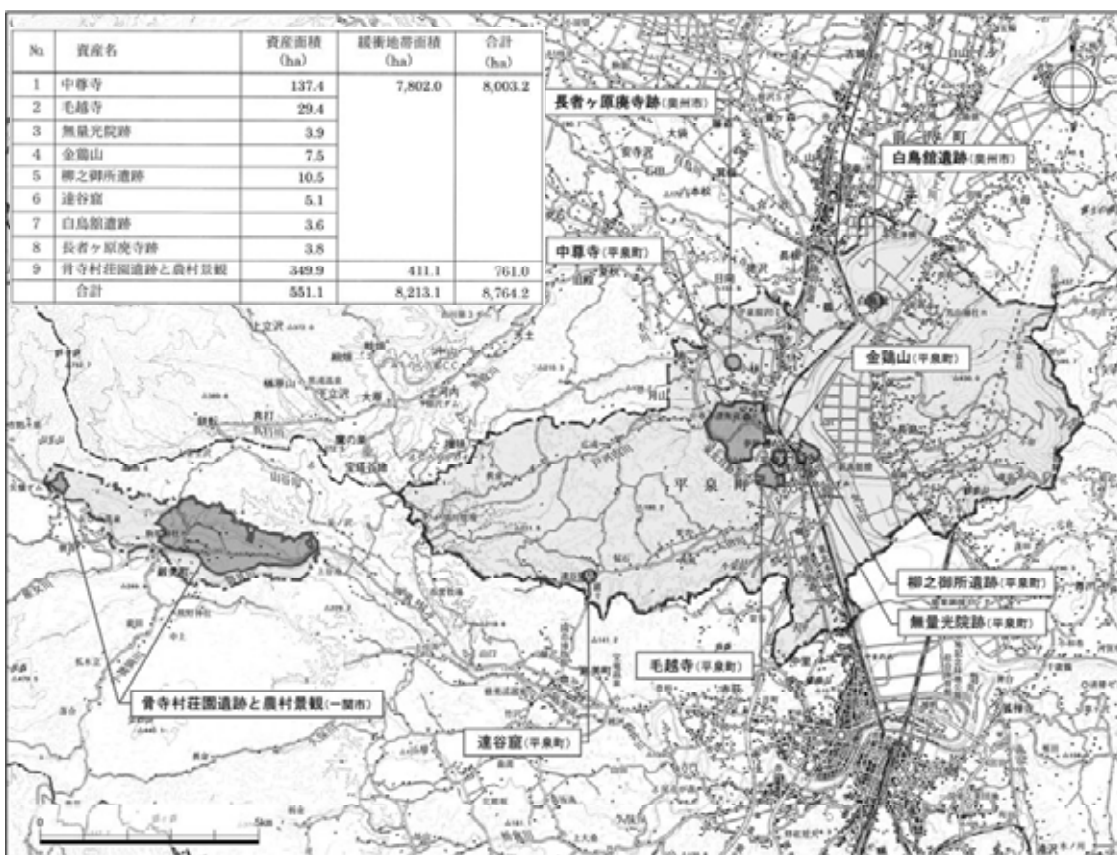


【参考資料】

「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」の世界遺産推薦について

※岩手県教育委員会作成資料より抜粋

■概要 平泉は、本州北部における東北地方のほぼ中央に位置し、岩手県に所在する。平泉は、12世紀に、奥州藤原氏により浄土思想を基調として完成された日本の北方領域における政治・行政上の拠点である。自然地形に順応して造られた施設とその周辺の農村は、地下に完全な状態で遺存している考古学的遺跡を含め、良好な文化的景観を形成している。特にその構成要素である寺院建築や庭園群は、浄土の世界を具現化した空間造形の傑作であり、その背景を成した精神性は、宗教儀礼・行事を通じて現在にも確実に継承されている。



「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」世界遺産推薦資産位置図

■「平泉の文化遺産」の保存管理

個々の構成資産は、日本国内における「文化財保護法」に基づき、それぞれ「特別史跡」「特別名勝」「史跡」「名勝」に指定又は「重要文化的景観」に選定され、適正かつ厳格な保存措置が講じられている。また周辺地域においては、各市町が定める「景観条例」により適切な措置が講じられているほか、法律により秩序ある整備や保全が図られている。

これら各構成資産は、それぞれが極めて高い歴史上又は学術上の価値を持つものであるが、「浄土思想」に代表される仏教的理念に基づいてつくられた都市部とその周辺部により構成される「都

市平泉」として、それぞれが有機的かつ密接に結びついているものである。

したがって、岩手県では、資産を総合的かつ確実に保存し次世代へと継承していくためには、個別の構成資産についての保存管理計画を具体的に示すことはもとより、各構成資産の周辺地域を含む「平泉の文化遺産」全体を総合的に包括する保存管理計画を定めることが必要であるとの認識に立ち、個々の構成資産とその周辺地域における一体的かつ適切な保存管理のための「包括的保存管理計画」を策定した。

【参考資料】包括的保存管理計画の概要 ※岩手県教育委員会作成資料にもとづく

1. 保存管理の基本方針

「包括的保存管理計画」における保存管理の基本方針は、以下のとおりである。

- ① 構成要素の明確化（本質的価値を構成する諸要素などの特定）
- ② 保存管理方法の明示（諸要素の規模・性質・立地条件等に応じた適切な保存管理）
- ③ 周辺環境を含めた一体的な保全（緩衝地帯の設定と行為規制）
- ④ 整備活用に関する施策の推進（資産の価値の理解と活用）
- ⑤ 保存管理体制の整備（資産の確実な保護のための推進体制）

2. 資産の保護と住民生活との調和

各構成資産の持つ潜在的価値を顕在化させつつ、周辺地域を含めた資産全体の一体的な保護を図ることは、地域住民の資産に対する理解を深めるとともに、保護にかかわる様々な活動やまちづくり、及び国内外の人々に資産の保護に対する関心を喚起する基盤となり、地域の活性化にも結びつくものと認識する。そこで、地域住民の生活との調和を図るために、資産の保護を技術的な面から具体化した整備活用についての基本方針を以下のように設定している。

- ① 文化財の価値評価に基づいた構成資産全体の連携（コンセプトに基づいた整備）
- ② 歴史的事実に基づいた客観性の高い修理・復元（発掘調査や学術研究成果の反映）
- ③ 構成資産の周辺環境をも視野に入れた整備（景観の保全とまちづくり）
- ④ 適切な公開・活用施設の設置（地域住民や来訪者に対する情報発信や便益機能）
- ⑤ 文化財の価値の適切な情報提供（フォーラムなどの普及啓発事業）
- ⑥ 国内外からの来訪を視野に含めた計画の策定（受け入れ体制の整備）

3. 組織体制の整備と連携のあり方

多様な要素・価値の態様・規模・現況等により構成される「平泉の文化遺産」を一体的かつ効率的に管理・運営していくためには、各構成資産の管理・運営及び公開・活用等の趣旨が的確に反映され、意思疎通が十分図られるような全体の体制・組織づくりが重要である。これらの実現に向け、以下のような指針で臨むこととしている。

- ① 管理団体の体制整備（関係する地方公共団体による適切な管理）
- ② 岩手県及び文化庁による支援体制の整備（保存管理に関する必要な技術や経費の支援）
- ③ 管理団体・岩手県・文化庁における役割分担及び連携強化（緊密な情報交換）
- ④ 管理団体・岩手県による保存管理推進母体の整備（総合的な調整機関の設置）
- ⑤ 意識啓発のための企画の推進（関係機関との積極的な連携）

②一関市総合計画

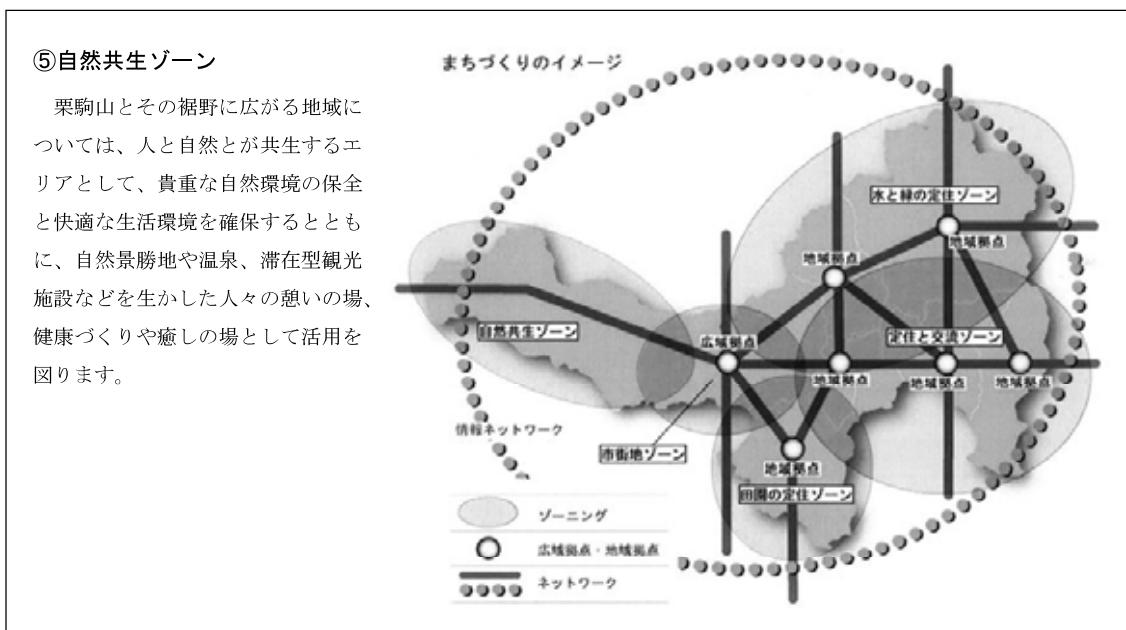
一関市がめざすこれからのまちづくりの方向性を定めた「一関市総合計画」は、平成 17 年 9 月の合併後、基本構想（平成 18 年 6 月 29 日議決）と基本計画（前期計画・平成 18 年 12 月 14 日決定）を定めている。一関市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 段階で構成される。基本構想については平成 18 年度を初年度として 10 年後の平成 27 年度を目標年次とし、基本計画は前期計画として平成 18 年度から平成 22 年度まで、後期計画として平成 23 年度から平成 27 年度までが目標年次となっており、実施計画は毎年度向こう 3 ヶ年度分の具体的な事業を計画し、着実な推進に努めるものである。

■基本構想にみられる位置づけ

基本構想は、地域社会の将来像を「人と人 地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」と掲げ、まちづくりの基本的な考え方を示している。

施策の方向性のひとつには、「**「平泉の文化遺産」をはじめとする歴史資源や温泉、自然景観、人文資源のさらなる活用と、市域に潜在する観光資源の掘り起こしと活用に努め、地域産業の一体的な振興を促進します**」とある。また、これからの地域振興目標をエリア別にみると、本寺地区を含む磐井川流域の地域は、巖美溪、一関市博物館及び一関温泉郷などの文化・観光資源に恵まれた、「**自然共生ゾーン**」として位置づけられている。

骨寺村荘園遺跡とその周辺一帯の観光活用は、地域振興に効果的に寄与する施策の着実な実施が重要となっている。



■基本計画にみられる位置づけ

基本計画は、5つの「まちづくりの目標」ごとに、基本となる施策プログラムを定め、分野別に施策の展開方向や推進方針を定めている。骨寺村荘園遺跡の保護に関しては独立した分野として、さらに観光分野の基本方針にも骨寺村荘園遺跡の活用を掲げている。また、計画の重点をわ

③本寺地区景観計画

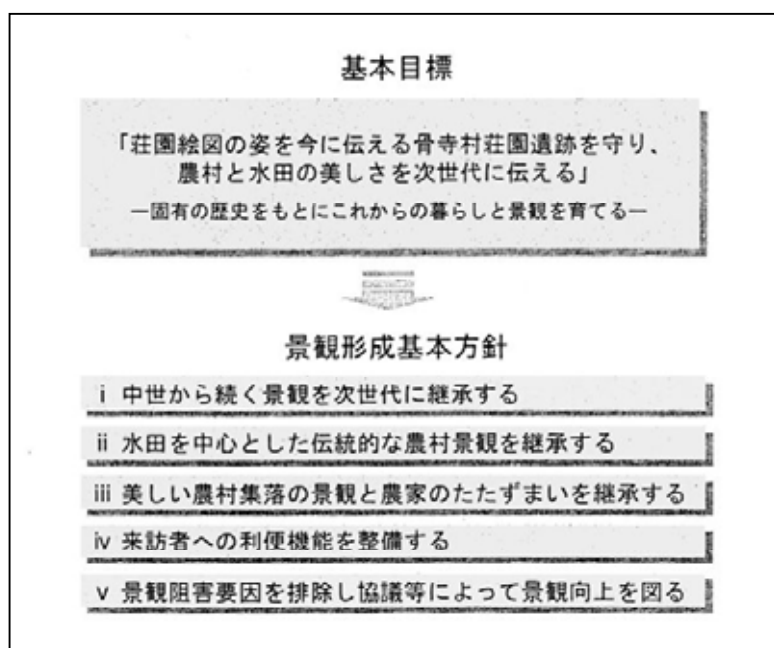
■計画の概要

一関市は、平成 17 年 12 月に景観行政団体となった上で、本寺地区を含む約 761ha の範囲を景観法に基づく景観計画区域として定め、「本寺地区景観計画」の策定（平成 18 年 2 月）及び「一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）」の制定を行った。

景観計画では、区域全体の保全の規制誘導と修景整備や活動の基本的な考え方を示すとともに、景観形成を適切に図る仕組みとして、開発や建設などの既存景観を改変する行為に対して規制誘導の基準（景観形成基準）を示した。また、「陸奥国骨寺村絵図」に対応する歴史的要素や伝統的な農村生活を示す要素を、景観資産として登録・保全する制度を計画している。

景観形成基準は、①共通事項②建築物および屋敷地③工作物④土地の形質の変更（開発行為・土石の採取等を含む）⑤木竹の伐採等⑥屋外における物の堆積の 6 つの項目からなり、コアゾーン・バッファゾーン 2 つの区域に分けてそれぞれ定めている。また、景観形成基準は、本寺地区の歴史と自然の景観的特徴を継承するために守るべき最低限の遵守事項を「基準」と、本寺地区の景観的特徴を継承するために必要な条件で、他に有効な方法があれば代替も可能とする「指針」に分けて定めている。

また、景観資産を登録・保全する仕組みは、必要に応じて景観協議を行ったり、地域活動と連携して維持管理や活動支援できる対象の幅を広げるために設けるものであり、多様な形で存在する文化的景観の景観構成要素の周知と、地域の共通認識や来訪者への情報提供に役立つよう機能させていくものである。



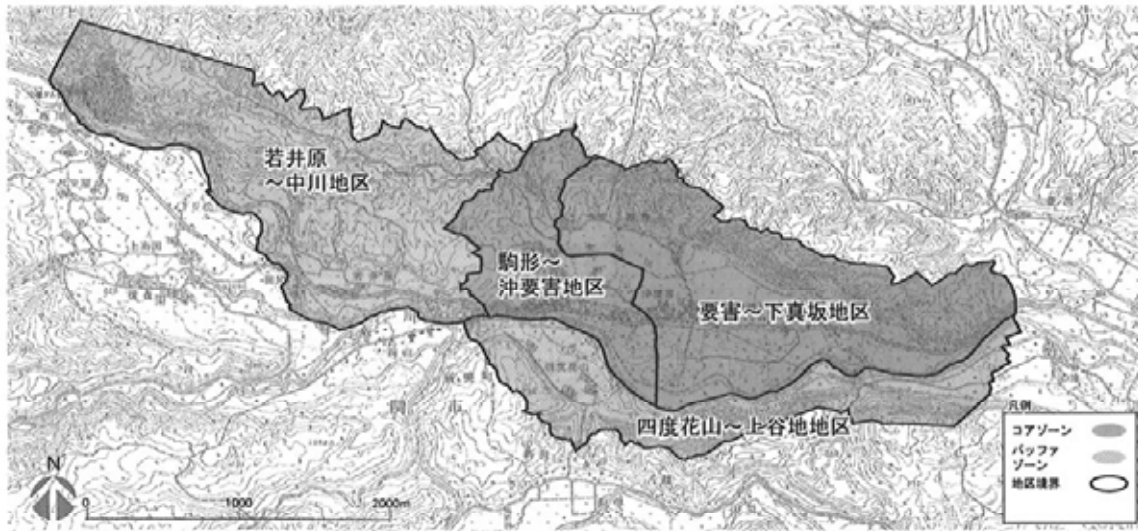
本寺地区景観計画における基本目標及び景観形成基本方針

■地区別の景観特性と景観形成の方針

「本寺地区景観計画」には、本寺地区全体を包括する景観形成基本方針とともに、地区別の景観特性に基づく景観形成の方針として、概ね以下のような点が挙げられている。

地区名	景観の特徴	景観形成の方針
①駒形～沖要害地区 ： 9区	<ul style="list-style-type: none"> ・この地区は、荘園絵図に正面として描かれた場所で、白山、馬頭観音、檜山河、六所宮、骨寺跡、宇那根社などの書き込みが多く、村の中でも重要な場所であったと推測される。 ・駒形根神社は地域の中心となる神社であり、ランドマークとしても景観的にも重要な位置に形成されている。 ・国道の北側は、景観資産候補も多く、農村景観としてのまとまりも良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基本方針に基づき、保全的に景観を継承する。 ・大型車の進入禁止や観光客の駐車抑制などを行い、本寺地区の中心的地域として保全的な景観形成を行う。
②要害～下真坂地区 ： 8区	<ul style="list-style-type: none"> ・荘園絵図では、金峯山、馬坂新道、若神子、慈恵塚などの記述がみられ、重要な場所と認識されていた様子がわかる。 ・若神子社は、耕作地の中心地にあり、この地域の中心的ランドマークとなっている。 ・耕作地が中央に位置し、その中ほどを東西に集落地が分布し、北側に丘陵地が位置している。この地区から西側を眺めると、農村景観のまとまり良い様子がわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基本方針に基づき、保全的に景観を継承する。 ・水田を中心とした伝統的な農村景観とそれを構成する屋敷構えなどを時代にあわせつつも保全的に継承する。
③若井原～中川地区 ： 9/10区	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分のエリアは丘陵部であり、駒形根神社付近から丘陵部を通過して山王窟に至る参拝の道があったと想像されている。 ・山王窟周辺の地域は、本寺地区の「奥」を形成する場所と考えられる。 ・若井原エリアには、郵便局、商店、保育園等の生活に必要な施設が集まっている。 ・本寺地区の農地を灌漑する、下り松用水の取水源となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村景観の保全的継承をすすめる、上記2地区に立地を抑制される、商業施設等の非農村型施設を吸収する役割を担う。 ・若井原エリアには、規模の大きな施設、観光客の利便施設の立地を誘導的に行う。
④四度花山～上谷地地区 ： 6/14区	<ul style="list-style-type: none"> ・磐井川の右岸の河岸段丘に位置し、南側丘陵と磐井川の間にある地域で、絵図には丘陵と磐井川が描かれているが地域そのものは描かれていない。 ・四度花山は伝統的な農家の点在するまとまりのよい景観を呈している。その他の地域は丘陵である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い建築物や工作物が建設されると本寺地区中心部からの景観に影響することが予測されるため、建造物などの規模を抑制し、自然的な景観を保全する。

地区区分図



①駒形～沖要害地区



本寺川



②要害～下真坂地区



若神子社



③若井原～中川地区



④四度花山～上谷地地区

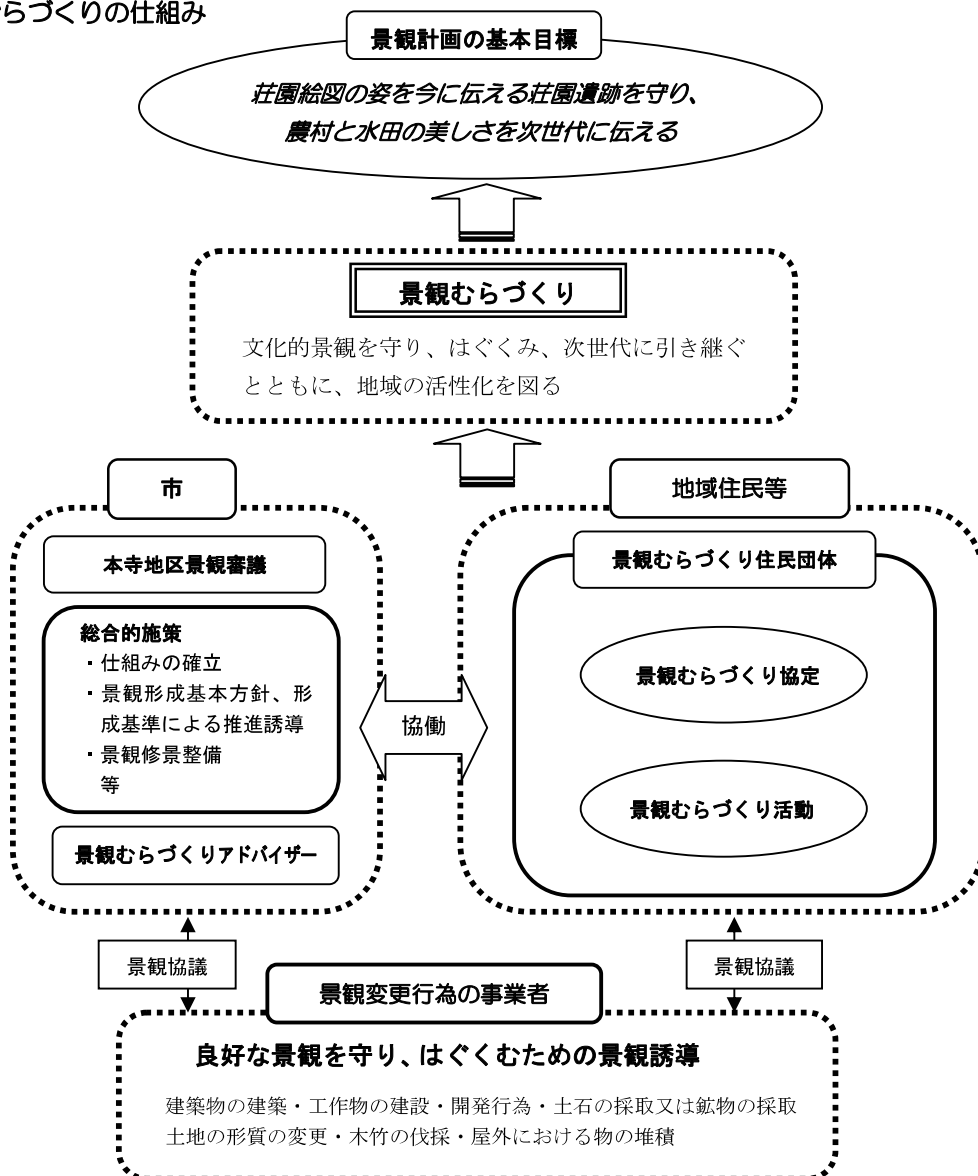
■景観むらづくりの仕組み

本寺地区の景観保全や景観形成の活動を「景観むらづくり」と位置付け、地域住民の主体性を尊重する、むらづくりを推進するための仕組みを確立し、本寺地区の景観計画の基本目標の実現に取り組むとともに、景観形成基準を活用した景観の保全及び形成を誘導するものである。

景観むらづくりを推進するための地域住民等が主体の仕組みとしては、地域を代表して景観むらづくりを推進する住民組織を「景観むらづくり住民団体」と位置付け、認定する制度、一定のまとまりのある地域の住民同士が景観むらづくりに関して、自主的に締結する協定を「景観むらづくり協定」として認定する制度及び地域住民による景観づくりを「景観むらづくり活動」として認定する制度などを創設し、景観むらづくりを支援していくものである。

また、市には、「本寺地区景観審議会」を設置するとともに、専門家の指導及び助言を受けるための「景観むらづくりアドバイザー」制度などを設け、景観むらづくりの推進に努めるものである。

景観むらづくりの仕組み



④一関農業振興地域整備計画

骨寺村荘園遺跡の所在する本寺地区は農業振興地域内にあり、「一関農業振興地域整備計画」の策定を予定している。「一関農業振興地域整備計画」では、農業上の土地利用の方向を7つの地域別（一関地域・花泉地域・大東地域・千厩地域・東山地域・室根地域・川崎地域）に示している。本寺地区の所在する一関地域の西部地区では、中山間地域の緩傾斜地一帯を、「水稻、畜産と地域の特性を活かした花きの複合経営による効率的な活用を図る」ことを基本構想としている。

さらに、本寺地区については、現在の農村景観を残した農地整備を図ることが必要な地区として、特別な用途区分として扱っている。本寺地区 **90ha** の農用地については、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る構想としている。

⑤一関市森林整備計画

骨寺村荘園遺跡における森林は、一関市森林整備計画上、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に指定されている。この県土水源保全森林は、「樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ下層植生の発達を確保するため、複層林や針広混交林への移行を目指した施業に努めるとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地の面積縮小及び箇所分散を図ることを基本とする」とされている。

したがって、天然生林は基本的に手を加えないこととなり、有用広葉樹林、人工林は長伐期を指向しつつ、伐採は択伐または小面積の伐採となる。

⑥史跡骨寺村荘園遺跡保存管理計画

史跡骨寺村荘園遺跡の適切な保存・活用を目的として、平成 **18** 年度に保存管理計画を策定した。史跡における保存管理計画は、指定地の管理の現状をふまえ、保存管理の基本方針や現状変更の取扱基準、整備の基本的な考え方や保存管理の体制などを示し、行政上の指針とするものである。

史跡骨寺村荘園遺跡の場合、指定された土地は、道路敷などのごく一部を除き全域が民有地であり、地目でみると山林・保安林が大部分を占める。土地の維持管理は所有者がこれまで行ってきたが、林業の低迷や従事者の高齢化から森林保全は厳しい状況にあり、史跡に指定される以前から管理道として利用されてきた道も、次第に荒廃しつつあるのが現状である。

保存管理計画において、適切な保存管理のためには、調査の継続的实施と、社殿等の建造物の適切な修復、森林の維持管理、学術調査に基づく整備・活用などが必要であるとしている。

また、維持管理体制については、農業・林業などの生産活動や宗教行為が継続されていることもあり、所有者による管理の継続が今後も基本となる。しかし、管理道の設置・補修、除草作業といった維持管理は、史跡の保存・活用の観点からも必要な行為であり、一関市が所有者等と調整を図り、協力して取り組むものとしている。さらに、必要が認められる場合は、当市が土地の公有化を行い適切な保存管理の継続を図ることを定めている。

⑦文化的景観保存計画の概要

一関市では、「一関本寺の農村景観保存計画」を策定し、史跡と一体となって本寺地区の文化的景観を保護するための基本的な考え方を定め、文化的景観の維持継承に努めることとした。

文化的景観の保護に関する基本方針として掲げた内容は、以下のとおりである。

■基本方針

1	景観単位に沿った土地利用の継続
本寺地区の文化的景観は、自然地形に沿って形成された土地利用に基づき、低地に広がる耕作地、微高地や山裾に形成された居住地、林業を営む丘陵地、南の境界を示す磐井川の、4つの景観単位に区分される。また、まわりある伝統的な村落景観の姿と、中世からの歴史をうかがい知ることができるという特性を守るため、景観単位別の土地利用を今後も継続していくものとする。	
2	中世からの歴史の変遷を伝える要素の保存管理
点在する遺跡や石造物、信仰の対象となった社寺等は、中世骨寺村から続く歴史の変遷を示す重要な要素である。これらの維持管理を適切に行うとともに調査を継続し、遺跡の周知や信仰にまつわる伝承や行事などの継承にも努める。	
3	村落景観を維持するための修理・修景等の整備
樹林、屋敷とイグネ、耕作地と水路網など、文化的景観の構成要素の荒廃を防ぎ、存続を図るための対策を講じる。清掃、復旧（修復）、修景などを行い、伝統的な村落景観を後世に伝えていく。	
4	重要文化的景観を契機とした新たな活用方策の検討とその実現
多くの人に本寺地区の文化的景観の理解を深めてもらうために、伝統的な地域文化を体験できる場所を設けたり、都市と地元との交流する機会を作るなど、新たな活用に取り組む。	
5	運営体制の整備
上記について、地元・行政・関係者等と一緒に検討する場を設け、各種の活動に取り組む。	

■景観単位別の土地利用の方針

文化的景観の保存は、現在の土地利用を持続していくことを基本とする。したがって、文化的景観保存計画では、対象範囲を4つの景観単位に区分の上、それぞれの保存管理の方針を示し、本市と所有者等が協力して、これに努めることを定めた。

I 耕作地（低地）

- ・不整形で小区画の水田と直線的で規則的な区画となった水田の混在する状況は、荘園経営が行われてきた頃から重層的に開発が行われてきた耕作地の変遷過程を良く示しており、本寺地区における文化的景観としての重要な特質となっている。このため、伝統的な水田・畦畔・用排水路などの形態及び用排水の仕組みを維持・修復しつつ、農地を継承する。
- ・農用地区域が大半を占める耕作地においては、農業振興地域整備計画等の方針に従って、文

化的景観の保存に考慮した地域の営農の取り組みを推進する。なお、農用地に対する景観的視点からの措置として、本市では景観農業振興地域整備計画を平成 19 年度に策定することとしており、これによって文化的景観の保護や環境に配慮した農業用施設の整備を図ることとする。

II－居住地（微高地）

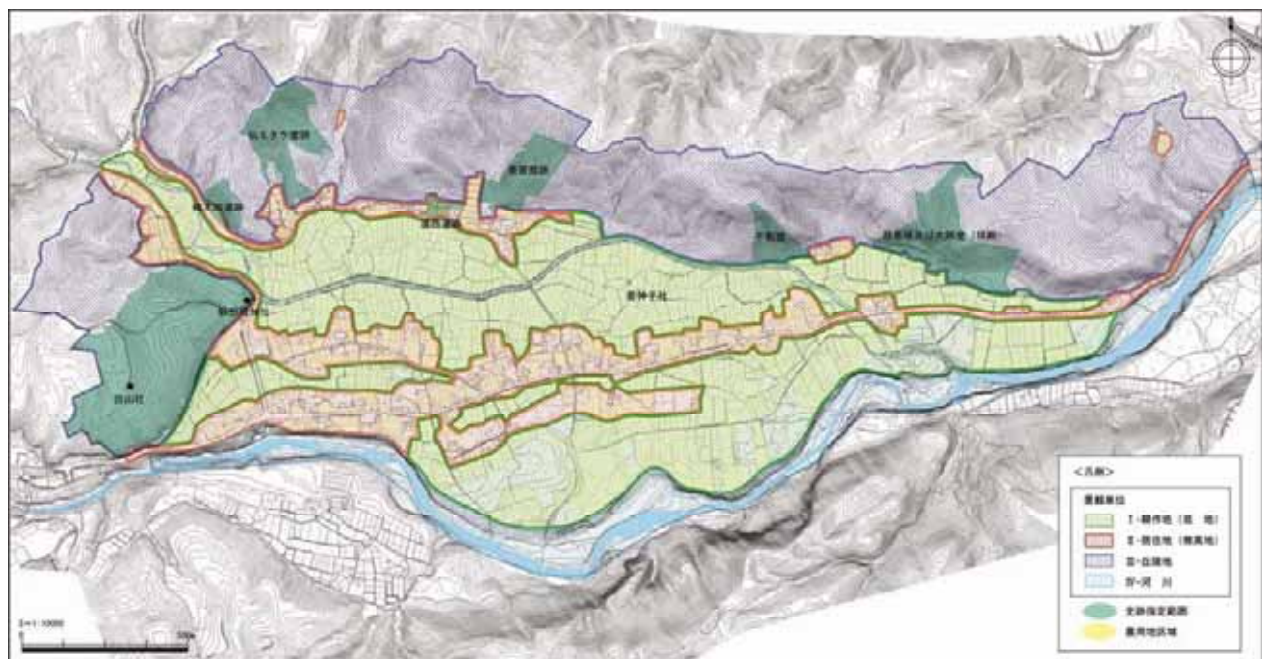
- ・屋敷地と畑地の連続によって構成される土地利用と、屋敷地内のイグネ・主屋や附属屋等の建物・前庭による、まとまりある農家の屋敷構えを維持する。
- ・屋敷と屋敷をつなぐ緩やかな曲線の道の線形を保持し、道沿いに多く点在する石造物の保存に努める。
- ・本寺地区の農耕や居住に関わって伝統的に利用されてきた建物については、重要文化的景観を形成する重要な家屋として特定し、その継続的利用を促進する。

III－丘陵地

- ・里を囲む里山の連続する景観は、現在の本寺地区で、中世の絵図そのままの姿を極めて良くあらわす要素であり、今後もその地形や水源としての機能を維持する。
- ・丘陵地に点在する遺跡や石造物の保存に努める。
- ・森林施業の継続や、生活に密接に関わってきた植物資源の適切な管理を継続するとともに、自生の動植物の生態系の維持および災害防備に努める。「本寺地区景観計画」の中で丘陵地の樹林景観の保全の方法として、景観的風致を目的とした保安林の指定を進めることを示しているが、適切な森林施業の維持を図るための観点からは、「森林施業計画」などを取り入れ、本寺地区にふさわしい計画的な森林施業の指針を定めるようにする。

IV－河川（磐井川）

- ・取水源としての河川の水質保全に努める。
- ・植生の管理を適切に行い、生態系の維持および災害防備に努める。



景観単位区分図

(2) 関連計画

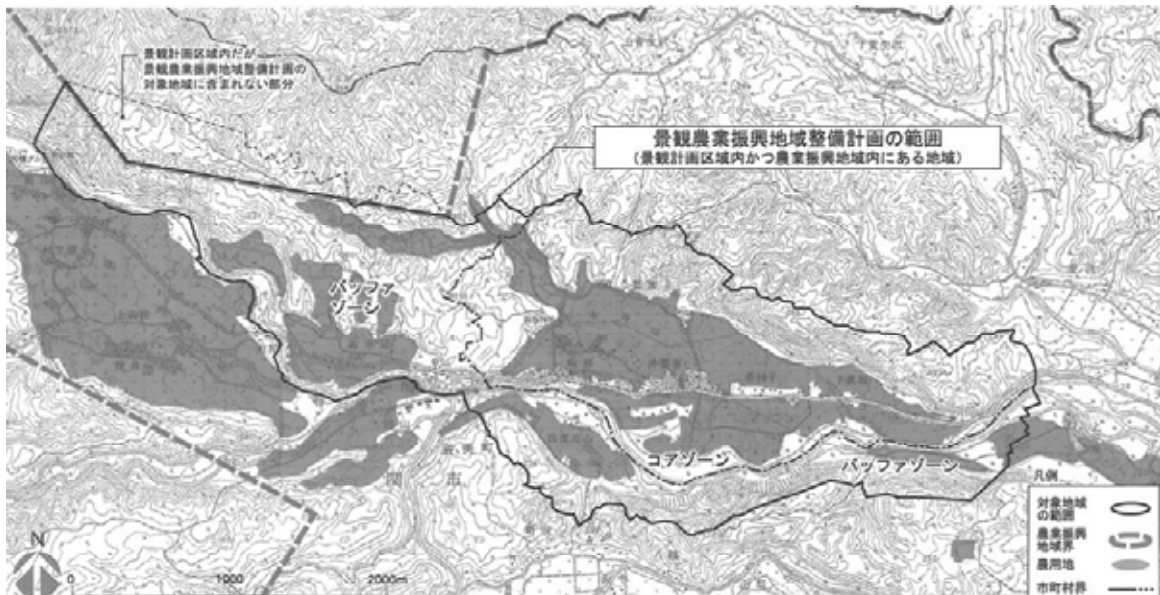
①一関景観農業振興地域整備計画（本寺地区）（平成19年度策定予定・一関市）

景観農業振興地域整備計画は、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第55条において、「景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる」とされている。

骨寺村荘園遺跡の所在する本寺地区の景観の特徴は、荘園絵図の世界と水田農業を中心とした営農の継続により継承されてきた落ち着いた伝統的農村景観であり、この景観を保全する必要があることから計画を策定するものである。

現在の本寺地区の水田は小区画な上に湿田が多く、農道の幅員も狭いなど効率的な営農が出来ない状況となっている。また、ほ場条件以外にも耕作者の高齢化などによる後継者問題など農業継続のための課題が見られる。これらの課題の解決に向け、景観農業振興地域整備計画の策定にあたっては、土地の農業上の利用や農用地・農業用施設の整備についても景観との調和に配慮し、農業振興を図ることを基本としている。

また、計画に地域住民の意向を反映するため、平成18年1月にアンケート調査を実施し、さらに同年12月と平成19年1月にはワークショップを開催した。こうした意向把握の取組を通じて、地域住民との合意形成を深めつつ、計画案を作成し、計画決定に向けた手続きを進めている。



景観農業振興地域整備計画の対象範囲図

目次構成（案）

一 関市の概要

- （１）位置
- （２）地勢
- （３）歴史

1 景観農業振興地域整備計画の区域

- （１）位置と自然概況
- （２）面積

2 景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項

- （１）景観特性
- （２）目指す農村景観像
- （３）景観と調和のとれた営農方針

3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

景観保全農地整備の整備方針

4 農用地等の保全に関する事項

- （１）小区画水田の保存活用
- （２）耕作放棄地の発生防止
- （３）担い手対策

5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

参考資料 1. 景観計画の「6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項」

2. 一関本寺の農村景観保存計画「Ⅲ. 文化的景観保存計画」（関連部分）

②「平泉文化遺産観光活用推進アクションプラン」(平成18年10月策定・岩手県)

このアクションプランは、世界遺産登録を目前に控え、県南広域振興局が担当して策定されたもので、これまで「中尊寺」「毛越寺」に特定されがちであった「平泉」のイメージを、今後は東北の歴史文化の中心として、広がりのある新しい「平泉」のイメージ形成を図りながら、国際文化都市へと大きく発展することを目指すものである。それには、従来の通過型の観光から、県南広域圏の観光エリアを中心とした回遊型観光、さらには県内全域、東北地域にまで波及する滞在型観光の中心として、その魅力を高めることが必要である。このため、平成18年度から平成21年度までの4カ年の実施期間で、早急に取り組むべき事項を具体的に示したものである。

アクションプランは、多くの来訪者が「平泉の文化遺産」の魅力に触れ、この地域の魅力を堪能するために必要となる受入側の態勢整備を中心に検討されたもので、4つの項目のもとに、施策の基本的方向と実施事業が示されている。また、それぞれの実施事業の着手年次と実施主体も示されている。

このうち、トイレ・駐車場、ガイダンス、眺望点整備、あるいはガイド育成等、資産別に検討すべき事項の多くは、骨寺村荘園遺跡のみならず、他の市町でも共通の課題となっており、骨寺村荘園遺跡の整備と同時に進められていくものと考えられる。一関市においても、骨寺村荘園遺跡の具体的な整備検討、あるいは隣接する観光資源の見直し等も行いつつ、岩手県および関連市町と連携し、統一感のある広域連携に配慮した受入態勢整備を実現していく必要がある。

アクションプランに示された各施策の基本的方向

1. 観光客の受入態勢整備	
もてなす	…… 観光関連産業（経営者・従事者等の意識啓発、オリジナル土産商品の開発）
導く	…… 観光サイン・案内板の適切な整備、道路標識等の整備等、エリアの統一感の造成
迎える	…… 駐車場内の表示の適正化、駐車場の整備、トイレ表示の適正化、 ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備、トイレの整備
案内する	…… ガイドの確保・資質の向上等、案内機器類の整備等、外国人来訪者への対応、 利用者サービスの向上
動く	…… 交通機関（二次交通の確保）
2. 魅力ある観光地づくり	
活かす	…… 地域住民の意識啓発、ITを利用した観光情報の提供、魅力的なエリア形成
みがく	…… 地域資源等の発掘、活用検討
3. 新たな「平泉」のイメージ形成	
掲げる	…… 新たなイメージ形成・魅力づくり
揃える	…… 多様なニーズに対応する新たな観光ルートの設定、商品提案
4. 情報発信・誘客事業の展開	
発信する	…… 総合的な情報発信、文化施設のアナウンス機能の充実、情報提供サービスの充実
魅せる	…… PR活動の推進、イベントの開催、観光客の誘致推進、ターゲットを絞った誘客、 インバウンド客の誘致促進、いわて花巻空港を活用した誘客の促進

3. 本寺地区における地域づくり活動

平成 16 年に発足した本寺地区地域づくり推進協議会では、「地域おこし」「地域営農」「土地改良」の 3 つの部会を設置し、荘園遺跡の景観保全・活用、集落営農の確立及びほ場整備の推進などの課題解決に、継続的に取り組んでいる。

平成 17 年度からは、住民達の考えた地域づくりのアイデアを実践するために、広田純一岩手大学教授の指導を受けて「骨寺村荘園の里・夢づくり実践チーム会議」の活動が始まった。実践チームは、5 つのチーム（「環境整備」「広報」「体験交流」「商品開発」「特産品」）に分かれて活動をしており、これまで「古道を探訪する会」や「田植え体験と遺跡めぐり」などを開催している。

さらに平成 18 年度は、本基本計画の策定に先立ち、地元の意見を集約するためのワークショップ「遺跡整備基本計画を考える会」が開催された。また、史跡管理道の刈払い、景観阻害要因の撤去、昨年度に引き続き開催された稲刈り体験と遺跡めぐりなど、遺跡の保存・公開に配慮した活動や、都市住民との交流の機会を設ける具体的な活動が行われている。



古道探訪会の開催

(1) 「遺跡整備基本計画を考える会」による検討

■活動の目的

整備・活用の内容を実現していく過程では、地域の主体的な参加を促しつつ、行政と地域が一体となって進めていく必要性が高いことから、本寺地区地域づくり推進協議会において、実践チーム会議の番外編と位置づけた「遺跡整備基本計画を考える会」が組織され、本書の策定段階から地域住民と協議を重ねた。



現地点検の状況

■開催経過

会議は、平成18年7月から9月にかけて集中的に合計4回開催された。1回目に5つの班を編成して現地点検を行った。2回目以降は、今後必要と思われる改善策や、整備・活用方法など話し合い、班ごとに検討結果がとりまとめられた。

	開催日	内容
第1回	平成18年7月30日	班ごとのテーマに従って現地点検を行い、その結果を「点検マップ」と「点検カード」で整理。
第2回	平成18年8月28日	前回の現地点検の結果を仕上げ、改善策や活用策などを検討し、「点検マップ」「検討表」などに記入。
第3回	平成18年9月8日	前回到引き続き、改善策や活用策などの検討・提案。
第4回	平成18年9月22日	前回までの提案に基づき、具体的に実施するための方法等について検討。

■各班の検討事項と基本計画における対応方針

名称	検討事項	基本計画における対応等
史跡調査班	<ul style="list-style-type: none"> ①各史跡の管理道の設定。 ②各史跡の改善策の提案と、維持管理方法の検討。(特に、標柱・説明板の設置、危険箇所・道の改善、間伐が必要) ③世界遺産登録までのプレ・イベントの提案(史跡見学ツアー、慈恵塚護摩焚き、駒形根神社例大祭)と、開催までのスケジュール検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ①委員による現地指導(H18.9.11)を経て、今年度実施する刈払いルートを決めた。 ②史跡整備計画及び管理運営計画に反映する。 ③活用計画に反映し、今後地元の取り組みを支援する。
景観整備班	<ul style="list-style-type: none"> ①廃車、放置農機具、電柱・ガードレール、本寺川護岸など景観阻害物の抽出。撤去可能なものは、18年度撤去するため、作業計画の検討。 ②今後、地元で行っていきべき景観維持活動に関する検討(廃車・看板・廃棄物等の抑制、イグネの管理、清掃活動など)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①18年度実施する撤去作業の方法を決定した。未作業分は、次年度以降も継続する。 ②管理運営計画に反映し、今後の地元の取り組みを支援する。また、地元向け「景観ルール」づくりへの展開を支援する。
景観点検班	<ul style="list-style-type: none"> ①地元以外の参加者の視点により、景観阻害物を抽出。その後、景観整備班の資料も含めて、景観阻害物の傾向を分析し、改善策を検討。 <p>(景観阻害物は、急いで撤去や改善すべきという意見であった。また、景観整備班が撤去対象とした物件を除くと、景観阻害物には公的な施設が目立った。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①景観修景事業の内容に反映するため、関係者(特に公的施設)に対し協力を求めていく。 <p>※本寺地区景観計画(景観法)との関わりが大きく、アクションプランの1つに位置づけ、実現化のための事業を推進する。</p>

見学ルート班	<p>①見学先の検討（絵図にちなむ場所、絵図世界を眺められる場所、その他）</p> <p>②見学ルートの検討（30分・1時間・半日コースの設定）</p> <p>③見学に必要な施設と配置の検討（大型バスの排除や、駒形の空家活用などの意見は共有。ガイダンス施設配置案は意見が二分）</p>	<p>①～③の意見は、整備計画（眺望点・遊歩道・施設整備等）に反映する。</p> <p>施設配置は、今後さらに検討を重ね、最終決定としたい。</p> <p>※絵図の世界を体感して欲しいという意見は同一。しかし見学してもらいたい場所（慈恵塚付近）と、見学しやすい場所（要害橋付近）が異なっている。</p>
水田・水路班	<p>①体験水田の位置と管理方法の検討</p> <p>②景観配慮水路の位置・規模や、その整備のあり方、管理運営体制を検討</p>	<p>①～②の意見は、見学ルートや便益施設と関連づける。また、活用計画や管理運営計画に反映させる。</p> <p>※景観保全農地整備や景観農振計画との関わりが大きい。</p>

(2) 「景観農業振興地域整備計画を考える会」による検討

■活動の目的

一関市本寺地区景観農業振興地域整備計画（景観農振計画）策定に際し、本寺地区の農業の現状と課題について改めて自分達の考えをまとめるために、「景観農業振興地域整備計画を考える会」を開催し検討を行った。

■内容

検討は、2回に分けて実施され（平成18年12月19日、平成19年1月9日）、3つの班（レディース班・年長班・年少班）を編成して実施された。また、本寺の農業の「強み」と「弱み」を出し合った上で、本寺地区のこれからの農業振興のアイデアとキャッチフレーズを各班で検討し、発表した。

出されたアイデアについては、それぞれ重要度・実現可能性・実行する主体者と期間について検討を深め、さらにアイデア実現のために解決すべき課題についても意見を出し合った。これらの意見は、景観農振計画に反映され、今後地域住民の主体的な取り組みが期待されるものである。

なお、本寺地区の農業振興策には、骨寺村荘園遺跡の保存・活用に欠かせない役割を担うものであり、参加者からの骨寺村荘園遺跡の見学・観光を目的とした来訪者を意識してのアイデアが多く盛り込まれている。また、活動の早期実現を図るべく、行政の支援を必要とする施設づくりにも期待が寄せられている。

本寺農業のキャッチフレーズ検討案

班名	キャッチフレーズ
レディース班	きれいな水と緑の山 世界にはばたく 骨寺農業
年少班	未来へつなぐ 荘園農業
年長組（シルバー）	次世代へ 笑顔でつなぐ 荘園農業

農業振興のアイデア

大項目	小項目	班			
		レディース	年少組	年長組	
米のブランド化	ブランド米	お米のブランド化	莊園米 本寺ブランド米を作って（たとえば魚沼産みたいに）高く販売する	本寺ブランド米の生産販売	
			ほ場を選定してブランド米としての良質米を作る。そして売る。		
	有機栽培 環境農業		冬水田んぼなど環境に配慮した農業の実施	有機米栽培	
多様な米生産				古代米栽培	
				酒米	
				もち米栽培	
				コアゾーンは作りたい位米を作れるように！	
特産農作物	穀物			小豆、あわ、そば	
	野菜・果樹			ブルーベリー、いちじく	
	山菜・きのこ			山ウド（加工も）、きのこ、タラの芽、山菜全般	
	その他作物			こんにゃく芋、エゴマ、ドクダミ	
			古文書の作物の復活（かんりょう、もわた）		
特産加工品	農産物加工	もち、しみもち、どぶろく、甘酒、パン、だんご、アケガラス、豆乳でアケガラスをとく すみ大根 漬け物 莊園漬け ミソ田楽 黒豆ミソ、黒豆の豆乳でプリン・湯葉、黒豆のきな粉・納豆・甘納豆・豆腐・しみ豆腐 がんづき		大根、白菜で漬け物加工	
				黒豆	
				大豆で豆腐、ミソ	
				本寺にしかない特産品を作り供給する	
				山菜を取り加工して販売する。	
				米以外の農産物で加工食品も出来るのでは 健康をテーマにした作物の栽培と販売	
	一般論				
	里山利用				炭生産
					間伐材の利用
					里山の活用、林産物の利用
販売方法		お米のインターネット販売 農家で精米して売る	ふるさと便・産直 ネット販売		
組織作り				販売までの管理組織必要	
				売るための組織づくり	
				本寺公社を作って本寺米（ほかの農産物も）を売る 莊園の経営組織づくり	
人材確保・育成				観光客に対応するための人材 食品衛生管理者の育成	
農家レストラン		農家レストラン	地場産品を使った農家レストランの営業		
農家民宿 農業・農村体験	農業体験	農家民宿 農業体験 ソバ打ち	いつでも農業体験 体験型農業 観光を活かした農業		
				山野草	山野草
				ものづくり	ワラ細工 そばがらでマクラ 山に体験（→意味不明）
	その他		熊料理		
	オーナー制度		畑を貸す	小さい田んぼのオーナー制	
	施設	加工施設	加工場が必要	加工場を実現させて女性・高齢者の働き場を確保する	加工食品用の加工施設必要
		直売所		産地直売所	
観光客用施設				観光客に対応するための中核施設	
その他		水車		休憩所の設置	

(3) その他の実践的取り組み

本寺地区地域づくり推進協議会の活動は、上記(1)及び(2)の計画策定に関わる実践的活動や景観保全農地整備事業の地元要望の集約を行うほか、中尊寺見学会や田植え体験といったイベントや研修会の開催など、極めて多岐にわたっている。また、地域づくりの活動内容を地域住民に知らせる「骨寺通信」も、継続的に発行されている。

平成18年度の取り組みについて、以下の表に示す。

平成18年度本寺地区地域づくり活動実績 ○イベント ●ワークショップ ◎研修・清掃活動

年 月 日	項 目	備 考
平成18年 5月28日	○田植え体験と遺跡めぐり	参加者 約140名
〃 7月30日	●第1回遺跡整備基本計画を考える会	〃 71名
〃 8月28日	●第2回遺跡整備基本計画を考える会	〃 52名
〃 9月8日	●第3回遺跡整備基本計画を考える会	〃 45名
〃 9月22日	●第4回遺跡整備基本計画を考える会	〃 45名
〃 10月1日	○稲刈り体験と荘園めぐり	〃 120名
〃 11月2～3日	◎研修会(群馬県みなかみ町)	〃 10名
〃 11月18日	○中尊寺見学会・古道探訪会	見学会43名、古道探訪会27名
〃 11月19日	◎景観阻害要因撤去	参加者 32名
〃 11月26日	◎史跡管理道刈払い	〃 70名
〃 12月17日	◎研修会(福島県大内宿)	〃 75名
〃 12月19日	●第1回景観農振計画WS	〃 31名
平成19年 1月9日	●第2回景観農振計画WS	〃 32名
〃 1月21日	◎女性研修会(大東町)	〃 34名
〃 2月18日	○骨寺村を語る会	〃 約300名
〃 3月12～14日	◎研修会(大分県田染荘)	〃 3名
〃 3月17日	◎女性研修会(花泉町)	〃 22名

■史跡の管理道刈払い、阻害要因撤去

「遺跡整備基本計画を考える会」で指摘された、景観阻害要素及びその改善点に基づき除去作業が行われた。クリーン作戦として、使用しなくなったFRPサイロや廃車の撤去が行われた。

史跡の管理用ルートへの刈払いについては、専門家との協議の上決定し、11月に実施した。

■農業体験と遺跡めぐり

参加者を募集して田植え・稲刈りを行う農業体験は年に2回のイベントで、平成18年度が2年



管理道刈払いの様子

目にあたる。参加者は地域住民の案内で、遺跡見学もできるプログラムとなっている。

■中尊寺見学会と古道探訪会

中尊寺の讚衡蔵で展示公開されている「陸奥国骨寺村絵図」の見学とあわせて、平泉と骨寺村を結ぶ古道を実際に歩いて、中尊寺との関わりについての理解を深めた。

■「骨寺村を語る会」の開催

協議会と本寺地区区長会が主催したもので、講演会と神楽などの郷土芸能が披露され、さらに参加者には餅料理などが振舞われた。参加者は本寺地区内外合わせて約 300 人集まった。

■研修会の開催

特産品・加工品づくりや農家レストランなどの取組の先進地に行き、活動状況の視察や実際にそば打ち等の体験を行った。



古道探訪会



群馬県みなかみ町研修会

「骨寺通信」 第22号では、骨寺村を語る会の開催の様子を紹介

4. 整備課題の整理

本寺地区は、中尊寺経蔵別当領であった中世荘園の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡と、水田を基本とする土地利用形態を持続してきた良好な農村景観としての、2つの価値が存在する地域である。

長年にわたって農業と居住の土地利用を続けてきた本寺地区においても、社会や生活様式の変化、高齢化が農村生活に大きな影響を与えており、本寺地区における文化的景観の維持は困難になりつつある。さらに、世界遺産登録を契機として訪問者の増加が予想されており、現地における受け入れ体制がないまま進めば、地区内住民の生活領域に無秩序に来訪者が訪れることとなり、混乱を来たす恐れが大きい。

一方、「本寺地区地域づくり推進協議会」を中心に地域づくり活動が進められていて、住民の地域や歴史に対する関心は高まってきている。世界遺産登録への気運の高まる中、地域づくり活動が、史跡や重要文化的景観の保存・活用とどのような関わりを持っていくべきか、行政と地元が一体となって考え、方向性の共通認識を深めておく必要がある。

このような状況をふまえ、整備活用基本計画の立案に際しての課題は、おおむね4つに分けて整理することができる。

- ①史跡及び重要文化的景観としての価値の保存と活用
- ②水田を基盤とする農村集落の持続可能な地域づくり
- ③景観に配慮した各種施設の整備
- ④平泉の文化遺産や周辺地域の景観整備と観光及び活用事業の推進

①史跡及び重要文化的景観としての価値の保存と活用

来訪者が、現地を眺めて絵図に描かれた様子と見比べたり、実際に史跡となった場所まで行く場合に、正しい情報を提供して中世の荘園のイメージを深めてもらうことが重要であり、どのように見学ポイントを設定し、文化財としての価値を伝えるかが課題である。

しかし、骨寺村荘園遺跡内には、その価値を明らかにするための調査が必要な史跡や、長年の風雨にさらされて破損が目立つようになった社寺の建造物や石造物などがある。また、史跡の多くは丘陵部に存在していて、往來の減った通路は次第に管理されなくなり、草が生い茂って安全に通行できなくなった箇所や、通路すら確保されていない場所では、管理そのものが難しくなっており、すぐに見学ポイントになり得る場所は限定される。こうした状況に対処するため、まずは遺跡の保存を前提に管理体制の万全を図ることから着手し、十分な調査の上で修理・整備・公開の方法を順次検討していく必要がある。

また、見学に際しては、住民にとっては「生活・生業の場」であることから、来訪者が私有地を行き交うようなことは避け、あらかじめ見学経路を設定するなどして適切に誘導することが必要である。



例えば、慈恵塚に至る道など、広がりのある眺望が得られる場所を適切に選択し、見学者を案内できるように整備する。



破損が見られる鳥居や社殿は、修復が必要である。

②水田を基盤とする農村集落の持続可能な地域づくり

曲線の畦畔に囲まれた不整形な水田や土水路は、高齢化などにより維持管理が困難な状態が想定され、本寺地区における文化的景観の基調を成す水田景観をどのように保っていくかが課題である。

一方で、史跡の管理道の刈払い作業や、景観阻害要素の撤去作業など、自主的な景観保全の取り組みを通して、自分達の暮らす地域が歴史的に大切な場所であり、地域全体で守り育てていこうという意識は一層深まってきている。こうした、農村集落の景観保全と地域づくりの2つを軸とした、まとまりある地区住民の活動は、農地の維持管理、ひいては文化財としての価値を守るためにも欠かせないものといえる。

さらに、地域の主体的な活動を基礎としながら、ボランティアなどの様々な人的・財政的支援を促すための安定した仕組みづくりを行う一方で、骨寺村荘園遺跡という他地域にはない付加価値を地域づくりに取り入れて、持続可能な地域づくりを進めることが重要である。



伝統的な水路や小区画水田の保全に向けた支援の仕組みが必要である。



文化財としての価値を守るため、史跡に至る管理道を維持管理する必要がある。



景観を阻害している現在使っていないFRPサイロの撤去作業を行っている様子。

③景観に配慮した各種施設の整備とルールづくり

農業（一次産業）が中心であった本寺地区に、今後急激に観光業（三次産業）の導入が予想される。これからの地域づくりには、来訪者をあたたかく迎え入れ、文化財としての価値をわかりやすく伝えることが求められるが、その延長にある「観光」そのものも排除されるものではない。地元と来訪者の交流により地域の活性化が促され、営農を主とする地域づくりに役立てることは望ましいことである。ガイダンス施設などの施設整備にあたっては、来訪者を受け入れるための解説機能や便益機能に加えて、地域づくりの拠点としての役割が重要となってくる。

しかし、観光業に転換したことによって、耕作放棄地や外部資本等の店舗が増加することで生業や土地利用に変化をきたし、長年の積み重ねによって醸成されてきた価値を損ねる結果になってはならない。このため、本寺地区に相応しい農業振興と観光振興のあり方を検討し、景観に配慮した施設整備とルールづくりが必要である。

各種施設の整備においては、「本寺地区景観計画」に定める基準に基づいて検討を進め、その配置や地域づくりと一体となった活動拠点施設に求められる機能の検討を行い、また、沿道の広告物等の制限、来訪者の集中が予測されるシーズンの交通規制などのルールづくりを進め、地域住民のみならず、それ以外の人々にも理解を促していくことが必要である。

【参考資料】



棚田オーナーと地区住民が交流し活用する施設（休憩室・便所・物置を設置）
名勝嬢捨（長野県千曲市）

【参考資料】



世界遺産のひとつ白川郷の合掌造り集落の休日の様子。旧国道は駐車場が増え、車であふれて、景観問題が指摘されている。

④平泉の文化遺産や周辺地域の景観整備と観光及び活用事業の推進

骨寺村荘園遺跡は平泉の文化遺産の1つとして、広がりのある「平泉」のイメージ形成を図るための重要な遺跡であり、広域的な連携を視野にいたした観光振興と活用が必要である。

遠方からの来訪者の多くは、世界遺産に推薦された他の遺跡と同じ時期に骨寺村荘園遺跡にも訪れることが考えられるため、回遊ルートの整備や受入体制づくりは、他の地域（平泉町・奥州市）や骨寺村荘園遺跡周辺地域の観光・活用と一体となって取り組む必要がある。さらに、全国PR、イベント企画等についても統一感を持って進め、平泉の文化遺産を核としながら地域全体の魅力を高めていくことが必要である。

また、骨寺村荘園遺跡は、世界遺産に推薦されたことによる本寺地区の盛り上がりには比べると、一関市民の意識は十分に高まっているとはいえない。骨寺村荘園遺跡は、遠方からの来訪者にとっては見慣れない農村の姿が新鮮に見えても、市民にとっては身近すぎるがゆえにインパクトが弱くなるという点があるが、広く関心を寄せてもらうことが必要である。

このため、一関市の広報誌による紹介や講演会・市民講座を開講して、現地に行かなくても触れる機会を増やすことや、市民向け・小中学生向けの見学会の開催なども考えられる。大切な遺跡であり身近な景観である骨寺村荘園遺跡が、市民にとって「誇りある地域の遺産」として浸透し、本寺地区を支える「応援団」が広がっていくような取り組みが重要である。

第3章 基本方針

第3章 基本方針

1. 計画の目標

本寺地区においては、世界遺産に推薦されたことを機に次第に来訪者が多くなってきており、無秩序な開発行為を避けながら、来訪者への対応として、受け入れ体制を万全に整える必要がある。

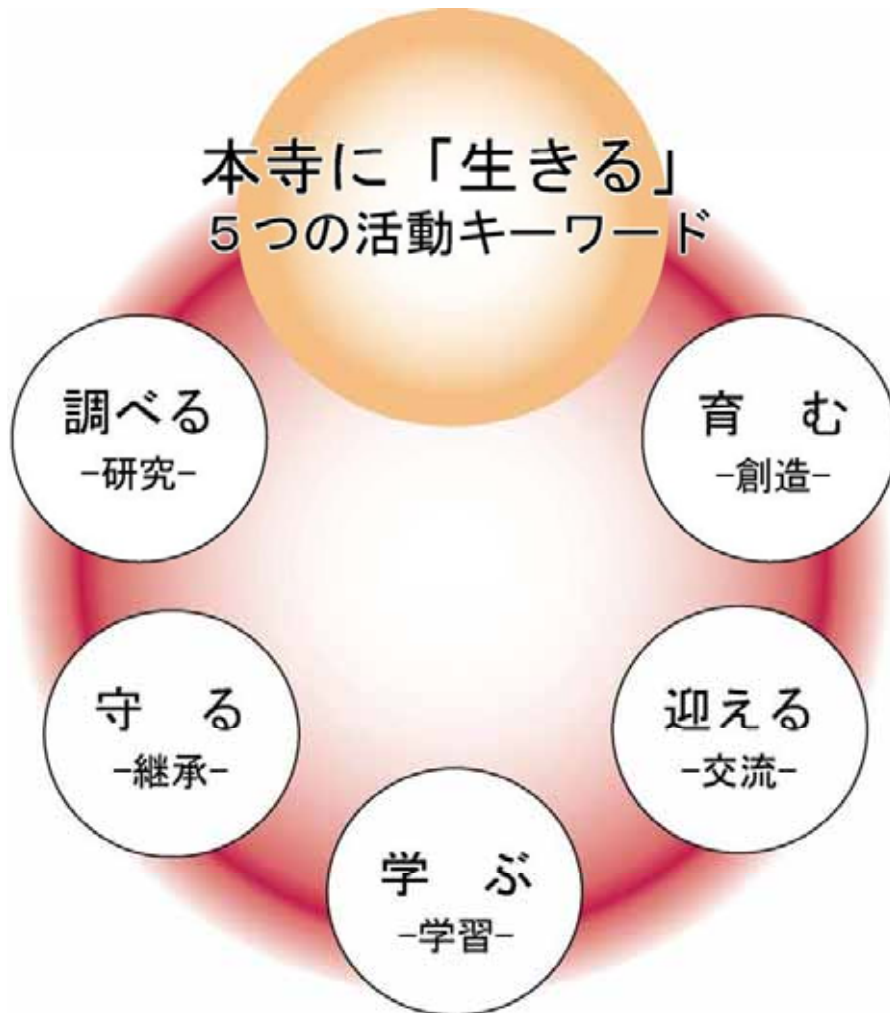
また、徐々に薄れつつある祭礼、年中行事、農作業などに色濃く残されてきた伝統的な暮らしのあり方を継承し、中世から続く荘園遺跡としての価値や特徴を明らかにするための調査研究を継続して行う必要がある。

歴史的に貴重な荘園遺跡と、現在の居住地や農地も広く含んだ伝統的な農村景観が一体となって価値を有する本寺地区は、これまで地域で守り、作り上げてきたものであって、その土地に住む人が存在してこそ成立するものである。地域住民が、中世から現代に至る長い歴史を知り、伝統的な農村の暮らしの中で培われてきた知恵や工夫を見直し、本寺地区に相応しい多様な地域づくりを実践していくことは、骨寺村荘園遺跡の保存活用に関わる重要な取り組みである。

骨寺村荘園遺跡は、今後も地域の暮らしの中で育み、次世代へと受け継ぐ、地域が共有する資産であるという前提のもと、地域住民の主体的な関わりなくては存続できるものではない。本寺地区における地域づくり活動と、史跡や重要文化的景観の保存活用は分かちがたいものであり、両者は一体のものとして捉えていかななくてはならない。

このため、本基本計画において定める整備事業は、行政と地域が一体となって骨寺村荘園遺跡の保存活用を行うことに役立て、農業振興・観光振興も含めた多様な活動を実施することにより、地域の活性化とコミュニティの発展を目指すものである。また、地域や市民の参加を促し、骨寺村荘園遺跡を守り伝える仕組みを整えていく過程では、専門家も交えて協議を重ねながら詳細を定めていくことで、骨寺村荘園遺跡に対する理解を深め、共同する意識の向上を図り、新しい本寺地区のあり方を模索していくものとする。

計画の目標 骨寺村莊園遺跡と共に生きるための整備



2. 整備活用基本方針

調べる —研究—

調査研究を継続し、“本寺”の価値を明らかにする。

- これまでの調査研究や発掘調査に加え、歴史学や、歴史地理学、民俗学、建築学、生態学などさまざまな観点からの調査研究を行い、潜在的に有する価値を多面的に引き出し、総体としての「本寺」の価値を明らかにしていく。
- 調査体制を整え、調査研究機能を高めていくものとする。
- 調査研究の成果を、整備や活用に反映させる。

守る —継承—

貴重な遺跡や景観を保存し、本寺固有の伝統文化を継承する。

- 本寺地区に残された遺跡や景観は、絵図に示された荘園時代の様子や伝統的な農村景観を伝える要素として、その価値を損なうことにならないよう、保存を第一義とする。
- 必要不可欠な場合には、現状変更許可・届出の手続きを確実に行う。
- 防災対策について万全を図る。
- 景観を阻害する要素の抑制と監視及びその改善活動を実施して、無秩序な開発から本寺を守る。
- 祭礼行事や神楽、伝承、食文化、農業技術など、地域固有の伝統文化の継承と復活に取り組むものとする。
- 伝統的な土水路の維持管理や小区画水田の保存と活用、里山の保全（生業の場として現存する雑木林などの保全）など、地域住民を中心に市民の参加も促しながら継承する。

学ぶ —学習—

「本寺学」を推進し、本寺の価値を正しく、広く発信する。

- 調査研究の成果は、様々な手段を通じて、正しく広く発信する。
- 現地における解説・展示とともに、見学ツアーや農耕体験など、直接目に触れ、体験することを通じて、理解をより深めるようにする。
- 骨寺村荘園遺跡を学ぶ「本寺学」講座やシンポジウムなど、地域住民や市民などに多くの学習機会を提供する。
- 絵図に示された荘園時代と現代との比較や発掘調査の新しい成果、地元で行う活動など、幅広い情報を発信する。
- 骨寺村荘園遺跡の価値は、国内のみならず、広く世界に発信する。

迎える
—交流—

来訪者と地域との交流を深める。

- 現地案内やイベント開催にあたっては、地域住民と行政が一体となって取り組み、来訪者との交流機会を地域づくりや観光振興にも役立てるものとする。
- 本寺地区の落ち着いたあるたたずまいを活かして、来訪者をあたたかく迎え、地域と来訪者が交流できる空間づくりに取り組む。

育む
—創造—

魅力ある「農村の暮らし」と「本寺文化」を創造し、地域・行政・市民でそれらを育成する。

- これからの農業振興策として、農産物の付加価値を高める創意工夫を行い、本寺ブランドを確立していくことで、生産活動の場としての農村文化を存続し、さらに発展させていく。
- 景観に調和した公共施設や既存施設の整備や修景を進め、緑化活動を推進することで、景観の向上を図るよう努力する。
- 将来の農業を担う後継者と、地域づくり活動に伴い必要となる現地案内や施設運営・清掃管理スタッフなど、充実した人材を育成する。
- 骨寺村荘園遺跡の保存活用と将来の営農を担う人材育成、市民ボランティア等の参加を促すための仕組みづくりを検討する。
- 農業振興策や観光振興策などに地域固有の伝統的な要素を取り入れ、本寺独自の新しい農村の暮らしを創造する。

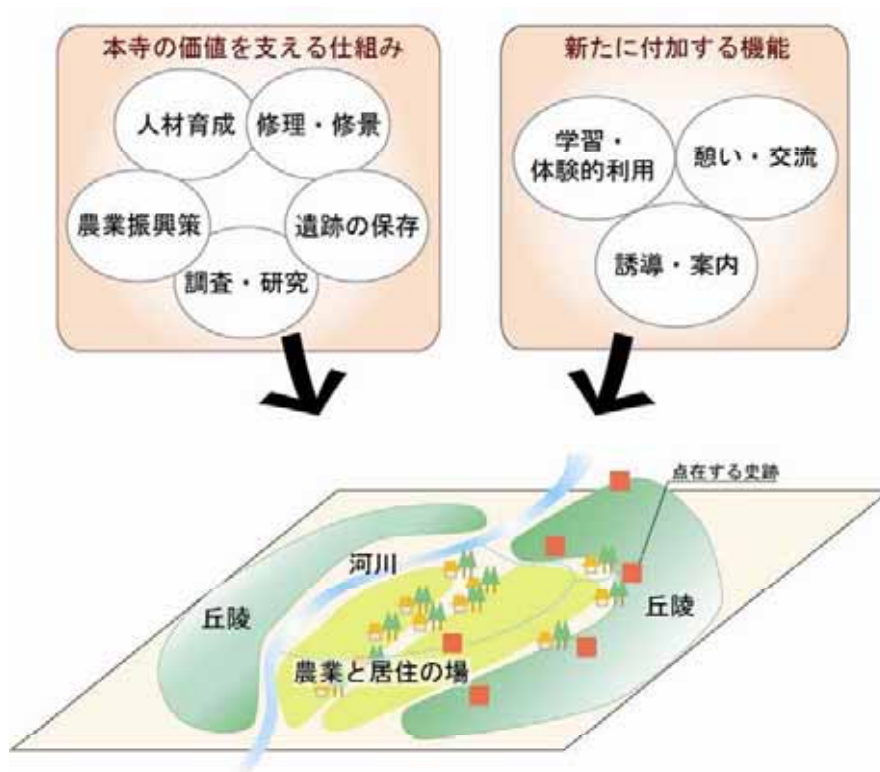
3. 地区別整備方針

骨寺村荘園遺跡の整備にあたっては、史跡や文化的景観の保存を前提として行い、中世荘園の絵図の世界と水田の開発を軸に発展を続けてきた農村の姿を体感し、伝統的な農村文化を知り・楽しむことのできるようにすることを基本とする。

史跡や重要文化的景観の価値を支えるためには、調査研究を今後も継続しその価値を明らかにして評価をより高めていくことや、文化財としての価値を守るための修理・修景、農業継続に必要な農地整備などの農業振興策、そして維持管理を行うボランティア等も含めた人材育成が必要である。

新たに付加する機能としては、長年にわたって蓄積されてきた荘園絵図の調査研究に基づき、現地を絵図と比較しながら見学できるような誘導・案内が必要である。このほか、現地における学習・体験的利用や来訪者と地元住民が共に憩い・交流を図るための機能が必要である。

以下に、地区別の整備方針を定める。



①史跡指定範囲（中世骨寺村の様子を今に伝える重要な要素）

→中世荘園時代との関わりを伝達する

現在の指定範囲は約 **48.8 ha** で9地区に分かれて広域に点在しており、それぞれ宗教施設（信仰）、建物跡（居住）、山城跡（防御）など様々な機能を有していた遺跡である。このため、各遺跡の中世荘園期における役割を現地でわかりやすく伝えるように整備する。

なお、史跡に指定された土地では、遺構の保存を第一義とするため、現状地形の改変を伴う整備は遺構の保存を前提として行うものとする。遺跡の全容を明らかにするには、今後も調査の継続が不可欠であり、調査成果に基づいて、順次整備を進めていくものとする。

※史跡の範囲については、今後発掘調査の成果などに基づき、中世荘園時代の要素として価値が明らかになった場合、追加指定を進めるものとする。



地区別整備方針図

②重要文化的景観選定範囲（里・里山の領域として絵図に描かれた範囲）

→広がりのある絵図の世界と伝統的な農村文化を体感する空間づくり

この範囲は、史跡の点在する丘陵部に囲まれた範囲であり、平野部には水田が広がり、イグネに囲まれた居住地が列状に点在している。小規模な盆地状の地形の中に形成された、落ち着いたまとまりある農村景観は、中世の絵図に描かれた基本的な構造をよく保っており、中世荘園の様子を偲ぶことのできる貴重な場所である。このため、絵図に描かれた骨寺村の世界を体感することと、伝統的な農村文化をより深く理解するための空間づくりを行うものとする。

中世以来の伝統的な農地を後世に守り伝えるためには、持続可能な水田農業の確立が必要である。耕作放棄を防止し水田農業が継続できるよう、景観的価値に十分に配慮して耕作条件の改善を図ることを目的として、景観保全農地整備やその他の必要な営農支援を行うこととする。

現地見学に必要な整備としては、史跡や重要文化的景観に関する情報提供を行うガイダンス施設の整備及び点在する史跡や視点場などの見学ポイントをスムーズにつなぐ回遊ルートの整備等を行うものとする。また、伝統的な農村文化を知るために、来訪者と地域住民との交流空間づくりなど、地域づくり活動と連携した整備も行うものとする。

景観保全のための取り組みについては、景観阻害要因の撤去を行い、伝統的な家屋の修理・修景事業を実施していくものとする。また、管理者との協議のもと公共施設等の修景整備を進めることとする。

施設整備に際しては、規模が過大なものとならないよう配慮し、また極力国道に沿って分散的に配置するとともに、空家など既存建物の利用に考慮して行うものとする。また、この範囲は見学対象の場であるとともに、現在の暮らしの場とも重なるため、来訪者の適切な規制誘導もあわせて検討を進めるものとする。

※文化的景観保存計画の対象範囲のうち、未同意部分については、追加選定を進めるとともに、重要文化的景観の拡大についても検討を行うものとする。

③景観計画区域内（中世骨寺村の境を示す範囲）

→景観保全と地域活性化に必要な施設を集約的に整備する

景観計画区域は、中世骨寺村の境を示す範囲を基本として設定した範囲である。かつて駒形根神社から山王窟への参詣に際しては、若井原～中川地区の丘陵部を通過していたと考えられている。本寺地区の水田中央部を流れる本寺川の源流は中川地区の丘陵部を水源としており、県土水源保全森林として森林機能が維持されている。

景観計画区域全体は、「本寺地区景観計画」に従い、史跡や重要文化的景観を取り囲む周辺環境として、景観保全に努める区域として位置づけられている。このため、重要文化的景観の範囲と同様に、景観阻害要因の撤去や管理者との協議のもと公共施設等の修景整備を図っていくものである。

また、現在、若井原地区は、東西に伸びる国道と南北方向に通過する交通の結節点となっており、国道沿いに郵便局・商店・保育園など生活に必要な施設の集まる地区となっていることから、この地区には観光客のための利便施設などの、集約的な整備を行うものとする。

※さらに、景観計画区域に隣接する地区も、伝統的な農村景観を良好に残しており、将来的には景観保全の対象範囲を広げ、よりよい景観形成を図ることや、必要な施設の整備を検討することとする。

④周辺環境（一関地域及びその周辺）

→「平泉の文化遺産」をテーマとした歴史・文化資源のネットワーク形成

骨寺村荘園遺跡は「平泉の文化遺産」の一つとして、平泉町・奥州市に所在する世界遺産推薦資産との連携を軸にしながら、岩手県南・宮城県北を含む広い範囲に存在する多様な歴史・文化資源や各種観光資源とのネットワークの形成を図っていくこととする。

世界遺産推薦資産同士をつなぐ道路の景観に配慮した整備や、統一感のある観光サイン・案内板などの整備を進めるとともに、「平泉の文化遺産」に関する総合案内パンフレットの共同作製など、関係機関と連携して取り組むようにする。

また、本寺地区周辺や市内全域には、骨寺村荘園遺跡以外にも「平泉の文化遺産」を理解する上で重要な遺跡や神社・伝承地があり、すでに整備・公開されている文化財や博物館などの施設も多数存在する。こうした一関市内に広く分布する歴史・文化資源については、調査研究を行い、その成果を骨寺村荘園遺跡の来訪者にも伝えるとともに、将来的には歴史・文化資源の整備を進めることとする。

さらに一関市は、名勝天然記念物厳美溪や栗駒山国定公園、名勝狛鼻溪、一関温泉郷などのように、観光資源に恵まれていることから、これら観光資源と、骨寺村荘園遺跡を含む世界遺産エリアを組み合わせた周遊コースを設定し、広域エリア全体での滞在時間及び交流人口の増加を図り、地域全体の活性化に資するよう取り組むこととする。

第4章 整備計画

第4章 整備計画

1. 全体整備計画

整備計画は、第3章の基本方針に基づき、以下に示す項目について行うものとし、71-72 頁に全体整備計画図を示す。「2. 史跡等整備計画」以降は、個別計画に対する基本的な考え方や方法等を示すものである。

- ①史跡等の重要な遺跡や遺構については、確実に保存を行い、管理道や説明板等を整備する。神社社殿や石造物等のうち、修理の必要なものに対しては、必要な調査を踏まえて、速やかに保存処置を行うよう努めるものとする。
- ②中世以来の伝統的な水田景観の重要な仕組みである用水路や小区画水田を後世に伝えるとともに、水田農業を維持するため耕作条件の改善を図る事業として、景観保全農地整備を行うものとする。
- ③重要文化的景観を構成している重要建物については、修理・修景基準を整えて、適切な誘導・支援を行う。それ以外の建物の修景等についても、重要建物に準じて支援を行うものとする。
- ④既存道路を活用した見学ルートを設定し、案内表示や眺望点を確保して、本寺をよく理解できるように整備を行うものとする。
- ⑤来訪者用の便所やガイダンス施設、駐車場及び地域住民と来訪者が交流する施設や活動拠点施設等を整備する。ガイダンス施設は本寺地区の中心部で国道342号の南側に設定し、活動拠点施設は若井原周辺に設定する。便益施設および駐車場については分散的に配置する。
- ⑥道路、本寺川、電柱及び防災施設などについては、管理者や関係機関と協議し、現在よりもさらに良い景観や環境づくりを目指すこととする。

なお、計画内容について、所有者や施設管理者等との協議・調整は、今後行うものである。

2. 史跡等整備計画

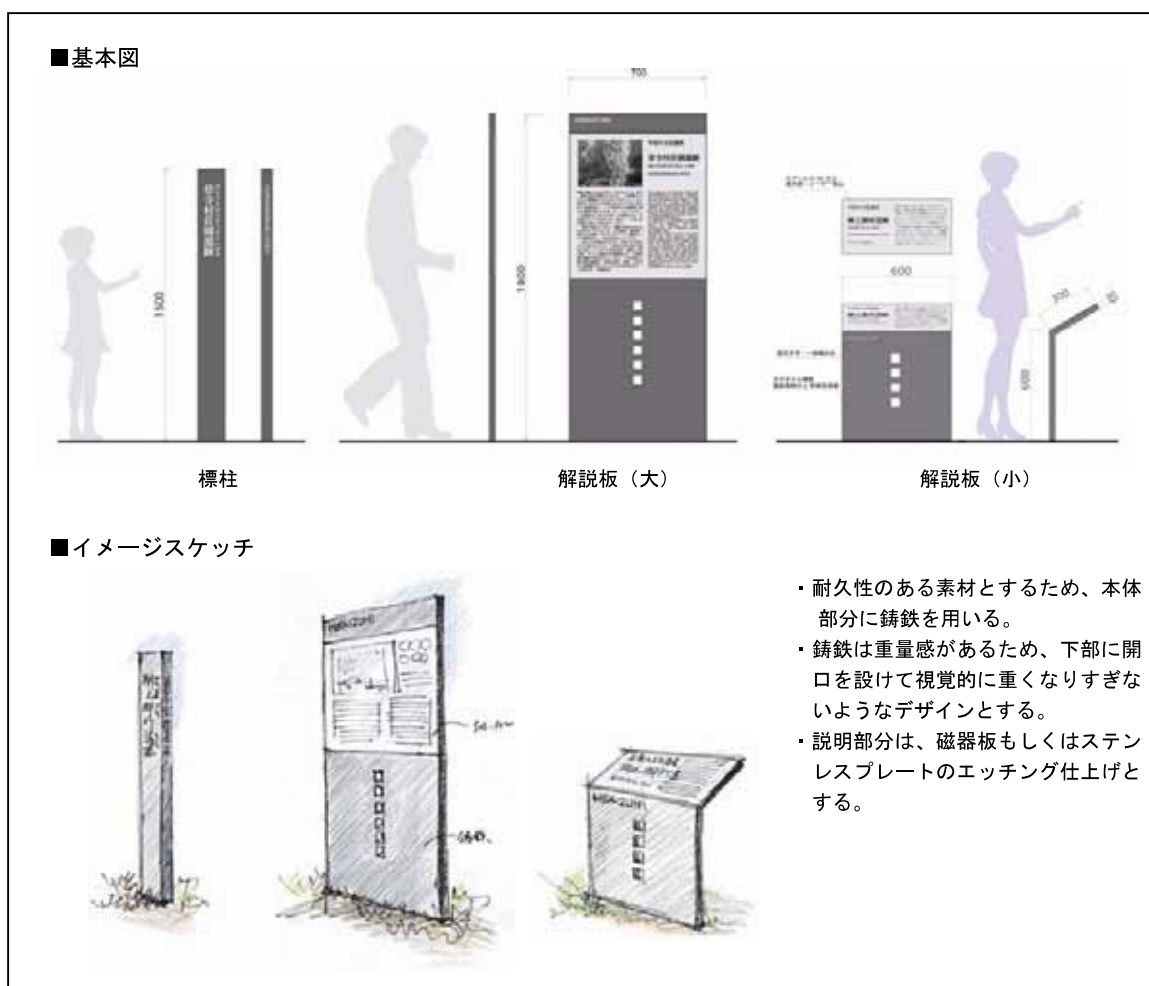
(1) 史跡指定地の整備

史跡骨寺村荘園遺跡の9つの各史跡は、未調査の部分が多い。また、史跡指定地の多くは丘陵部にあり、従来林業や資源採取に利用されてきた通路も放置されつつあり、史跡への管理道の維持ができず、歩行困難な箇所も多く見受けられる。

このため、まず整備の第一段階として取り組むべきこととして、点在する史跡であることの周知のため、標柱・解説板の設置を行うとともに、管理道の確保を行う。また、既存の構造物や石造物の修理、確認された遺構に対する現地でのわかりやすい表現なども順次充実させるものとする。

①標柱・解説板の設置

史跡指定地内において、標柱及び解説板を設置する。駒形根神社には、史跡骨寺村荘園遺跡全体を説明する解説板を設置し、その他の各史跡には標柱及び小規模な解説板を設置する。(なお、解説板の設置は、平成18年度に実施する。)



「平泉の文化遺産」共通の標柱・解説板のデザイン

○過大になりすぎないように配慮する。

解説板は、あくまで遺跡を理解するための補助的手段として位置づけて、文章による表記を極力抑制する。遺跡全体の解説板については、写真や絵図等を加えて、視覚的にもわかりやすいものとする。詳細な説明は、案内ガイドによる解説や、ガイダンス施設、パンフレットで対応する。

○英文を併記する。

史跡全体の解説板には、英文を併記する。その他の解説板には、版面が大きくなりすぎないように、英文は名称のみ併記する。標柱には、名称の英文を側面に併記する。

○「平泉の文化遺産」として統一されたデザインとする。

史跡に設置する説明板・標柱は、平泉の文化遺産の1つとして、平泉町・奥州市に設置するものと統一したデザインとし、シンプルな形状とする。また、解説板の形状は、設置箇所の地形的制約や前方の見通し等を考慮して、パネル型の形状や、背の低いタイプのものなどを使い分ける。

②管理道の確保

慈恵塚、山王窟、不動窟、要害館跡及び伝ミタケ堂跡の既存ルートについては、下刈り等の維持管理を行って、管理道としての機能の維持に努め、案内ガイドを伴って史跡を見学する場合は、このルートを利用する。

なお、白山社や慈恵塚に至る道については、今後、見学に適したルートとしての整備を検討するが、調査研究などにより古道である可能性がある場合には、整備を行う際に、慎重を期し、遺構の保存に配慮するものとする。

③構造物の修理・修景

既存の社殿や石造物、参道などで破損が見られるものについては、十分な調査を行った上で、速やかに保存処置や修理を行うものとする。また、若神子社の石造物を保護する覆屋などについても、修景的な整備を行う。

④遺構の表現・解説

骨寺村荘園遺跡の範囲内で調査が実施され検出される遺構については、実態の把握に努め、その成果によって整備を進めるものとする。特に、埋蔵文化財は調査後に埋め戻して保存することから、現地を訪れてもその内容を知ることができない。このため、現地において、柱の位置や建物規模などを示したり、説明板によってその位置を図示したりするなど、遺構の情報を現地でわかりやすく伝えるための整備を行うものとする。

なお、上記の整備は、事前に調査を行った上で行うが、整備された土地は公開することを前提とするため、所有者等との十分な協議のもと、公有化等を進める必要があることから、長期的な視点に立って取り組むものとする。

⑤その他

コンクリート擁壁の設置された駒形根神社の斜面地などについても、既存施設の修景整備を検討し、景観形成に資するものとする。

■史跡整備項目（※標識・解説板・説明板については平成18年度実施）

名称	内容
山王窟	・標柱、解説板の設置 ・テラス改修、管理道整備
駒形根神社、白山社	・標識、説明板設置 ・建造物修理 ・石段、石造物等修理 ・整地舗装、コンクリート法面修景等（以上、駒形根神社） ・見学路整備（白山社）
梅木田遺跡	・標柱、解説板の設置 ・遺構表現
伝ミタケ堂跡	・標柱、解説板の設置
遠西遺跡	・標柱、解説板の設置 ・遺構表現
要害館跡	・標柱設置
若神子社	・標柱、解説板の設置 ・覆屋改修
不動窟	・標柱設置
慈恵塚及び拝殿	・標柱、解説板の設置 ・拝殿、塚、石造物、石段等修理 ・見学路整備 ・樹木間伐等

（２）史跡指定地以外（重要文化的景観の構成要素）の整備

①標柱及び説明板の設置

○絵図の世界を理解し易いように設置する。

重要文化的景観の景観構成要素は、荘園絵図に対応する要素をはじめ、伝統的な農村景観の特徴を表す要素など多岐にわたる。例えば、絵図の情報と伝承等により場所が推定できるところにあっては、「ウナネ社推定地」などのように表示し、荘園のイメージをより浮き立たせるように努める。

ただし、絵図に記載された主な施設や中澤などの地名、用水路網や湿田などの特徴を現地で説明することは、来訪者が中世由来の荘園遺跡を理解する上で必要であるが、伝達する手段としては標柱や説明板によるもののほか、パンフレットや案内ガイドで対応できることも多い。また、多くは民有地に設置することとなるため、所有者等の協力を得る必要がある。

このため、平成 19 年度以降に実施する現地案内用コースマップの作成と同時に、来訪者への見学誘導に対応させるため、優先的に設置する箇所を検討し、整備を進めていくものとする。

○景観に配慮して設置する。

設置する箇所は、山神社や三吉社のような丘陵部にある祠のほか、農地や屋敷地に近接して設置することも予想される。設置場所は、地域住民の日常生活に不便を来したり景観を阻害するような箇所を避けるよう、十分に考慮する。また規模は小さいものが望ましく、標柱を基本として検討する。

○史跡のデザインと統一感を持たせる。

史跡には「平泉の文化遺産」共通のデザインによる、標柱・説明板の設置が先行して行われる。史跡に設置されるデザインとの統一感を保持するよう考慮するとともに、史跡に設置するものより小さくすることを基本とする。

②社殿、石造物の修復等

山神社・三吉社などの祠や点在する石造物等について、破損が見られるものについては、調査を行った上で、適切な保存処置や修復を行うものとする。また、移設された石造物等について、調査の結果、本来の位置が判明した場合には、関係者等と協議のうえ、元の位置に戻すよう努めるものとする。

3. 景観保全農地整備計画

(1) 荘園景観の保全と農地整備に関する取り組み

①本寺地区の伝統的な荘園景観

一関市本寺地区は、その昔「骨寺村」と呼ばれた中尊寺経蔵の荘園であり、14世紀頃に描かれたとされる2枚の「陸奥国骨寺村絵図」は、平成7年「中尊寺文書」とともに国の重要文化財に指定された。

この絵図には、在家と呼ばれた農家や各所に散在する水田、住民の信仰生活を映し出す寺社群、道路や川など、絵図でなければ表現し得ない中世農村の様子が描かれている。



陸奥国骨寺村絵図 中尊寺大長寿院蔵



現在の本寺地区

国史跡「骨寺村荘園遺跡」に指定され、国の重要文化的景観「一関本寺の農村景観」に選定されている本寺地区は、今日まで区画整理を伴うほ場整備事業が行われなかったため、絵図以降発展してきた伝統的な農村景観と里山・湿田・土水路網など昔ながらの生態系が残されており、近代化以前の農業の状況や土地利用を知ることのできる数少ない場所である。

②景観保全と農地整備の2つの課題と2つの目的

この地区には中世以来の伝統的な水田景観とともに、その水田耕作文化の重要な要素が多数残されており、かけがえのない文化的景観として高い評価を受けている。

この貴重な景観を保全していくためには、持続的な農業の営みが不可欠であること、現状では耕作放棄の進行が懸念され、結果として景観保全が危ぶまれることから、景観に配慮した農地整備により作業条件の改善を図る必要がある。



伝統的な水田景観

地域では当初、従来型のは場整備による農作業の省力化を目指していたが、文化財としての伝統的な農村景観を保全する必要性から、制約の多い整備を選択せざるを得なかったものである。

地域において今後も水田農業を継続していくには、機械が入れるよう耕作道を整備することや用水路の機能維持に係る労力を軽減するための工夫などが必要である。

現在計画している景観保全農地整備は、景観の保全と農地の整備という矛盾する2つの課題を解決する手段であると同時に、重要文化的景観に選定されたかけがえのない伝統的な水田景観を永く保全していくことと、水田農業を継続するため耕作条件の改善を図るという2つの目的を持った整備である。

整備にあたっては、専門家(大学教授)の提言を踏まえ水田景観の保全に関する原則を定めた基本方針に基づき実施するものである。



耕作道の現地調査

■農地整備に関する主な経過

平成 5 年～	吉田國學院大学教授、大石東北学院大学教授等の調査研究が本格化する
平成 7 年	陸奥国骨寺村絵図が国の重要文化財に指定される
平成 13 年 4 月	平泉の文化遺産が世界遺産の暫定リストに登載される
平成 14 年 3 月	中世骨寺村荘園遺跡整備委員会から「保全型は場整備」の答申
平成 15 年 6 月	骨寺村荘園遺跡が世界遺産の推薦資産候補となる
9 月	日常の農村風景保護で月刊文化財の表紙に掲載される(全国 2300 ヲ所)
平成 16 年 3 月	本寺地区地域づくり推進協議会が設立され土地改良部会による計画検討が始まる
6 月	文化財保護法の一部改正による重要文化的景観選定制度の創設 景観法の制定、景観農業振興地域整備計画の創設
8 月	中世骨寺村荘園遺跡の水路・農道に関する現地調査
10 月	土地改良事業調査同意書の提出 同意率 90%(75/83) 岩手県知事へ事業費の補助残額を県が負担するよう要望する
平成 17 年 2 月	県による農地整備計画の調査事業が始まる
3 月	骨寺村荘園遺跡の 9 地区が国指定史跡となる 専門家から示された景観保全農地整備の原則について地域が了承する
平成 18 年 1 月	地域づくり推進協議会が重要文化的景観の選定に同意する
3 月	一関市が史跡保存管理計画、文化的景観保存計画、景観計画の策定、景観条例の制定
7 月	文化庁が世界遺産への推薦を決定、重要文化的景観に選定される
11 月	骨寺村荘園農地整備推進協議会が設立され、農地整備の計画検討が本格化する
12 月	ユネスコ世界遺産センターが登録推薦書を受理する
平成 19 年 1 月	骨寺村荘園農地整備推進協議会が景観保全農地整備の整備方針を了承する
秋	イコモス(国際記念物遺跡会議)の現地審査(予定)
平成 20 年 夏	世界遺産委員会の審議(登録適否の最終決定)(予定)

③ほ場整備への機運の高まり

本寺地区の農地は、その大半が平坦な地形であり農作業の省力化が期待できるほ場整備が可能であることから、昭和 30 年代と 50 年代に機運が高まり推進したが、実現には至らなかった。

■本寺川の災害復旧

この地区の用水系統を知る上で重要な役割を果たしている本寺川は、昭和 53 年の豪雨で川が氾濫し多くの水田に被害が発生したため、災害復旧工事が行われ、現在のコンクリートブロック積み護岸となった。以前は流下断面の小さな蛇行した川であったが、この災害復旧により線形が改良され川沿いの景観は変わっている。

構造的には降雨時に最も効率的に排水するための一般的な設計工法であったが、文化的景観の保存計画で示した、緑化修景などの工法により、景観に対する影響の軽減を図るよう検討することとする。



昭和 53 年の豪雨で川が氾濫



現在の本寺川と河川内導水路

■基盤整備委員会によるほ場整備への取り組み

平成 8 年、農作業の効率化を図るため基盤整備委員会が設立され、ほ場整備事業の導入に向け取り組みが行われたが、平成 7 年に陸奥国骨寺村絵図などが国の重要文化財に指定されたことや、骨寺村荘園遺跡の調査・研究が本格化する中で、中世の荘園遺跡と共存する整備の具体的な方向が示されなかったことから、中断せざるを得なかった。



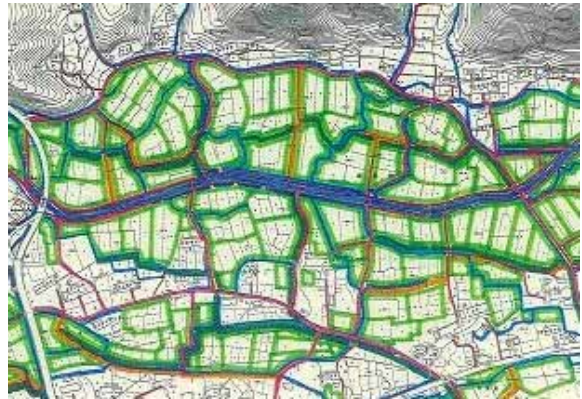
航空写真（平成 10 年撮影）

④保全型ほ場整備に関する答申

平成14年3月、中世骨寺村荘園遺跡整備委員会（委員長 吉田敏弘國學院大学教授）から、荘園遺跡の景観保全に関する答申があった。

現在まで維持されてきた用水路・水利系統は、重要な歴史的遺構であり、少なくとも配水機能を持つ水路については、用水路網としてその形状を後世に伝えるため史跡指定の対象としたい。

また、この地区の景観自体が史跡としての価値を持っており、地域住民の自発性による景観保全が望ましい、とする提言とともに、現在の荘園景観をできるだけ変えないで作業条件を改善する手段として、公的支援措置を前提とした保全型ほ場整備の提言が盛り込まれた。



保全型ほ場整備の計画案

⑤地域づくり推進協議会の設立

平成15年6月、骨寺村荘園遺跡が世界遺産のコアゾーン候補となり、世界遺産への推薦が間近に迫る中、地域では、農地整備のラストチャンスと捉え平成16年3月、本寺地区地域づくり推進協議会を設立し、地域おこし部会、地域営農部会とともに土地改良部会を設け保全型ほ場整備の実現に向けた取組が始まり、地域が望む整備の方向や残すべき伝統的な景観に関する考え方について専門家(大学教授)の指導のもと県・市と一体で検討を進めた。



冬の水田景観

■設立の背景と目的

地域づくり推進協議会を設立した背景は、ほ場整備を推進するためには文化的景観である骨寺村荘園の価値を深く知り、保全すべき景観について明らかにする必要があったこと、ほ場整備は長年の悲願ではあるが、農作業の省力化を優先させた整備にはできないこと、景観保全とほ場整備のどちらも地域の将来に大きく関わり、互いに密接に関連する課題であるため、地域づくり推進協議会を設立し地域の重要課題として総合的に取り組む必要があったものである。



田植え体験後の遺跡めぐり

⑥水路・農道に関する現地調査

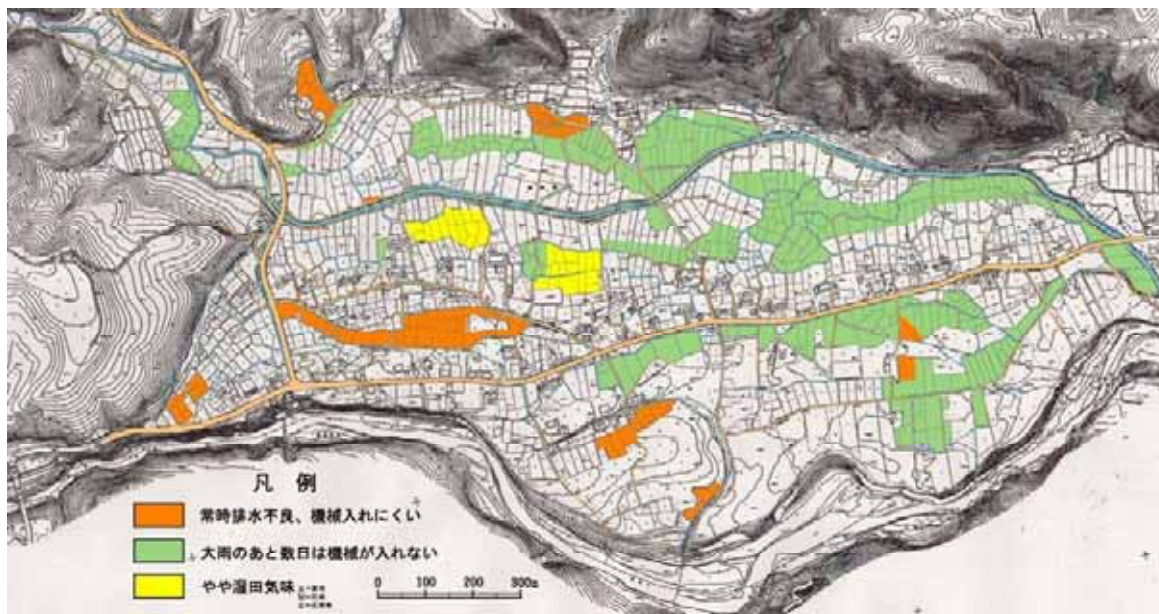
平成16年8月、吉田敏弘國學院大学教授、広田純一岩手大学教授、県農村整備室、市関係課及び地域づくり推進協議会役員が参加し水路・農道に関する現地調査が行われた。この調査は、地域では保全型ほ場整備を前提に検討を進めているが、史跡として保全すべき水路・農道がどれかを明らかにする必要があること、水田区画は現在の畦畔を撤去し新たに設置することも可能であるかなど、保全型の基本的な考え方を確認するために行ったものである。



現地調査



用水系統図



排水不良の現況

参考資料：岩手大学大学院農学研究科 伊藤珠美「修士論文 景観に配慮した水田整備のあり方に関する研究」2004.3

■ 専門家（大学教授）からの提言



現地調査

現地調査では、吉田教授からは、曲がった用水路にこの村の仕組みが隠されていること、田んぼが四角くないところに文化的景観としての価値があること、幾つかの畦畔を取ることは良いが新たな畦畔を入れないこと、先人達の歴史の跡を後世に伝えることの重要性に関する提言とともに、広田教授からはこの地区の耕作上の障害は農道がないこと、田んぼの排水不良により機械が入れないことなので、その解決策として農道整備と湿田の乾田化が必要との提言をいただいた。

■ 景観保全農地整備の計画作成が始まる

平成 17 年 3 月、吉田教授及び広田教授から示された原則を基本とし、文化的景観に配慮した農地整備計画として景観保全農地整備の計画図を作成した。

計画検討段階で、保全型ほ場整備の名称を景観保全農地整備に変更した理由は、水路の位置と景観を変えず現状のまま保全すること、水田区画には新たな畦畔を入れないこと、区画整理を伴わないことなどから、ほ場整備が目的としている省力化には必ずしもつながらない整備であるため変更したものである。



専門家との計画協議

■ 専門家（大学教授）から示された原則

- 水田の区画は、新たな畦畔を入れると景観を造り直したことになるため、新たな畦畔は入れないことを原則とする。畦畔を撤去する場合は、大きな段差 (50cm) が生じないように配慮する。
- 荘園遺跡の仕組みを保全するため、水路と農道の位置と景観は変えない。ただし、水路や農道に接していない水田は、遊歩道の位置や農道密度が多くなり過ぎないように配慮しつつ水路や農道を新設する箇所もあり得る。
- 農道の幅は一律とはせず、狭い箇所を部分的に拡幅する程度とする。
- 暗渠排水の集水管は、景観に配慮し農道への地下埋設を基本とする。
- 小区画の水田は、学習体験田としての活用や公有地化を検討する。

■ 次世代へ引き継いでいくために必要不可欠な整備

専門家から示された原則に基づく農地整備の整備水準は、農作業の省力化を目指している地域の考え方との間に大きなギャップがあったが、地域がこの水田景観を守り次世代へ引き継いでいくために必要不可欠な整備であることを確認し了承したものである。

⑦重要文化的景観への同意

平成 18 年 1 月、地域づくり推進協議会は重要文化的景観の選定に同意し、地域として伝統的な荘園景観を保全していくことを確認した。

重要文化的景観は、地域において人々が生業を営む中で自然と関わりながら作りだされてきた文化的景観を文化財として位置付け、次世代へ継承するため、国が選定し適切な保存・活用を図るものであるが、地域における水田農業の継続こそがその前提となるものである。



同意書を市へ提出

⑧骨寺村荘園農地整備推進協議会の設立

農地整備に関する調整は、これまで地域づくり推進協議会の土地改良部会を推進母体としてきたが、事業を推進するためには、関係農家の意向集約や意志決定が必要であることから、平成 18 年 11 月、新たな組織として骨寺村荘園農地整備推進協議会を設立した。この協議会の目的は、重要文化的景観に選定された農地の景観保全と持続可能な水田農業を確立するため、景観保全農地整備事業の推進を図ることである。



設立総会

■整備方針を了承

農地整備推進協議会では、農道の現地調査を基に計画内容の検討と整備を行う際の原則や基準の調整を行った。

この地区の用水路網全体が文化的景観の最も重要な仕組みの一つであることから、土水路のまま保全することを原則とすること、水田景観を著しく変えないよう、撤去する畦畔は隣り合う田面高さの差が概ね 50cm 未満の直線畦畔とすること、などを盛り込んだ景観保全農地整備の整備方針について、平成 19 年 1 月、農地整備推進協議会が了承するとともに実施に向けた計画調整を進めている。



役員会で計画を協議

(2) 景観保全農地整備の基本方針

①水田景観のかけがえのない価値

今なお絵図に描かれた景観構成要素のいくつかが現地にその姿を留めており、中世に描かれた場を今でも現地で確認できることは、骨寺村荘園遺跡の最も重要なメリットといえる。重要なことは、いまだ本格的なほ場整備を経験していないため、歴史の厚みを反映する伝統的な農村景観を現在まで伝えていることである。

水田景観としてのかけがえのない価値は、この荘園の開発史を刻み現地の微地形を反映した曲線状の道・用水路・畦畔群である。

明治 22 年頃に作成された地籍図は、一筆レベルの景観を表示した最古の地図資料であるが、この地籍図には、所有上の一筆とその中で細分化された水田が区分されて描かれている。

現在の景観と比較すると地籍図と同一の曲線状の畦畔が残っており、用水路や所有上の一筆境界がほとんど変化してないことが分かる。

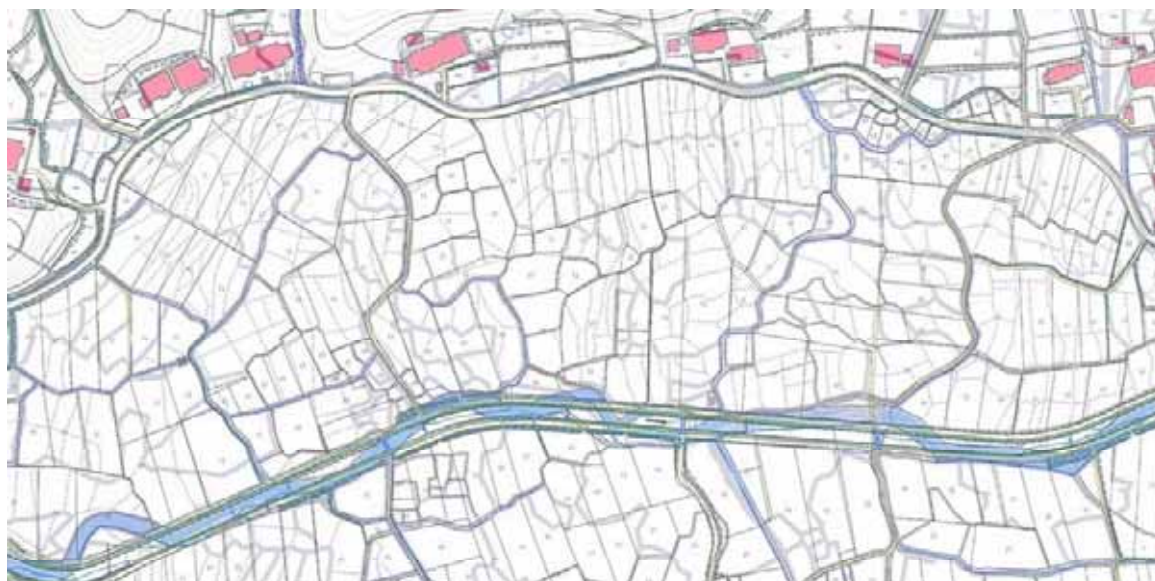
とりわけ用水路については、社会的規制が最も強く働く景観要素であり、そうした規制や用水条件が現在よりも劣悪であった前近代において、より一層強く機能したと考えられる。

かつての小区画水田は、現在は直線上の畦畔で区切られ大きな区画に変化しているが、この拡大・整形は、昭和 30 年代から所有者自らが改良を加えていったものであり、その後の機械化の普及とともに加速度を増して変化したものである。

参考文献 吉田敏弘國學院大学教授「一関市本寺地区の農村景観」『ヒストリア』第 202 号(大阪歴史学会 2006. 11 刊)所収



曲線状の土水路



明治の地籍図と現在の水田・水路の重ね図(字要害の一部) 参考資料 國學院大学 歴史地理学教室 2006. 9 作成

この地籍図から水路と小区画水田は、明治の区画と現在の区画が重なる様子が分かる。

(薄い線：明治の区画 濃い線：現在の区画)

②景観保全農地整備の整備方針

本寺地区に広がる水田は、小区画、不整形、湿田、用水のひっこし（田越し）など、耕作する上ではどれも非効率で生産性が低いという特徴を持っている。この特徴がまさに絵図の時代から継承されてきた伝統的な景観であり、高い評価を受けている。

骨寺村荘園という由緒ある田んぼで“こだわりの米”づくりができれば付加価値が加わり、結果として伝統的な水田景観が守られ、文化的景観の魅力が更に増すことにつながるものと期待できる。

中世以来の伝統的な水田景観と、この水田農耕の重要な仕組みである曲線の用水路や四角くない小さな水田を後世に伝えるためには、「どんびしゃり」

持続可能な水田農業の確立が必要条件であり、耕作放棄を防止し水田農業が継続できるよう耕作条件の改善を図ることが景観保全農地整備の目的である。

平成 18 年 3 月策定した一関本寺の農村景観保存計画では、土地利用の方針の中で伝統的な水田・用水路の形態と仕組みを維持・修景しつつ農地を継承するとしており、整備にあたっては、水田景観のかけがえのない価値を継承するため、景観的価値の保護に十分配慮するものである。



小区画水田

■水路

現在の水路は、長い時を経た歴史の結果としてこの地に形を留めているものであり、この地区の用水路網全体が文化的景観の最も重要な仕組みの一つとの評価を受けていることから、土水路のまま保全することを原則とする。

ただし、水路の土手が崩落し土砂が堆積する箇所や、水路の底が低くなり過ぎた箇所、その他、管理することが困難な箇所については、その箇所毎に景観への影響を最小限にする工法を選択し部分的な保全を行う。

既にコンクリート水路で整備されている箇所のうち景観保全上から修景が必要となる箇所については、その箇所毎に景観へ配慮した工法による修景を行う。土水路については、市が管理者として、受益者とともに継続的に維持管理を行う。

水路の保全を行う範囲及び工法、作業の時期については農地整備推進協議会と協議を行う。



水路 H400 W300 農道 W=1.7m



曲線状の土水路と畦畔

■耕作道、管理道

耕作道、管理道の整備にあたっては、基本幅員を**2.5m**とし、現況幅員が**2.5m**以上の区間については、現況のまま保全する。線形については、水田景観を保全する目的から、新たな直線は入れず現況の畦畔に対応した線形とする。

整備する区間については、整備後の景観を考慮し、道路表面には碎石ダストと土を混合させたものなど、緑化が見込める材料の使用を検討する。



耕作道の現地調査

■水田区画

整備対象の水田は、段差が大きい水田の畦畔を撤去すると法面が長くなり景観が著しく変わってしまうため、撤去する畦畔の両側の田面高さの差が概ね**50cm**未満とし、整備後の田面の高さがあまり変わらない水田とする。

撤去する畦畔は、後から作られた直線的な畦畔とし、両側の所有者が同一の畦畔を基本とする。

交換分合などで所有者が同一となる見込みの部分については個別に判断する。



水田区画

■暗渠排水

乾田化を要する湿田は、土質や地下水の状況、水路からの漏水状況などを調査し、田区毎に適切な工法を選定する。暗渠工の施工に際し吸水渠に管理孔や水閘を設置する場合は、地表に突起物を露出させず、極力地下埋設とする工法を採用する。

集水管を設置する工法の配管方法は道路下を基本とするが、これによりがたい場合は水田の地下を通す方法や水路、畦畔に埋設する方法などについて個別に協議する。



地下水の高い湿田

■伝統的な小区画水田

古くからの形状が残されている伝統的な小区画水田は、現状のまま保存し学習や体験の場として活用する。保存すべき小区画水田は下記に挙げるものとする。

○明治の地籍図などにより、古くからの形状が変わっていないと確認できる水田

○専門家（大学教授）の提言により現状のまま保存すべきとされた水田

小区画水田の公有地化や活用方法については、土地所有者、地域づくり推進協議会と協議する。



農地整備の話し合い(H18. 12. 2)



小区画水田



田植え体験(H17. 5. 28)



田植え体験



水田景観



稲刈り体験(H18. 10. 1)



初めての稲刈り体験



ほんによとり

(3) 景観保全農地整備の整備計画案

①整備計画案(平成18年度 県営調査事業)

(地区面積: 90.7ha、水田面積: 67.0 ha)

平成19年3月 現在

工 種	数 量	備 考
整地工	19.8 ha	既存畦畔の除去及び田面均平
道路工	17.0 km	新設(3.2 km) 拡幅(6.7 km) 現道利用(7.1 km)
水路工	6.5 km	管理が困難な箇所
暗渠排水工	41.7 ha	
その他付帯施設	1 式	橋梁拡幅、地下排水施設等

■景観保全農地整備

計画平面図・・・89・90頁

現況平面図・・・91・92頁

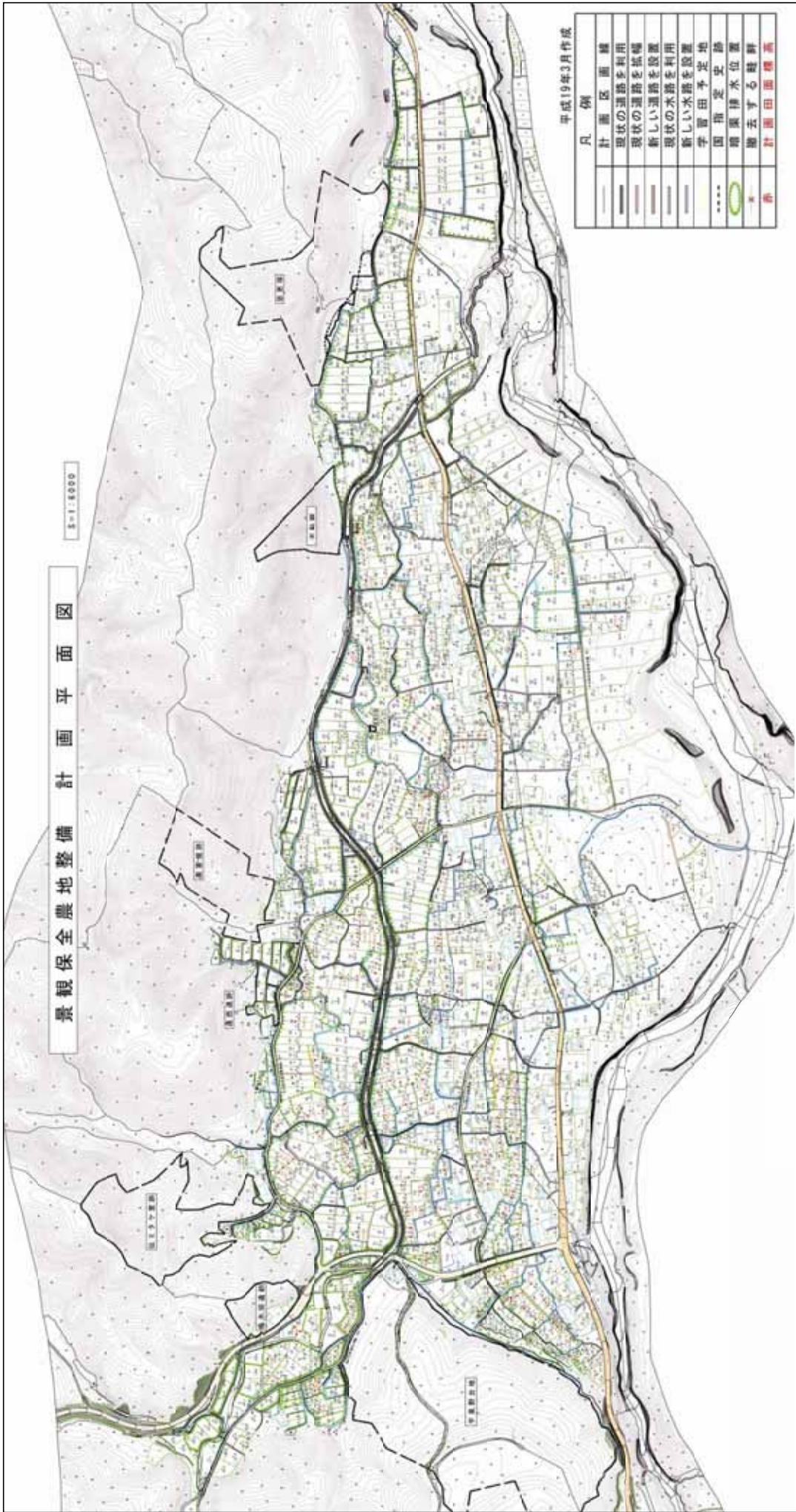
②事業実施に向けた課題

景観保全農地整備は、県営農業農村整備事業による実施に向け整備計画の調整を進めているが、文化的景観と調和を図りながら水田農業の継続に向けた農地整備を行うという前例の少ない事業であることや、景観への影響を最小限にするための工夫が求められていることから、工種毎の工法選択に時間を要している。

また、本地域は埋蔵文化財包蔵区域であるが、遺構の分布が特定されていないため、農地整備にあたっては、試掘調査による確認を行う必要がある。

景観保全農地整備計画平面図

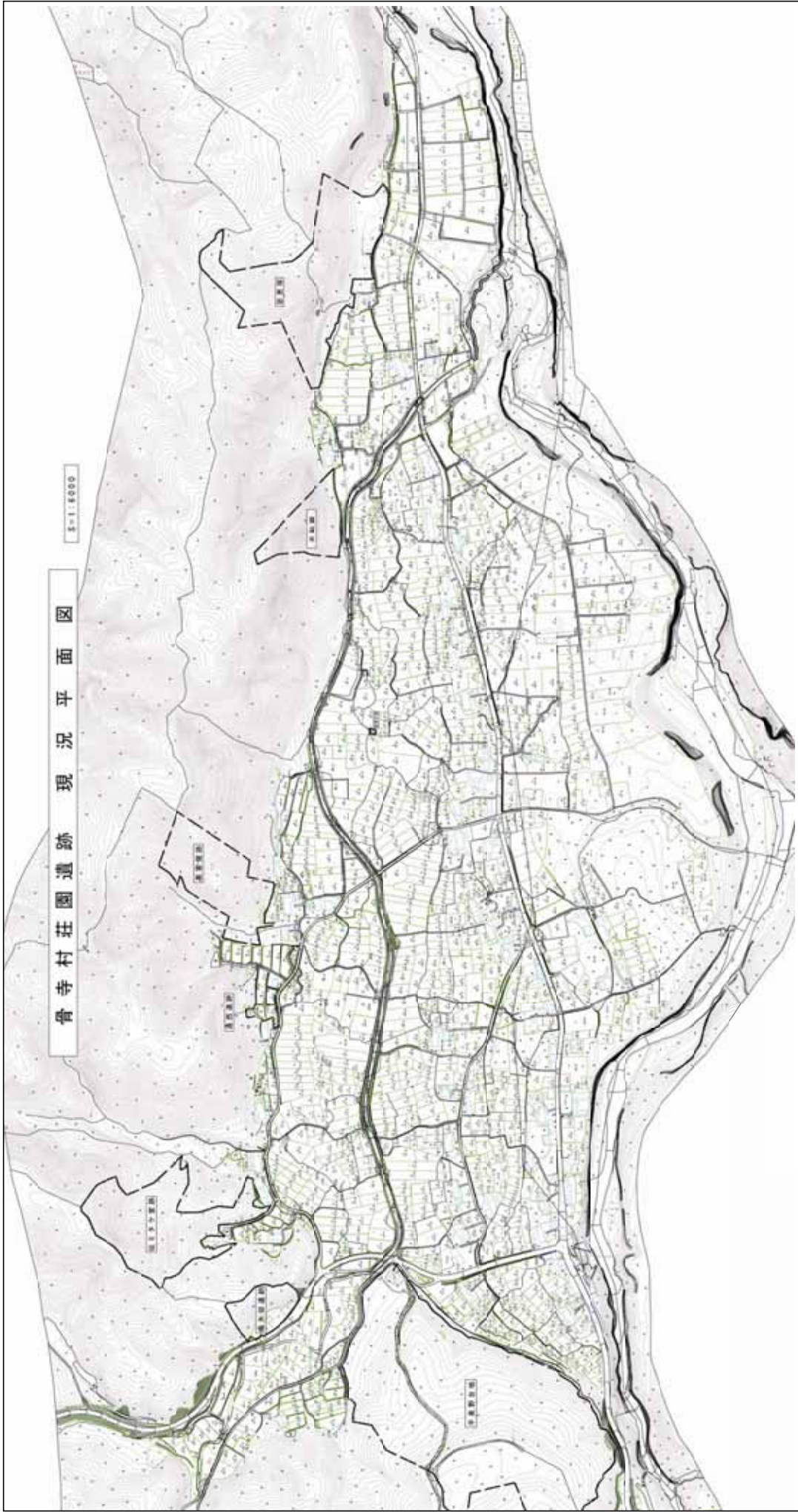
S=1:6000



平成19年3月作成

凡 例	
—	計画区画線
—	旧状の道路を利用
—	現状の道路を拡張
—	新しい道路を設置
—	旧状の水路を利用
—	新しい水路を設置
—	季置田予定地
—	国指定史跡
—	噴風排水位置
—	撤去する畦畔
■	計画田面積高

景観保全農地整備計画平面図（平成19年3月現在の整備計画案） ※縮尺1:6000を75%縮小



景觀保全農地整備 (現況平面圖)

4. 重要建物の修理・修景計画

文化的景観保存計画の対象地区内には、イグネに囲まれた中に主屋と付属屋を配置したまとまりある屋敷構えが連続し、本寺地区の伝統的な土地利用をあらわす要素のひとつとなっている。

このため、「一関本寺の農村景観保存計画」において、屋敷構えの中に存在する伝統的な構造・意匠を持つ建物の継続的利用を促進することを目的に、重要文化的景観の重要建物として特定した。あわせて、滅失及びき損、現状変更の行為（修理・修景・防災的措置・増築・改築・移転・除却の行為）が、文化庁長官に届出を要する行為であると定めている。

さらに、重要建物に対する修理・修景基準と支援策を整えて、地域固有の伝統的な農村景観を継承するための適切な誘導・支援に努めるものとする。

イグネに囲まれた屋敷地に配置された、伝統的な構造・意匠を有する建物





本来茅葺屋根で礎石建・牛持柱を持つ、岩手県南地方における伝統的な農家の特徴を持つ主屋



農業や生活と密接に関わってきた屋敷地内の付属屋
(馬屋・納屋・土蔵・板蔵・便所・長屋門など)







昭和期以降も伝統的な規模や間取りを継承する農家の主屋

※「一関本寺の農村景観」の重要建物の特定方法

- ・イグネ（屋敷林）に囲まれた土地に、主屋と付属屋を配置したまとまりある農家の屋敷構えを持つ、岩手県南～宮城県北地方にみられる伝統的な散居の居住形態を示すもの
- ・近世から近代にかけて形成された構造形式や意匠を持ち、地域の伝統的な生活の様子を伝える木造家屋
- ・地方税法第341条第3号に規定された家屋（住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物）であること。（なお、重要な家屋として特定された家屋及びその敷地については、固定資産税が減免される。）

「本寺地区の農村景観」を形成する伝統的な構造・意匠を有する建物（重要建物）

①本寺地区の伝統的な農家の建築様式

本寺地区の伝統的な建物の外観上の特徴を、以下に整理する。

屋敷構え

イグネ（屋敷林）を背景にして、主屋・馬屋・便所が一行にならび、屋敷の庭先や背後に浴室、土蔵などが配置されている。

イグネの中に、明神様（屋敷神）の祀る屋敷がある。明神様の石祠は、主屋・馬屋・便所をかたどっているともいわれている。



明神様

主屋

急勾配の屋根は、本来茅葺であったことの名残り。

馬屋

馬屋は、本来棟の向きが主屋と直交するものであるが、近年は建物を90度回転し、主屋の棟と平行に揃えたものが多い。

便所・物置

作業場などに、利用されている。



イグネ

本来の正面

屋根の形式

本寺地区では、切妻造、入母屋造、寄棟造の他、左右で形式の異なる屋根（複合型）など、さまざまな屋根の形式がみられる。

屋根葺材の多くは、現在鉄板葺で、瓦葺の屋根はほとんどない。鉄板の色は従来赤が多かったが、最近は黒色系の素材が増えている。また、納屋や馬屋の場合、軒先を伸ばして大きな庇に改修する例がみられる。



切妻形式の屋根



右側が入母屋で、左側が寄棟。堂々とした大きな屋根から、本来の茅葺屋根の形が伺える。



作業用に大きく伸ばした軒先



主屋と馬屋に一体で屋根を架けた建物



入母屋形式の屋根

せがい造

表柱から腕木を出して軒桁を受け、さらに棚状の小天井を付けた「せがい(船櫃)造」が多く見られる。「せがい造」によって、深い軒がつくられ、大きな屋根を支えている。

主屋だけではなく、付属屋の軒裏にも同様の形式が多くみられ、中には社殿のような装飾が施されているものもある。



せがい造(主屋)



二重せがい造の馬屋

真壁造(しんかべづくり)・大壁造(おおかべづくり)

柱が外面にあわられる構法を「真壁造」といい、本寺地区では主屋や馬屋など多くの建築がこの様式を用いている。

柱を壁の中に隠した「大壁造」は、防火性能が求められる土蔵に用いられている。

また、壁の下部は、板を貼って覆う例が多くみられる。



板葺の壁も、真壁造の1つに含むものとする。



大壁造の土蔵



真壁造の納屋

開口部

木製の戸袋や付属屋の扉、窓周りには、意匠を凝らしたものが多く見受けられる。ただし、庇を設けて隠れてしまい、あまり目立たなくなっている。また、木製建具はサッシへの取替えが進んでいる。

しかし、木製の戸袋や雨戸が残る主屋、土蔵や納屋の扉など、まだ木製建具が多く利用されている。



便所の開口部



馬屋の開口部



主屋の雨戸と戸袋



土蔵開口部の意匠

②重要建物の修理・修景基準の設定

重要建物に特定した伝統的な農家建築の外観の特徴は、主屋、馬屋、便所、土蔵など、建物用途別に7つに区分して整理する。後世の改修等によって、ばらつきがやや見られるものの、建物本来の構造・形式は概ね共通している。また、開口部や軒先など外観意匠の細部には、それぞれ独自の特徴が見られ、個性豊かな外観を有している。このため、重要建物の外観を変更する際には、建物本来の外観の特徴の維持に努める修理・修景を行って、本寺地区の地域固有の歴史に基づく景観形成に役立てるものとする。

修理とは、建物の価値を維持するための行為であり、建物本来の特性を尊重して行うことが基本となる。しかし、すでに建物本来の特性にそぐわない改造が加えられている場合には、その履歴を検討した上、旧状に戻すか、本来の色調や形態に近い材料を用いるなど、個々の状況に即して適切に選択し、修理または修景を行うものとする。

また、建物本来の特性が一覧表に見られないような独自のものを持つ場合には、各々の形態・意匠にしたがって修理を行うことが重要である。

修理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な農家建築の特徴を有する外観を維持するため、現状修理もしくは復元する（旧状に戻す）ことを原則とする（表1参照）。
修景基準	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の色調や形態に近づけて、建物との調和を図る（表2参照）。 ・建物に接続して増築する部分は、道路や遠望から目立たないよう位置・規模・意匠に配慮する。

表1 修理基準（本寺地区における農家建築の基本特性）

	主屋	馬屋	便所	土蔵	板蔵	納屋	門(長屋門)
構造	木造 真壁造	木造 真壁造	木造 真壁造	木造 大壁造	木造	木造 真壁造	木造 真壁造
階数・規模	平屋建 (平入・直屋形式)	平屋建 中2階建 2階建	平屋建	平屋建 2階建	平屋建 2階建	平屋建 2階建	平屋建
屋根	形式	寄棟・入母屋・切妻又はその複合型 下屋庇	寄棟・入母屋・切妻	切妻・置屋根 前面庇	切妻	切妻・入母屋・又はその複合型	入母屋
	勾配	4寸5分～5寸程度 茅葺屋根は矩勾配以上	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度
	材料	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 木羽葺・杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺
壁	材料・仕上	白漆喰仕上 中塗仕上 板張	中塗仕上 板張	板張	白漆喰仕上 中塗仕上	横板張	白漆喰仕上 中塗仕上 板張
	腰板等	下見板張 縦羽目板張	下見板張 縦羽目板張	縦羽目板張			縦羽目板張 横板張
開口部	板戸 ガラス戸 格子戸	板戸 ガラス戸 格子戸	板戸 ガラス戸	出入口大戸は漆喰あるいは中塗塗込	板戸	板戸	板戸
木部	素木	素木	素木	素木	素木	素木	素木
基礎	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 切石等	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 野面石又は切石	安山岩切石あるいはそれに準じる材料

表2 修景基準

	主屋	馬屋(現・作業場)	便所	土蔵	板蔵	納屋	門(長屋門)
建物配置	イダネを背後にして、主屋・馬屋(作業場)・便所が一列に並ぶ建物配置を踏襲する。						
構造	在来工法による木造軸組み(真壁造)とする。			在来工法による土蔵(大壁造)とする。	在来工法による木造軸組み(真壁造)とする。		
階数	地上平屋建を原則とする。 (二階の増築は避ける)	地上2階建以下とする。 (本来平屋であった建物の、2階増築は避ける)	地上平屋建とする。		地上2階建以下とする。 (本来平屋であった建物の、2階増築は避ける)	地上平屋建とする。	
高さ・平面規模	高さは10mを超えないようにする。 平面形状は、平入の直屋形式を基本とし、でさがるだけ単純な長方形とする。	高さは10mを超えないようにする。			既存建物の最高の高さを超えないようにする。		
色彩	屋根材、壁面、建具等において、落ち着いた自然素材色を基調とし、伝統的な建物や周囲の自然景観の調和を図る。						
形式	寄棟・入母屋・切妻又はその複合型。棟の向きは主屋と平行・直行いすれも可とする。						
勾配	基本特性に従うものとする。						
屋根	基本特性に従うものとする。 基本特性に従うものとする。 鉄板葺の場合は、平葺き又は瓦葺きとし、光沢が目立たない黒系又は茶系の落ち着いた色彩とする。						
軒周り	軒裏は、できるかぎり「せがみ」を取り入れるようにし、せがみ、垂木、野地板をあらわす。 軒の出は、建物本体と調和させた軒の出とする。						
下屋庇	下屋庇は、原則として設けない。	必要にふじ、壁面・開口部の意匠に調和した庇を設ける。	原則として設けない。	必要にふじ、壁面・開口部の意匠に調和した庇を設ける。	原則として設けない。		
壁	材料・仕上	白漆喰塗又は中塗仕上げとし、柱をあわらしとする。 やむを得ない場合は、同系色の塗り壁調の材料を用いることは可とする。		基本特性に従うものとする。	白漆喰塗又は中塗仕上げとし、柱をあわらしとする。 やむを得ない場合は、同系色の塗り壁調の材料を用いることは可とする。		
	腰板等	基本特性に従うものとする。 (やむを得ない場合は、光沢が目立たない黒系又は茶系の落ち着いた色彩とする)			基本特性に従うものとする。		
開口部	位置及び形態は、建築物全体の外観と調和するものとする。 建具は、原則として木製建具を用いる。サッシを用いる場合は、黒系又は茶系の落ち着いた色彩とする。						
木部	素木もしくは古色塗りとする。(防腐処理等の加工は可とする)						
基礎	コンクリート露出面が目立たないような配慮を行う。						

③修理・修景に関する支援の方策

重要建物の修理・修景事業を推進するため、一関市が財政的・技術的な支援を行うものとする。

修理・修景基準に沿った工事を実施する際の財政的支援として、一関市が文化庁の補助事業を導入して、年間あたりの一定の予算の範囲内で経費を支援することとし、一関本寺の農村景観を形成する重要建物修理事業受益者分担に関する条例を制定する。重要建物に特定された建物の修理・修景事業を一関市が事業主体者となって実施するため、それに係る受益者（所有者）に分担金の負担を図ることを目的として制定する条例である。

また、重要建物の現状を変更する行為が、修理・修景基準に適合するかどうか判断に迷う場合の技術的指導を行うものとする。

5. 見学ルート整備計画

見学路整備の目的には、本寺地区内の視点場や史跡などの各地点へ、快適安全に歩行できるようにすることに加えて、来訪者が生活や生業の間でもある住宅や農地の間などを無秩序に歩くことを回避することにもある。

見学路は、基本的には眺望や散策に適した既存のルートを活用することを基本とし、案内表示の設置や歩道整備等を行うものとする。ルート上にある眺望の優れた地点には、立ち止まって眺望できる空間を確保しておくものとする。

○車による移動は国道沿いに限定するよう、導入部を整備する。

来訪者の交通手段は、大型観光バスや自家用車によるものが多いと予想されるため、国道沿いに大型バスの乗降場と一般の駐車場を分散的に配置整備して、車両等の地区内への進入を抑制する。また、住民の生活に配慮して、休日には市道の通行規制を行うこと等についても検討する。

○見学ルートは公道を利用する。

来訪者が自由に見学できるルートは、国道・県道・市道を基本とする。水田の間や本寺川沿いの農道は、あくまで営農の間であることから、景観保全農地整備の中で農道として整備を進めることとし、原則として来訪者用の遊歩道としての整備は行わない。

ただし、史跡指定地である若神子社や不動窟については導入部となる道が無く、管理道を確保する観点からも通路が必要であるため、景観保全農地整備計画と調整を図りながら道及び橋の整備を行うものとする。

○見学は徒歩又は自転車を利用する。

来訪者は見学の基点となるガイダンス施設や分散配置した小駐車場から、徒歩もしくは自転車を利用して見学を行うものとする。このため、ガイダンス施設などには貸自転車のシステムを整備するとともに、国道・県道・市道では徒歩・自転車の通行に配慮した整備を行う。

○史跡の中や民有地を通過しての見学の際は、案内ガイドと共に見学する。

駒形根神社と慈恵塚拝殿を除く史跡指定地の見学は、当面は管理道を利用し、所有者等の了解を得た案内ガイドが誘導するようにする。今後、慈恵塚や白山社へ至る通路や、若神子社の農道が整備された後は、来訪者が自由に散策できる見学ルートとして位置づけるようにする。なお、調査研究の結果、古道等が確認された場合は、遺構の保存に配慮して整備を行うものとする。

また、慈恵塚から東に向かう道や農道の一部については、案内ガイドを伴う場合に限り見学ルートとして利用することも検討する。

○案内板及び案内表示を充実させる。

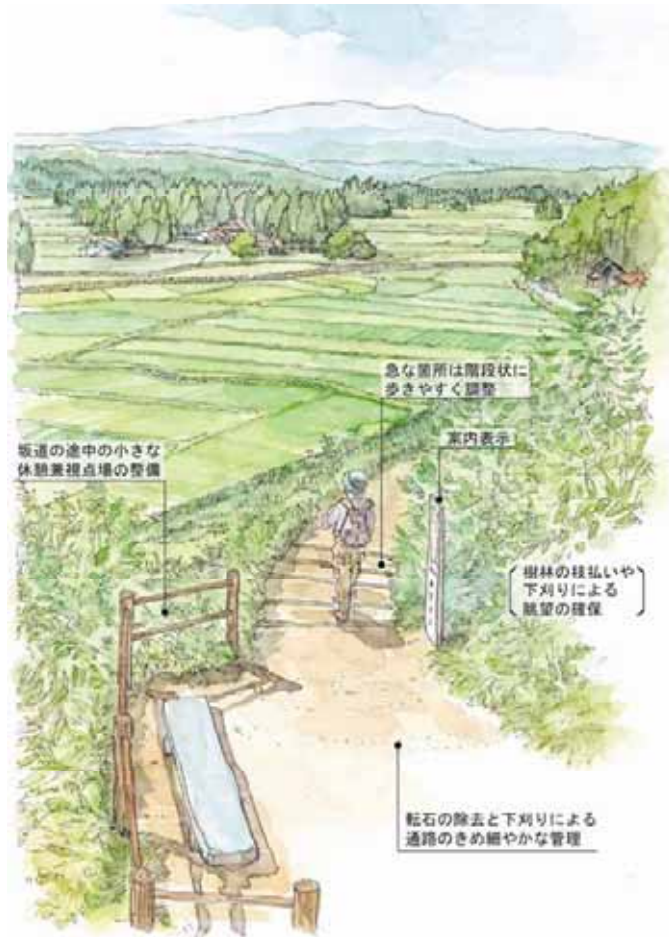
来訪者の案内誘導のため、案内板及び案内表示を整備する。

- ・総合案内板は、本寺地区全体の見学ポイントや施設の位置を図面等でわかりやすく示したもので、ガイダンス施設予定地内に設置する。
- ・案内板は総合案内板と同様の機能を持つもので、拠点施設や便益施設に設置する。

- ・案内表示は「平泉の文化遺産」共通のデザインを基本とし、見学ルートの分岐点などに整備する。

○休憩兼視点場の整備

要害橋付近や慈恵塚に至る道の途中など、眺望に適した場所では、立ち止まって休憩できる場所を確保する。



イメージスケッチ
(慈恵塚付近)

■見学ルート整備項目

項目	内容
案内板、案内表示等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板の設置 1基(ガイダンス施設) ・案内板の設置 3基(拠点施設、便益施設) ・案内表示は、見学ルートに合わせて整備する。10基程度
国道342号の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備(自転車通行にも対応できるように拡幅等を検討する) ・大型バス乗降場確保 ・主要箇所道路案内標識の設置 等
県道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備 等
市道 ※農地整備事業対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・拡幅整備(要害橋、歩道確保) 等

6. 活動拠点・便益施設整備計画

(1) 施設整備の目的

本寺地区の水田の広がる風景など、現地に来れば誰でも目にすることができるものではあるが、それだけでは遺跡・景観の持つ歴史的な意味を理解することは困難である。また、世界遺産を契機として来訪者の増加が予想されるが、その多くは予備知識を持たない来訪者であると考えられることから、本寺地区を訪れる人には、史跡及び重要文化的景観をより深く理解してもらうことが必要である。

このような課題に応えるには、中世以来の本寺の歴史や、絵図と現地との比較、点在する史跡などについて、わかりやすく見学者に説明する「ガイドンス施設」の整備が必要である。

また、本寺地区における重要文化的景観は、現在も継続する農村であることにも価値があり、地域特有の暮らしをより深く理解することができるよう、農作業体験や、本寺で採れた農産物の販売、住民と交流できる空間づくりなども、ガイドンス施設と同時に整備を進めることが必要である。

なお、施設整備は、「景観計画」で定めた基準に沿って、景観に配慮して整備することとし、施設を乱立させないことについて、地域住民同士あるいは地域住民と行政との共通認識のもと進めることとする。

(2) 施設整備に求められる機能と配置の考え方

①求められる機能

訪れる全ての人々に、史跡及び重要文化的景観に関する学術的情報を提供することが、第一に求められる。とりわけ、ガイドンスとしては、実地に見学するに先立って学んでおくべきこと、見学後に確認しておくべきことをわかりやすく伝える必要がある。このような学習の形態としては、単に受動的に展示や解説を見学するだけでなく、人々の生活や文化を体験的に学習できるような能動的な仕掛けも有効であり、多様な方法を組み合わせて、整備と活用の効果を最大限に導くことがガイドンス施設や拠点施設には期待される。

また、公開・展示と同時に、史跡管理や、地域振興、地域住民と市民や来訪者との交流及び学習、ボランティア活動の拠点など、多様な管理・活用を考慮した機能を備えることが必要である。

■各施設の機能例

①ガイドンス施設

展示・解説・案内＋多目的ホール＋事務室＋便所＋駐車場＋貸自転車＋その他（更衣室・シャワー等）

※現地案内のための解説・ガイド斡旋・交流と、史跡の管理・地域経営の事務的な拠点としての、主に2つの機能を果たす。

②拠点施設

案内＋物販＋飲食（軽食）＋駐車場＋便所＋その他（加工施設、体験学習施設等）

※“現地案内”のほかに、“交流”“体験学習”的要素を持たせる。

③便益施設

休憩所＋トイレ＋小駐車場＋案内板＋その他（場所によっては更衣室等）

②施設配置に関する基本方針

配置案は、104頁に示す4つの案について検討したが、下記の点を考慮して第4案を基本とする。

○各種施設の分散的配置

各施設の配置の方法は集約型と分散型が考えられるが、各種施設が過大なものになるのを避けるため、分散的に配置することを基本方針とする。

○既存の地区内施設との連携

各種施設の整備によって新たに付加される、遺跡のガイドンス、伝統的的小区画水田の管理運営、休憩・便益及び地域住民と来訪者との交流機能などは、地域づくり活動の延長上に発展・充実していくことが望まれる。地域と密接なつながりを持つ施設とするため、公民館や直売所に隣接させるなど、既存の地区内施設に沿った配置計画を考慮する。

○車の進入を抑制する

見学ルートの基点となる位置にガイドンス施設を設置するとともに、その他の施設もできるかぎり国道沿いに設置することで、地区内への車の進入を抑えるよう考慮する。

③駐車場整備

○一般車による見学

一般車の駐車可能な場所は、ガイドンス施設にまとまった駐車場を備えるほかは、小規模駐車場を国道沿いに分散配置して、史跡や眺望点への見学の利便性に配慮する。小規模駐車場は、便所や休憩施設などと一体で整備する。

なお、一般車による見学の場合であっても、市道への進入は休日等に通行規制を行うなど、地域住民の日常生活に配慮する必要がある。

○大型バスによる見学

原則として、大型バスは国道・県道のみを通行可能な範囲とし、また、国道沿いの各施設の隣接地に、大型バスによる見学者の乗降場を設置するなどの整備を進める。また、大型バスは若井原周辺において駐車・転回できるように整備を進める。

■施設配置の検討案

1案：重要文化的景観区域内に拠点施設を1カ所に設置

施設を一カ所に配置する場合、まとまった土地を確保するため、国道南側が想定される。一カ所だけでは慈恵塚や山王窟などと隔たりがあるため、小規模な便益施設(駐車場・便所・休憩施設)をあわせて整備する。



2案：景観計画区域(若井原付近)に拠点施設を設置

景観計画区域の中心に拠点施設を配置し、周囲に最小限の施設を配置する。拠点施設は、瑞山地区など周辺地域との連携にも配慮した活動拠点の場と位置づけることが可能。ただし、本寺地区見学の基点となり、ここから徒歩で史跡や平野部を回るには不便である。



3案：重要文化的景観区域内に拠点施設を分散(本寺地区東側と南側に拠点施設を設置)

来訪者の多くは一関市中心部から来ると予想され、東側にガイダンス機能を主とする施設(拠点施設-1)を配置する。それ以外の機能(大型バス駐車場、商業施設、体験学習等)を、国道南側(拠点施設-2)に配置する。レストランや物販等は、新設施設とともに空家の活用など検討する。



4案：重要文化的景観区域内外に拠点施設を分散配置

重要文化的景観区域にはガイダンス機能と一般車駐車場(拠点施設-1)、既存の屋敷地や空家等を活用した休憩、物販、飲食等施設を設置する。大型バス駐車場やレストラン、集会施設、産直施設、加工施設等は、若井原地区周辺(拠点施設-2)に設置する。



④その他

○空家の活用

本寺地区にみられる空家のうち、位置や規模などから施設づくりに利用できると思われるものは、積極的に活用していくものとする。

○博物館等との連携

ガイダンス施設等の展示内容については、一関市博物館と連携し、展示資料の調整・整理を進めることとする。さらに、平泉町・奥州市の類似施設の展示・解説内容とも調整を図り、情報の共有化に努めるものとする。

○簡易トイレ設置

活動拠点施設等が整備されるまでの暫定的な措置として、来訪者用の簡易トイレの設置を行う。

■活動拠点施設・便益施設整備項目

項 目		内 容
活動拠点 施設整備	ガイダンス施設(若神子)	・情報提供、解説案内、便益管理等の整備 ・駐車場(一般車両)整備 (総合案内板設置)
	拠点施設-1(若井原周辺)	・地域活性化に必要な施設 ・駐車場(大型、一般車両)整備 (案内板設置)
	拠点施設-2(駒形) ※空家を活用する施設	・解説案内 ・軽食 ・休憩、便所 ・小規模駐車場
便益施設 整備	便益施設-1(下真坂)	・小規模駐車場 ・便所、四阿 (案内板設置)
	便益施設-2(要害館前)	・ベンチ、緑陰、水飲み、駐輪場
	便益施設-3(山王窟)	・小規模駐車場 ・四阿 (案内板設置)
	駐車場及び駐輪場整備 (駒形根神社前面)	・管理、身障者用として位置づける

※現在想定される内容は上記のとおりであるが、詳細については、活用策と合わせて引き続き検討する。

(3) ガイダンス施設整備計画

①ガイダンス施設配置計画

104 頁の第 4 案をもとに、ガイダンス施設の配置に関する検討を行った。4-1 案（本寺公民館付近を見学ルートの基点とする案）、4-2 案（慈恵塚・拝殿付近を見学ルートの基点とする案）について比較検討した結果、4-1 案に基づき計画を進めるものとする。

- 本寺公民館の南側（戦後拡張された畑）を、まとまった駐車場を備えたガイダンス施設とし、見学ルートの基点とする。下真坂地区（現在空地）と駒形地区（現在空家）に、施設（駐車場・便所・休憩施設等）を分散配置する。
- 大型バスに対しては、乗降可能なスペースを確保して、若井原において駐車するように整備する。
- 見学時の基本的な順路として、ガイダンス施設に車を駐車し、案内・説明を受けた後、徒歩で市道沖要害線を利用して若神子社など各史跡に沿って西に進み、県道を経て駒形根神社へ至る。駒形根神社からは、中通りまたは国道に沿ってガイダンス施設へと戻る。大型バスの場合は、駒形（集会所付近）において、乗車できるようにする。

■ガイダンス施設の配置に関する比較検討一覧

	4-1 案 本寺公民館付近を見学ルートの基点とする案	4-2 案 慈恵塚・拝殿付近を見学ルートの基点とする案
見学ルートとの関係	○各史跡・眺望点への動線距離が平均的な位置にあり、多様な見学コースに対応しやすい。	△中央部の水田・水路や駒形根神社の見学は、現実的には車で移動となる。効率よく短い時間で回りたいという見学者にとっては、不便さがある。
史跡・眺望点との関係	○一番近い眺望点は、要害橋付近。360 度視界が広がり、絵図の世界を想像することができ、各史跡・水田の様子もよく見える。 △本寺川周辺の修景整備が望まれる。	△一番近い眺望点は、慈恵塚に至る道の途中。絵図の世界を俯瞰できるが、ミタケ堂・要害館跡などの史跡は見えない。 ○中尊寺方面からの（往時の）順路に沿った見学ができる。
景観・土地利用への影響	○国道との間にある樹林に隠れるため、国道からは目立たない。 △国道との間に送電線が通過しており、景観上の配慮が必要である。 △導入部の道路の拡幅整備が必要である。	○国道に接する土地ではあるが、導入部は狭く、両側を樹林に囲まれていて、国道からは目立たない。 △慈恵塚付近の視界に含まれる。目立たないように景観配慮が必要。
駐車場（一般車に制限）	○当面最小限の台数の整備に止める。 ※将来実情にそぐわないことが明らかとなった場合、拡張整備することの検討が可能な場所である。	同 左
地域活動	○既存の公民館施設と一体となった検討が可能である。	△地域活動の核とする場合、既存の地域施設とは別途検討する必要がある。

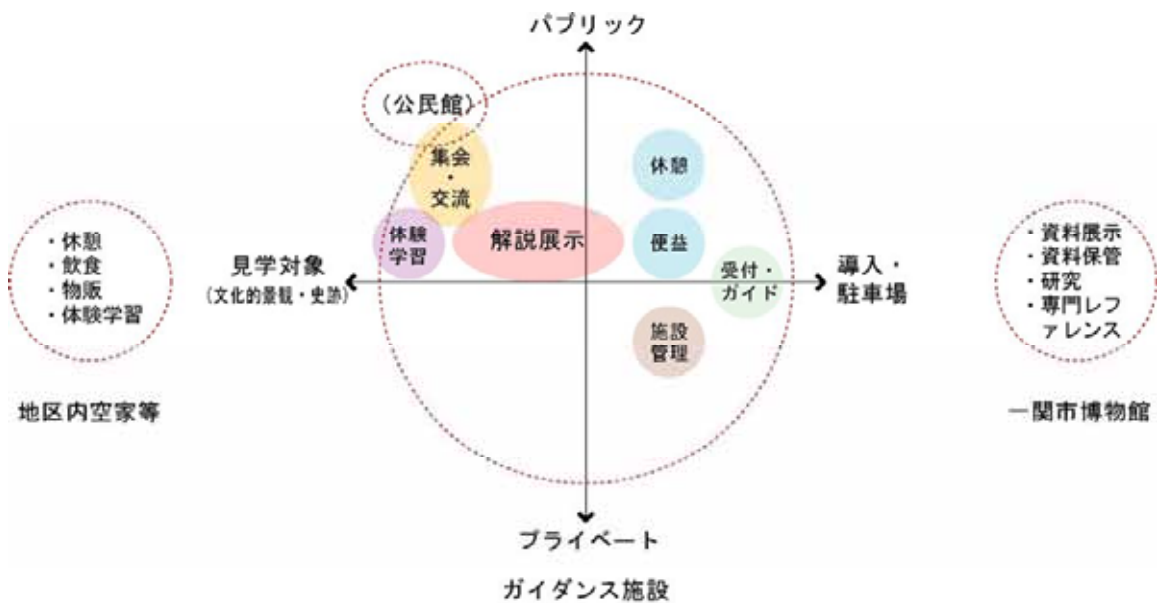
②ガイダンス施設機能の方針

史跡等におけるガイダンス施設などの機能には様々なものがあるが、大きく分ければ、案内解説・展示・体験学習・便益・管理・調査研究といったところが主なものである。

今回のガイダンス施設計画において、これら各機能を、導入側と見学地側のいずれに関連が強いかを横軸に、パブリック性とプライベート性のどちらがより強いかを縦軸に図式化してみたのが下図である。基本的には、施設の立地条件や他の施設との分担を考慮し、このような図式を実際の施設内部ゾーニングに置き換えることが求められる。

なお、専門性の高い展示、資料の保管・展示及び学術的な調査研究機能については、一関市博物館で展示を充実し、現地施設では、一般見学者を対象とした概括的解説と見学ガイドを中心に行うことなどを検討する。また、来訪者への物販や飲食等の機能については、主に地区内の空家などを活用し、分散的に配置する。

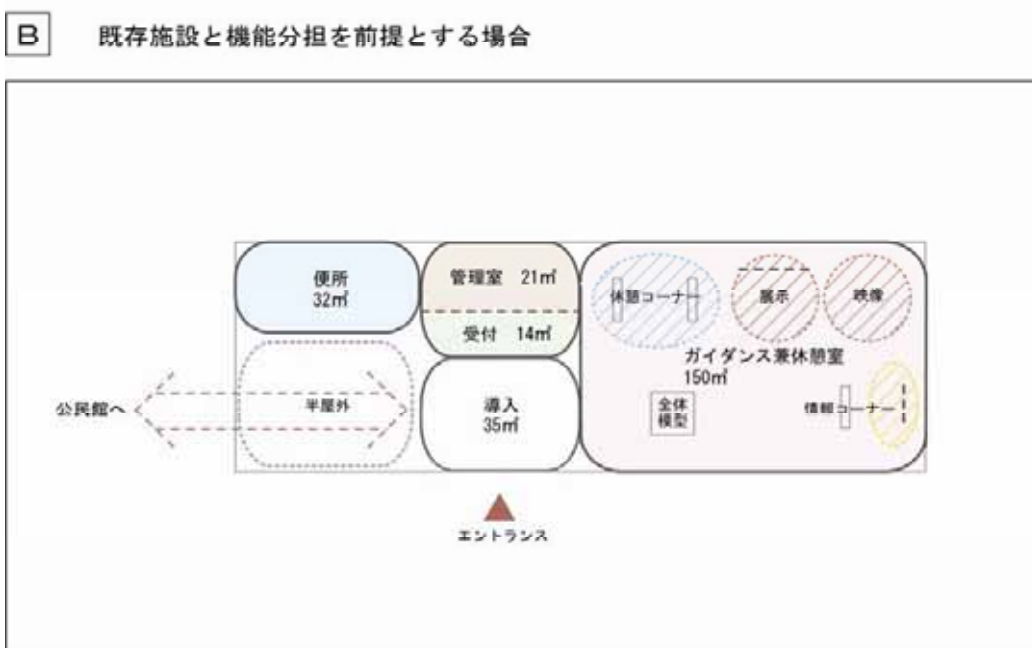
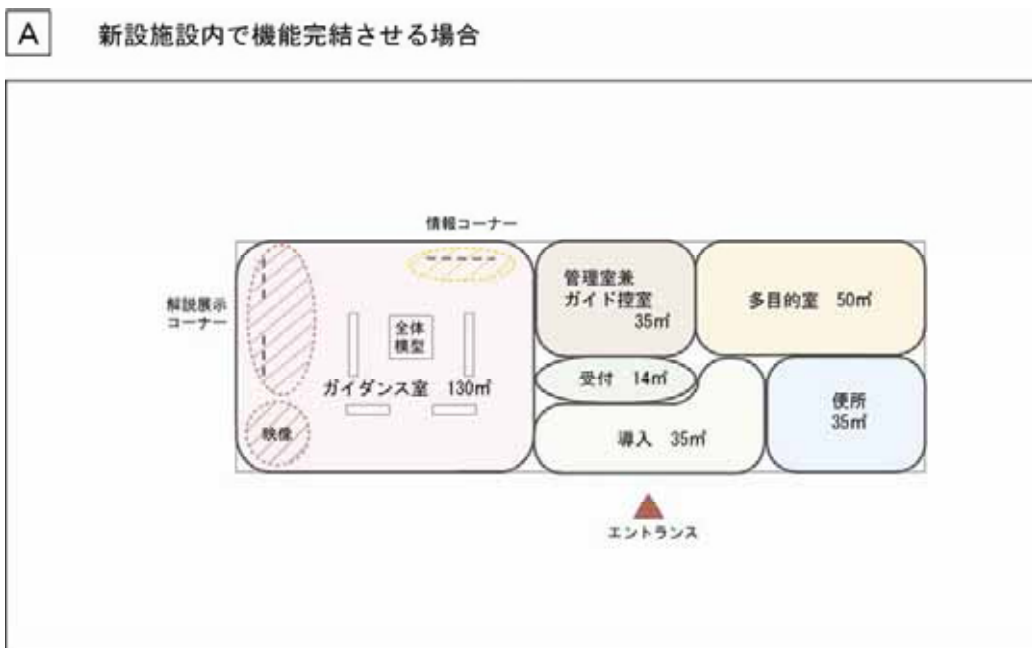
拠点施設は同時に、外部から訪れる人々と地域住民の交流の場としても位置づけられ、地域づくりの核としての役割が地元から期待されている。新設するガイダンス施設と、既存の公民館との間で、集会・交流機能の分担をどのように図るかについては、検討が必要である。



ガイダンス施設の機能および他施設との機能分担

次に、ガイダンス施設内で一通りの機能を充足させる案（A案）と、集会機能は公民館と連携しガイダンス機能のみに限定する案（B案）の二通りを、概念図として作成した。史跡等におけるガイダンス施設の整備例を参考に、いずれも建物の規模は300㎡以内とし、機能別床面積の目安を示した。

なお、これらの案はあくまでも検討のための概念図であり、建築平面上の具体的機能配置や動線等については、今後の検討による。具体的な設計にあたっては、双方の案の特性を組み合わせることも当然可能である。



③ガイダンス施設建物に関する基本方針

ガイダンス施設建物については、今後以下のような点に留意して、構造・外観意匠等具体的な検討を進める必要がある。

○外観意匠における総合的な景観的配慮

施設の外観は、骨寺村荘園遺跡の導入部として、国道からの見え方や演出性にも配慮する必要がある。ただし、外観ボリュームを大きくしたり、規模そのものは大きくなくても目立たせるために国道沿いに建設したりすることは避けるべきであって、景観計画に従うことが基本となる。来訪者を最初に導く「顔」に相応しい演出効果と、農村景観に対する配慮については、遠方からの誘導方法、外構植栽等の組み合わせなども含めた総合的なバランスを考慮して検討を行う必要がある。

○地域に調和するデザインの方向性を検討する

地域に調和する施設デザインの方向性としては、本寺地区に見られる伝統的な民家の意匠を取り入れる手法と、あくまでも現代建築と位置づけて自然素材を用いる手法が大きく考えられる。景観計画においても、建築物を新築する場合、木造和風を基本とすることが定められているが、総合的な創意工夫による景観の調和を図れば代替も可能であることから、いずれの方向性で進むかは検討する必要がある。

○埋蔵文化財に対する配慮

ガイダンス施設の整備にあたっては、事前に試掘調査を行い、遺構の保存に影響のないことを確認する。



イメージスケッチ（ガイダンス施設および周辺整備）

7. 修景整備計画

修景整備計画の内容は、公共的施設に対するものと、地域住民に対するものと大きく分けられる。

公共的施設としては、道路（国道・県道・市道）や河川などのほか、それに伴う舗装・ガードレール・橋・電柱等の修景を検討し、景観の向上を図っていくものとする。今後、施設管理者や関係機関等の協力を得られるよう、協議を行うものとする。

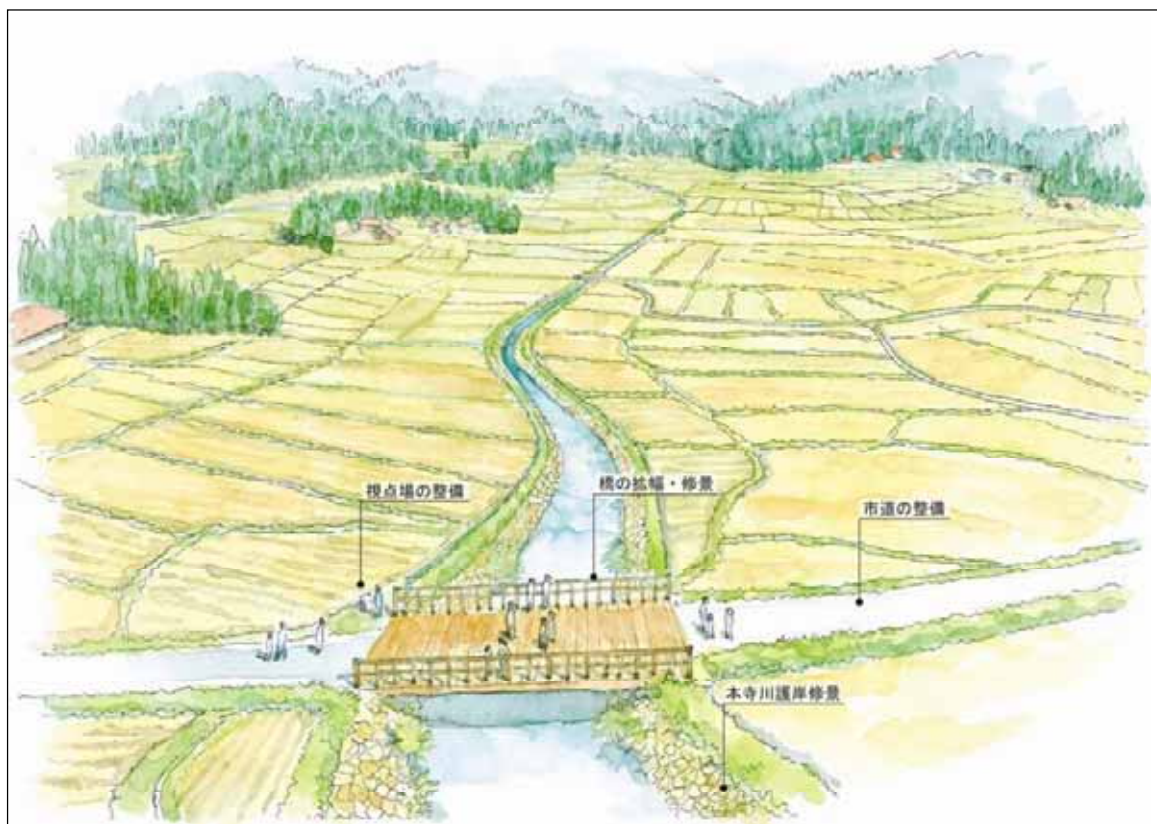
地域住民に対するものに対しては、景観阻害要因の除去作業などはすでに実施されており、今後も景観形成活動を支援するとともに、生垣緑化や建物修景等を進めていくものとする。

■景観修景整備項目

項目	内容
景観阻害要因の除去	・FRPサイロ、廃車、廃農機具、粗大ゴミなどの撤去 （平成 18～19 年度実施） ・道路にはみ出す樹木伐採
道路の景観形成	・舗装整備（部分）、道路案内標識、ガードレール、看板修景 （見学ルートの計画と一体となって検討する）
電柱、送電線や発電所の修景	・施設管理者や関係機関と協議の上、将来的に移設やその他の方法による修景に努める。
本寺川	・護岸修景（コンクリート護岸の修景）
住民による景観形成への支援	・屋敷地の緑化（イグネ、生垣への支援） ・建築物の外観等の修景への支援



イメージスケッチ駒形根神社付近



イメージスケッチ要害橋付近

8. 防災施設整備計画

現在の防災施設の整備状況は次ページの図に示すとおりである。当面は既存の防災施設の管理を万全とし現状維持に努めるが、以下のような課題も挙げられる。このため、史跡の整備事業や、ガイダンス施設・活動拠点施設等の整備と合わせて、防災施設について管轄消防署を含めて検討を行い、整備を行うものとする。

○社殿等の防火対策の充実

消火栓設備は、本寺地区内に 19 基設置されており、公道に沿って地区内に均等に分散配置されている。ただし、駒形根神社や慈恵塚拝殿などは社殿に対する防災設備がないため、文化財保護の観点から、防災対策の充実が求められる。今後は、消火器等の可動式器具の配備や、消火栓設備、自動火災報知機等の設置などについて、検討を行うものとする。

○来訪者を想定した防災設備の強化

来訪者の増加に伴って予想される、無断侵入やいたずらによるき損・盗難等の発生を防止する対策を検討する。史跡の中の社寺等に限らず、地域住民の日常生活にも影響を与える可能性がある。景観保全に対する無理解やモラルの低下によって招かれるものであるため、防犯面の強化は見学時の配慮を徹底喚起することが基本となるが、防犯灯や防護柵の設置、夜間機械警備等について検討を行うものとする。

なお、本寺地区では「本寺地区防災計画」を定めて、平常時の活動内容（消火訓練活動や講習会の開催など）や災害発生時の自治会ごとの各世帯の連絡体制、消防署や一関市との連絡体制を明記して、防災体制を整えている。今後も地域の自主的な防災活動の継続的实施が望まれるものであるが、各種施設の整備に伴い内容の見直しを検討する必要がある。



貯水槽施設現況（駒形地区）

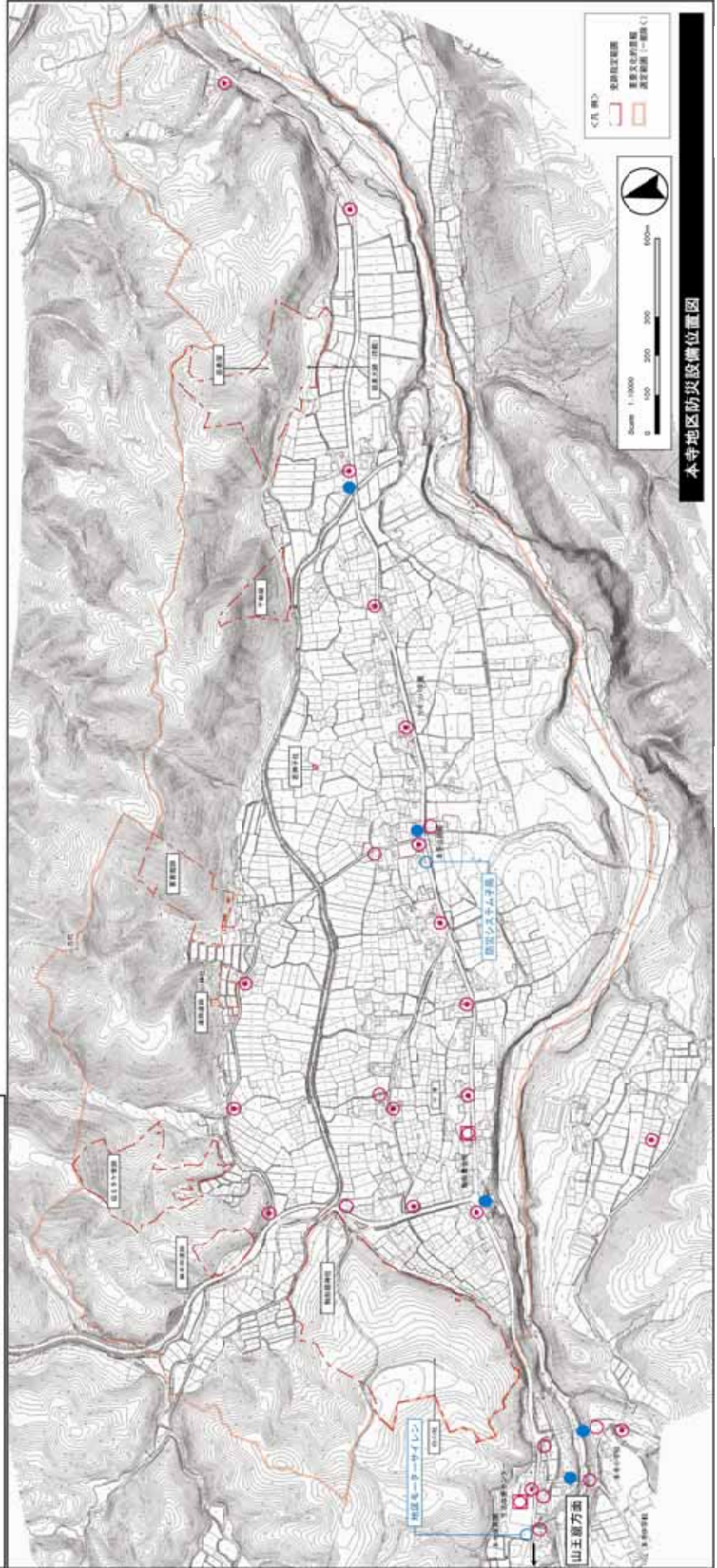


防災システム支局（消防団屯所）



防災設備の内容

種別	内訳	数量	表示	備考
防災設備関係	消火栓設備（地上式）	19箇所	○	ロータリー 生活改善センター
	貯水施設（消防水利を含む） 上記以外の防災設備 ・防災レスキュー隊 ・モーターサイレン	2箇所	□	
その他	街灯	1箇所	●	本寺地区自主防炎自治会
	ごみステーション	1箇所	○	
	防火組織（自衛消防組織等）	10箇所 6箇所 1団体	○ ● —	



本寺地区防災設備位置図

第5章 調査計画

第5章 調査計画

骨寺村荘園遺跡は、まだ遺跡の調査が十分ではないため、その価値を明らかにするための調査が必要である。歴史学や歴史地理学などの学術的調査や整備事業に伴う発掘調査、さらには平泉との関わりについての学術的な調査研究などの各種調査研究活動は、今後も計画的に実施する必要がある。

本寺の12世紀からの歴史や文化等の解明に取り組んでいくうえで、発掘調査事業や民俗調査事業については優先的に進める必要がある調査事業として、一関市・岩手県が主体となって実施するものとし、国、県の意見を得ながら専門家との連携を図りつつ計画的に進めるものとする。

また、上記のように専門性の高い調査に限らず、身近な伝統文化や自然環境の現況記録など、地域住民や市民有志によって継続的に行う調査活動が有利な場合も考えられる。こうした調査活動は、本寺地区の基礎的情報の収集だけでなく、遺跡に対する認識が深まることで、地域住民や市民による自主的な保全活動に結びつく副次的な効果も期待される。このため、骨寺村荘園遺跡の保存活用に、有益と思われる各種調査研究事業を支援していくものとし、必要に応じて専門家がアドバイスできるようなシステムを整えるものとする。

いずれにしても、骨寺村荘園遺跡に関する各種事業の推進は、“骨寺村”をよく知ることから始まるものである。調査研究成果は一関市に蓄積していくシステムを整えることとし、調査結果の公開を行い、今後のさまざまな活動内容にも反映させるようにする。

本寺地区の歴史の解明や土地に関する属性等、多面的に理解する為に必要な調査を行うもので、近々に取り組む調査として以下に示す。

○発掘調査事業

- ・学術的調査や所在確認調査、および整備事業に先立つ調査を推進する。調査を事前に進めるべき事業としては、史跡整備事業、景観保全農地整備事業、ガイドンス・便益施設等整備事業が挙げられる。調査場所としては、慈恵塚及び拝殿周辺、山王窟、要害館跡、平泉野台地、梅木田遺跡の全体調査のほか、微高地周辺や山裾に想定される在家（田屋敷跡）の確認が将来的に予定される。

○民俗文化財調査

- ・急速に失われつつある地域固有の伝承や信仰、生活文化を記録する。専門家に委託して、3ヵ年で民俗文化財調査を計画する。

○農地の現状記録（縮尺1/1000程度）

- ・景観保全農地整備事業に先立ち、現状の畦畔・水路の形状を測量し、法高・幅等の記録を行う。

○地域住民・市民参加による調査事業の推進（検討例）

- ・地域住民や市民参加による里山、河川、水田の自然環境調査や、伝統的な生活・伝承に関する調査を行う。

第6章 活用計画

第6章 活用計画

骨寺村荘園遺跡の活用面に関する事業について、4つの項目（公開・見学に関する事項、学習活動・体験活動に関する事項、広報・PR・イベント企画に関する事項、地域づくりに関する事項）に区分して整理する。

○地域活動を前提とした活用事業の推進

活用事業の進め方については、すぐに着手する方がよいと思われるもの、ある程度整備や活用の組織づくりが進んだ段階で始めた方がよいもの、部分的（実験的）に始めて徐々に拡大していく方がよいもの、などがあり、それぞれ適切な方法を選択して進めることとする。

すでに本寺地区地域づくり推進協議会において、具体的な活動の実践段階にある内容も多く、こうした地域活動を前提に徐々に発展させていくことを基本とする。

○骨寺村荘園遺跡に対する理解を促す多様な活用

多様な状況を想定して、骨寺村荘園遺跡に対する学習・啓発の機会を設けていくこととする。例えば、地域住民に対する継続的な勉強会の開催、一般の来訪者に向けては簡潔に情報を伝えるもの、詳細な知識を得たいとする来訪者に向けての専門性の高い対応など、多様な年代層やある一定の目的をもった来訪者などを想定し、歴史学習・体験学習等の手法や内容を検討し取り組むものとする。

なお、観光事業による活用を図る際でも、絵図に描かれた景観を見せるだけにとどまらない、骨寺村荘園遺跡を保存する意義や、地域づくり活動についての紹介も行い、文化財の保護に対する理解を促すようにする。

○年間スケジュール

上記の各種事業は、年間を通して行われるものであるが、安定した運営組織を整えるには、年間スケジュールをあらかじめ立てておく必要がある。

例えば、農作業の繁忙期には、農地に来訪者が大勢集まるようなイベントが重ならないような配慮が必要である。しかし、田植え・稲刈り体験など、時期を逃すことのできない事業もあり、地域住民の生活基盤を害することのないように各種イベントの実施には調整を図る必要がある。また、毎年繰り返して実施することの期待される主要事業については、あらかじめ年間計画を立てておくことによって、地域住民だけにとどまらず、市民ボランティアなどの支援も得やすくなる。

一方で、農閑期となる冬季には来訪者が減少することが予測されるが、年中行事の復活や、新たなイベントの企画、施設補修、企画運営を検討する時期に充てるなど、年間を通じてバランスよく活動が推進されることが望まれる。

なお、以下に示す事項は、現時点で計画しているものであり、今後事業を推進していく中で新たに必要と思われる事業については、実施に向けて検討を行うものである。

1. 公開・見学に関する事項

○現地を直接見せることにより、史跡・重要文化的景観として指定・選定された意味を正しく伝える。その際、見学時の利便性を高め、わかりやすく、かつ効果的な公開・見学方法を準備する。(例えば、文化財の紹介内容が、現地案内、ホームページ、パンフレットで異なる意味を伝えるものであってはならない。情報提供の一元化を図る必要がある。)

○本寺地区は現在も農村集落であり、生活・生業の場である。来訪者には、現地における景観保全の取り組みと、見学時のマナーを十分に伝えるようにする。

項目	内容
骨寺村散策コースマップ製作	<ul style="list-style-type: none"> ・コースマップは、来訪者全員に配布することを前提とする。 ・見学コースは短時間で廻る場合や、半日程度じっくりと見学する場合など、いくつかのコースを設定する。また、見学コースの検討は、案内表示の検討と合わせて行うものとする。 ・平成 19 年度に製作するものは、簡易的なものとする。新たな情報や見直しを図って適宜更新し、ガイダンス施設完成までに、コースマップの充実を図るものとする。 ・コースマップには、現地の案内方法や見学のマナーや注意事項も合わせて記載する。
ガイドブック製作	<ul style="list-style-type: none"> ・一関市や平泉への来訪者に対して、骨寺村荘園遺跡の紹介を中心に、周辺地域の歴史・文化・観光資源を含めて紹介する。 ・平成 20 年度世界遺産登録を機に製作する。
貸自転車等機能整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現地見学に利用できる貸自転車を、ガイダンス施設、拠点施設(若井原周辺・駒形)などに配置する。
二次交通網(バス路線等)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が増えると予測される時期の運行便数を増やすなど、一関市中心部から本寺地区へのバス路線の充実を働きかけるものとする。 ・平泉町、奥州市との広域連携にも考慮して、新たな定期観光バス路線についても事業者と検討する。平成 20 年度までを目標とする。
ガイドの育成、組織化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18～19 年度において、現地案内のガイドの育成と組織化を行うものとする。現地のことを良く理解しており、臨場感をもって伝えやすいということを考慮して、地域住民を中心とした案内ガイドの育成・組織化を図る。 ・「いわいの里ガイドの会」などの既存の活動団体との連携、交流を行うものとする。
ホスピタリティ研修	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象として、来訪者の受け入れに係る心構えの研修を実施する。

2. 学習活動・体験学習に関する事項

○現地における体験学習活動やガイドンス施設を利用した学習活動を実施する。骨寺村荘園遺跡における学習活動は、平泉の文化遺産に関わるもののほか、広く地域の伝統文化を学ぶ機会を提供して、学校教育・生涯学習にも利用する。

○地域住民に対して、史跡や重要文化的景観について学ぶ機会を設ける。

○地域住民や、児童・生徒・大学生、一関市民、周辺市町村からの参加者まで、広く予想される対象に応じて、具体的な方法を考えるものとする。

○地域住民や博物館活動と連携しながら、徐々に充実した内容を目指す。また、継続的に実施することによる、マンネリ化を招かないような工夫も必要である。

項目	内容
講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 年に1～2回程度、講師を招いて骨寺村荘園遺跡に関する講演会を継続的に実施する。 ・平泉の文化遺産と連携した講演会 近年の世界遺産の事例の紹介や、国際シンポジウムなどの開催は、岩手県や平泉町・奥州市と連携して実施する。 ・研修会 地域住民や市民などを対象とした、骨寺村荘園遺跡に関する研修会を開催する。
農業体験・農村体験	<ul style="list-style-type: none"> ・田植え体験、稲刈り体験については、現在協議会が実施している活動(年に2回開催)が、今後も継続的できるように支援する。 ・わら細工作りなど、屋内作業の体験は、ガイドンス施設などで実施できるようにする。
伝統的な小区画水田の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な小区画水田は、現状のまま保存し学習や体験の場として活用する。 ・オーナー制など具体的な活用方法について検討を行う。
現地見学会等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、児童生徒を対象にした現地見学会などを開催する。
学校教育、生涯学習との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・骨寺の歴史の本作り / ビデオ、DVDの作成 ガイドンス施設整備と連携して製作し、郷土教育用の教材として活用する。 ・自然観察会の開催やわら細工の技術体験など、現地での各種学習活動を企画し、興味のある人の参加を呼びかけ、継続的に活動を行う。

3. 広報・PR・イベント企画等に関する事項

○市民その他不特定多数に向けて、骨寺村荘園遺跡の存在を知ってもらい、関心を寄せてもらうようにするため、史跡・重要文化的景観としての価値と現地における各種活動などの基本的な情報提供を行う。

○様々な媒体を利用して、継続的な発信に努めるものとする。

○将来的には不特定多数の中から、関心を持つ人々の動向を把握し、戦略をもったPR等も検討する（骨寺村荘園遺跡の「応援団」を形成していく）。

項目	内容
骨寺村荘園遺跡ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村荘園遺跡の紹介を行う。 ・地域活動によるイベント実施、行政による情報提供、特産品の紹介など最新情報を常に発信する。 ・国際的にも紹介できるよう英語版の作成も検討する。
パンフレット・ポスター・パネル製作	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18～19 年度に製作し、必要に応じて情報更新を行い増刷する。 ・市内の公共施設、観光案内所、宿泊施設、民間の産直施設等に配布する。
史跡見学ツアー開催	<ul style="list-style-type: none"> ・現地案内ガイドによる史跡の見学ツアーを定期的で開催する。 ・リピーターとなった参加者にも楽しめるよう、毎回の見学時の工夫を行う。
道の駅の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅に、骨寺村荘園遺跡の情報発信、写真コーナー等を設置する。
地域間交流事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産地域や他地域との交流事業を実施する。
記念植樹	<ul style="list-style-type: none"> ・本寺地区の東側(国道沿い)に、「平成のカギカケ」の記念植樹を行う。
観光協会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・一ノ関駅前観光案内所での情報提供などを行う。 ・ガイド研修を共催する。
近隣市町村の観光地、観光施設等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンプラリーやウォーキングイベントなどの企画があれば、開催地のひとつとして参加する。
エージェントへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉の文化遺産としてのイメージ戦略等を考えた情報提供を行うものとする。（骨寺村荘園遺跡については、受入体制がある程度整った段階が望ましい）
巡回展	<ul style="list-style-type: none"> ・写真、パネル展示を市内各地で実施する。

4. 地域づくりに関する事項

○平成 18 年度に実施した「景観農業振興地域整備計画を考える会」では、「莊園米」のブランド化など、地域の振興に関わる活動の提案が多数出ており、こうした地域住民による主体的な活動を支援する。また、新しい本寺文化の確立に向けた事業の具体化について、地元と行政が一体となって検討を進める。

○地域の中で失われつつある伝統的な行事などを見直し、復活・再現することを通じて、地域活性化に役立てる方策を検討する。

○将来的には、一関市西部の国道 342 号沿いの一帯を、農業をテーマにした観光エリアと位置づけて、グリーンツーリズムの推進など、本寺地区を核とした広域の地域づくり活動を目指すことなども検討する。(古道散策コース設定、国道沿いの神社・石碑マップ、国道沿いのサクラ樹勢の回復など、地域の資源の活用を検討する)



“骨寺村を語る会”で神楽を踊る本寺中学校の生徒たち

項目	内容
伝統行事等の復活	<ul style="list-style-type: none"> ・御護摩焚き(慈恵塚・拝殿)や駒形根神社例大祭を実施する。 ・本寺神楽を復活し公演する。
莊園ブランドによる特産品開発	<ul style="list-style-type: none"> ・「莊園米」としてのブランド化を図り、生産販売を行う。 ・米以外の農作物や山菜等を特産農作物とする。また、農産物加工を行い、特産品の開発を行う。これらは本寺の物販施設等で販売する。 ・特産品の開発は、外部の意見を取り入れて改良を加え、質の向上を目指す。
グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地場製品の販売や、地場製品を使った農家レストランの営業、体験民宿などを検討する。
水田オーナー制等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村莊園オーナーを公募し、特産物を発送する。
上記以外の地域活性化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン等で「写真コンテスト」、「活花コンテスト」などのイベントを検討する。 ・住民ワークショップによる地域おこし(地域づくり推進協議会の実践チーム活動へ)の支援 ・景観むらづくり協定や景観むらづくり活動の認定

第7章 管理運営計画

第7章 管理運営計画

1. 管理運営の内容

(1) 史跡や整備施設等に対する維持管理

維持管理には、主として史跡・景観の維持・保全に関するものと、整備後の各種施設に関するものがあり、以下のような業務項目が挙げられる。一関市と地域住民によって適切な維持管理に努め、必要に応じて専門家の指導を得るようにする。

- ・ 史跡や管理道の定期点検、刈払い及び清掃
- ・ 水路、農道、河川、遊休地及び里山の管理
- ・ 景観美化の推進と違反広告物の防止
- ・ ゴミ等の不法投棄の抑制
- ・ 整備施設（ガイダンス施設、便益施設、駐車場等）の清掃管理、定期的な点検・補修 等

(2) 公開・活用

来訪者への対応や企画運営の業務として、以下のような項目が挙げられる。文化財の活用に相応しいものとするためには、あらかじめ一定の知識を持った博物館学芸員等の関与や専門家の助言を得ながら詳細を検討し、進めることが必要である。

- ・ 来訪者への対応（ガイダンス施設には、開館時間中は管理者を常駐させて、来訪者の受付・案内や、リーフレットの配布、現地案内希望者の受付などを行うものとする。）
- ・ ホームページや広報誌の作成
- ・ PR活動の実施と取材等への情報提供
- ・ 学習講座や、イベント等の企画と運営
- ・ ボランティアや支援者等との連携
- ・ グリーンツーリズムの推進
- ・ その他地域振興に関わる各種事業の実施

(3) 人材育成・技術的支援

①活動を担う人材の育成・支援

来訪者への質の高いおもてなしの実現や伝統技術の継承など、地域づくり活動に関わる人材の育成について、地域住民と市民を対象として取り組むものとする。

- ・施設や地域の総合的経営
- ・伝統芸能の伝承と、伝統的な農作業技術の継承
- ・営農の支援と後継者対策
- ・現地案内ガイド（地域住民が中心となって組織化を図りガイド育成に努める）
- ・ハイシーズンの人材支援（案内やイベントの際に「応援団」として、ボランティア等の活動組織の支援を得る）
- ・その他（少年少女愛護団の結成、郷土料理の講習など）

②景観保全等に係る支援

修理・修景事業や調査研究事業など、文化財保護に携わる専門的知識を有する人材による技術的支援を行うようにする。また、景観保全や景観形成を図る上での基準をわかりやすく解説した景観形成ハンドブックを製作し、各戸に配布する。

- ・修理・修景事業（行政が主体となって、建築士会や外部専門家などとの連携協力を図り、個別アドバイスに対応できるシステムづくりを行う。）
- ・調査研究事業（専門性の高い分野については、行政が主体となって専門家と連携して事業推進する。）
- ・景観ハンドブックの製作

2. 個別組織の役割

史跡や重要文化的景観の保存管理は、専門家の指導・助言を得て、一関市と地域が共同しながら進めるものとする。

なお、平泉の文化遺産全体の管理運営にかかわる連携調整や、行政による文化財としての管理を徹底させる必要のある部分を除き、日常的な維持管理や来訪者の対応などは、地域住民や地域づくり活動組織による自主的な運営が望ましい。このため管理運営の形態は、これまで地域で培ってきた伝統的な維持管理のシステムの尊重を基本としながら、新たに必要とされる管理運営業務にも対応できる組織づくりを進めていくものとする。必要に応じて、地域づくり活動組織を行政側が支援し、さらには広く市民参加の手法を積極的に取り入れて、運営体制の充実を図っていくものとする。

(1) 一関市

一関市では、骨寺村荘園遺跡にかかる調査・整備・活用等の各種事業を総合的に推進する役割を担うものとする。このため、一関市は、今後も引き続き、専門家による「(仮称)骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会」、市役所内の関係部課との施策調整を行う「(仮称)骨寺村荘園遺跡保存活用本部」を設置するとともに、新たに専任部署を設置し総合的に施策・事業を推進する。具体的には以下の項目があげられる。

なお、日常の管理等については、今後、整備を計画している施設だけでなく、本寺地区そのものを管理運営することも含め、現地において地域住民等との協働で行われることが望ましいことから、地域づくりを含めた新しい組織の設置について、指定管理者も視野に入れて検討する。

- ・景観保全のための維持管理作業（土水路の管理等）
- ・史跡整備事業、各種施設の整備事業及び景観修景事業
- ・ガイダンス施設等の運営（指定管理者制度の検討）
- ・専門家等の指導助言を得るための委員会や審議会の設置
- ・「平泉の文化遺産」に係る管理運営や広域的な観光事業との連携、調整
- ・基金の設置（市民等からの寄付を受付け、景観保全活動などに役立てる。）

(2) 一関市教育委員会

一関市教育委員会は、文化財保護行政体制を強化し、史跡並びに重要文化的景観の保護施策、調査・研究活動を推進するとともに、「(仮称)骨寺村荘園遺跡保存活用本部」の構成員となる。

- ・史跡、重要文化的景観についての調査活動の実施（調査体制の充実にあたっては、博物館と

の連携を強化して取り組むものとする。)

- ・ 史跡、重要文化的景観内の保存事業の展開
- ・ 重要建物の修理修景の補助事業の展開

(3) 地元組織

現在の「本寺地区地域づくり協議会」は地域を代表する住民組織として、地域住民の意見集約や意思を代表するとともに、学習活動、イベントなど、骨寺村荘園遺跡の保存・活用についての活動を一層展開するとともに、市民等との協力により経済活動の収益を確保して荘園の維持活動を展開するNPO法人を目指すことも期待される。

また、景観整備農地整備を進めるにあたり設立した骨寺村荘園農地整備推進協議会は、地元地権者との調整を進め、事業の円滑な実施にむけた活動の継続も期待される。

(4) 市民ボランティア等の活動団体

骨寺村荘園遺跡の良好な保護等には市民の理解と協力と参画が不可欠である。骨寺村荘園遺跡に対する市民の関心や保存活動への参加意欲は年々高まりつつあるが、その思いを集約あるいは組織化することが期待される。

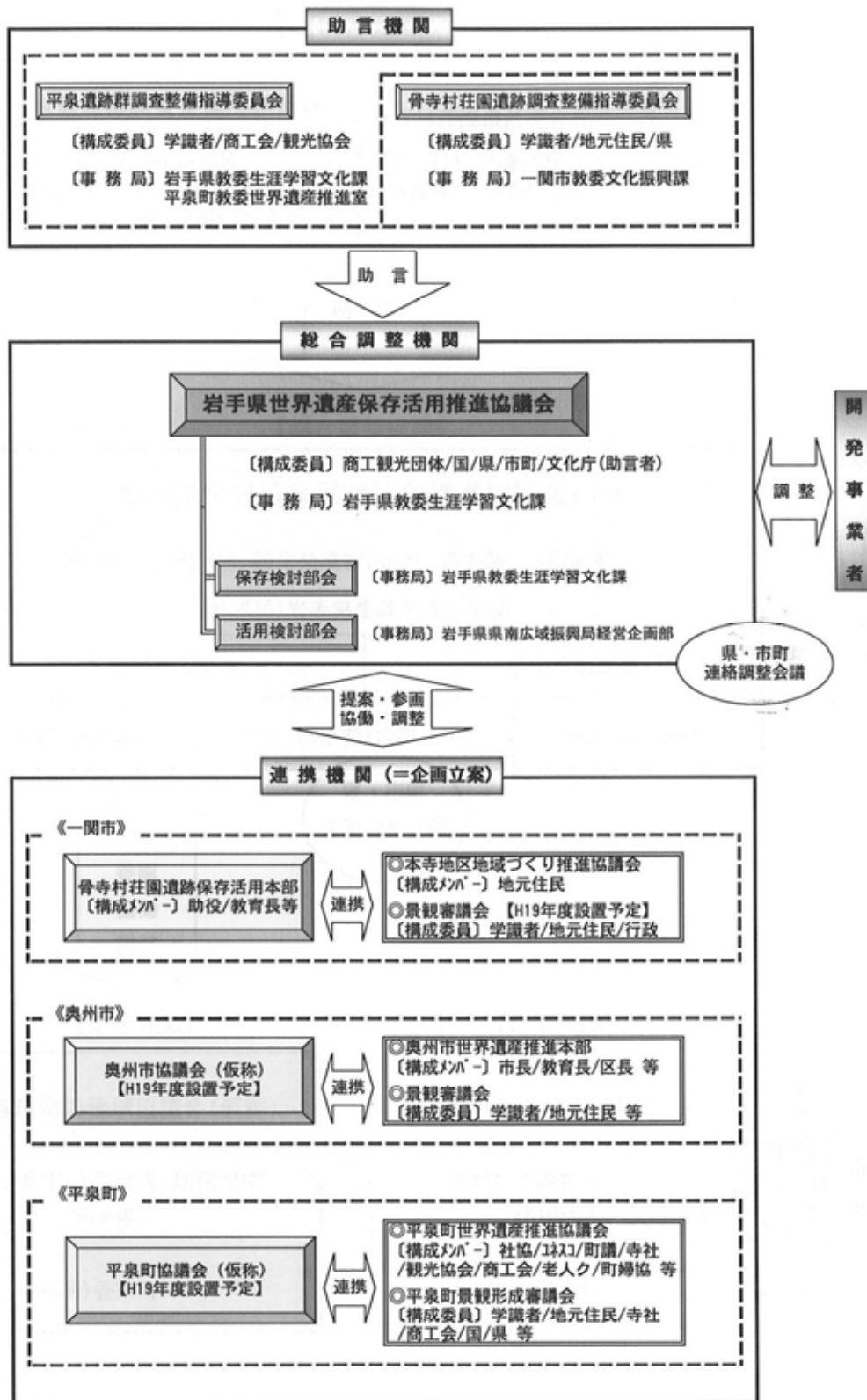
その担い手として、市民組織による「見る・聞く・話す骨寺村シンポジウム」を開催した実行委員会を中心として、このたび組織される「(仮称) 21世紀の浄土空間・骨寺支援会議」への期待は大きく、市としても支援を行っていくものとする。

(5) 平泉の文化遺産総合調整機関の設置

岩手県により「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」が組織され、世界遺産登録後の各資産の保存管理と活用に関する総合調整や、平泉の文化遺産に関する関連施策を検討し、連絡調整の役割も担うものとされている。

参考資料

平泉世界遺産保存活用推進に係る運営体制



3. 運営組織の体系と財政的支援のあり方

(1) 運営組織の体系化

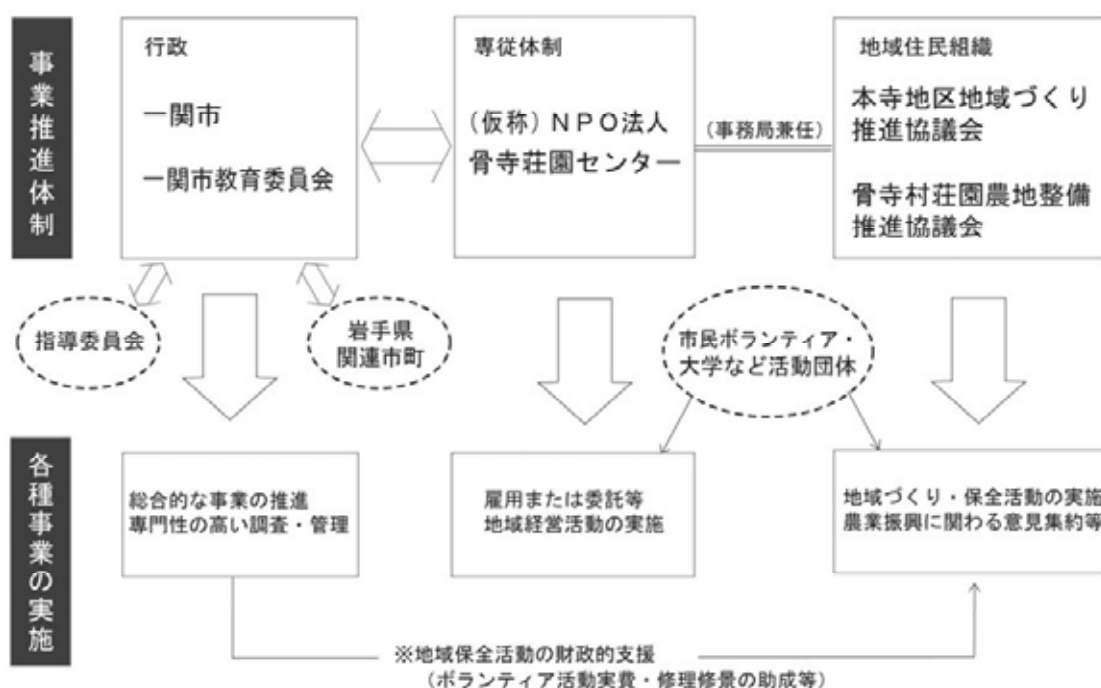
史跡や重要文化的景観の保存管理や整備活用に必要な事業を推進するため、運営組織の体系化を図るものとする。

運営組織については、先に示した“個別組織”がそれぞれの役割を確実に推進し、相互に連携しながら進めることが大切である。

骨寺村荘園遺跡の保存や活用は、行政が中心になって進めるが、この地域は住民の生活の場であることから、住民の骨寺村荘園遺跡に対する保存・活用の意思と意欲なしには、遺跡の保護はありえない。

また、骨寺村荘園遺跡は市民にとっても大切な財産であり、市民の理解と協力が必要であり、それぞれの専門家による指導助言も不可欠である。

従って、地元住民・市民・行政・専門家の4者が、密接に連携・協力することが必要であり、そのことが運営組織の体系の基本であるといえる。



協働による運営組織のイメージ

(2) 財政的支援のあり方

財政的支援については、今次計画において第8章に示した事業実施計画による施策・事業を遅滞なく実施しながら、地元組織、市民ボランティアや団体に対して、財政的支援のみならず技術支援、人的支援を行うものとする。

また、市では基金の設置等について検討するとともに、市民等による骨寺村荘園遺跡の保存・活用のための「(仮称) 市民基金」の設置等についても支援していくこととする。

第8章 事業実施計画

第8章 事業実施計画

1. 事業工程

平成23年度までを第I期とした、整備事業・活用事業等の工程を以下に示す。

番号	事業名	項目	内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24以降	
共通事項					← 第I期事業(当面5ヶ年を計画) →					第II期事業 (~H28)	
1	史跡等整備	山王窟	標柱、解説板、テラス改修、管理道整備	解説板			測量・調査 基本設計	実施設計 一部工事	工事		
2		駒形根神社、白山社	標識、説明板、建造物・石造物等修理、整地舗装、法面修景(駒形根神社)見学路整備(白山社)	駒) 標識・説明板							第II期以降
3		梅木田遺跡	標柱、解説板、遺構表現	解説板							第II期以降
4		伝ミタケ堂跡	標柱、解説板	解説板							第II期以降
5		遠西遺跡	標柱、解説板、遺構表現	解説板	標柱の検討						第II期以降
6		要害館跡	標柱								第II期以降
7		若神子社	標柱、解説板、覆屋改修	解説板			測量・調査	実施設計	工事		
8		不動窟	標柱								第II期以降
9		慈恵塚及び拝殿	標柱・解説板、拝殿・塚・石造物等修復、見学路整備、樹木間伐等	拝) 解説板	測量・調査 基本設計	調査 実施設計 一部工事	調査 実施設計 工事	工事			
10		史跡以外への標柱及び説明板	山神社・中屋敷・中澤等見学対象となる箇所			(調査、検討)					第II期以降
11		史跡以外の社殿、石造物等修復	山神社・三吉社 道沿いの石造物等			(調査、検討)					第II期以降
12		景観保全農地整備		水田・水路・農道・暗渠排水の整備、橋の改修・修景等	計画策定	事業申請	平成20年秋工事着手予定				継続
13	重要建造物の修理・修景		支援策の実施	条例制定		(継続的实施)				継続	
14	見学ルート等整備	案内板、案内表示等の設置	総合案内板1基・案内板3基 案内表示10基前後			(実施設計後、順次整備)					
15		国道342号	歩道整備(拡幅) 大型バス乗降場確保 主要箇所に道路案内標識の設置等		基本設計 (仕様・デザイン検討)						第II期以降
16		県道	歩道整備等				管理者等と調整				第II期以降
17		市道(農地整備事業対象外)	拡幅整備(要害橋、歩道確保)等								
18	活動拠点・ 便益施設整備	ガイダンス施設(若神子)	情報提供、解説案内、便益管理等の整備 駐車場(一般車両)整備 (総合案内板設置)			用地取得 基本設計等	実施設計 (建築・土木・ 展示)	工事	※可能な限り早期実現を目指す。		
19		拠点施設-1(若井原周辺)	地域活性化に必要な施設 駐車場(大型、一般車両)整備 (案内板設置)			(駐車場暫定整備)					第II期以降
20		拠点施設-2(駒形) ※空家を活用する施設	解説案内、軽食、休憩、便所、小規模駐車場		用地等取得 基本・実施設計	工事 ※主屋・便所を先行し仮オープン	工事 ※物置、外構等				
21		便益施設-1(下真坂)	小規模駐車場 便所、四阿(案内板設置)	場所の検討	用地取得 基本・実施設計	工事					
22		便益施設-2(要害館前)	ベンチ、緑陰、水飲み、駐輪場等		用地取得		基本・実施設計	工事			
23		便益施設-3(山王窟)	小規模駐車場 四阿(案内板設置)		用地取得		基本・実施設計	工事			
24		駐車場及び駐輪場整備 (駒形根神社前面)	管理、身障者用の位置づけ		用地取得		基本・実施設計	工事			
25		簡易トイレ設置	活動拠点施設等が整備されるまで、簡易トイレの設置		設置	設置					
26	修景整備	景観阻害要因の除去	FRPサイロ、廃車、廃農機具、粗大ゴミ撤去、道路にはみ出す樹木伐採	実施	実施						
27		道路の景観形成	舗装(部分)、道路案内標識、ガードレール、看板修景 ※見学ルートと一体となった検討		国・県・市道 修景	(管理者等と調整)					
28		電柱等の修景	電柱、送電線や発電所等の修景			(管理者等と調整)					第II期以降
29		本寺川	護岸修景等			(管理者等と調整)					第II期以降
30		住民による景観形成への支援	屋敷地の緑化(イグネ、生垣への支援)			(継続的实施)					継続
31		支援	建築物の外観等の修景への支援			(継続的实施)					継続
32	防災施設整備		防火設備等の整備		(防火設備等の整備を想定、当面は現状維持)					第II期以降	

番号	事業名	項目	内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24以降	
33	調査	調査研究	民俗分野 民俗調査				(実施)				
34		歴史分野 発掘調査					(継続的实施)			継続	
35	公開見学	骨寺村散策コースマップ製作	コースマップ製作		●作成	(必要に応じて見直し、増刷)				継続	
36		ガイドブック製作	ガイドブック製作			●登録を期に					
37		貸自転車等機能整備	ガイダンス施設等に配置			●活動拠点施設と連動					
38		二次交通網(バス路線等)の整備	平泉町、奥州市との広域連携も含む			●体系整備					
39		ガイドの育成、組織化	ガイドの育成と組織化	●研修	←研修、組織化→						
40		ホスピタリティ研修	来訪者の受け入れに係る、心構えの研修					(継続的实施)			継続
41		学習活動・体験学習	講演会等の開催	講演会、研修会等の開催					(継続的实施)		継続
42	農業体験、農村体験		田植え、稲刈り体験 等					(継続的实施)		継続	
43	伝統的な小区画水田の活用		農業体験事業 等					(検討し、継続的实施)		継続	
44	現地見学会等		市民、児童生徒を対象に実施					(継続的实施)		継続	
45	学校教育、生涯学習との連携		骨寺の歴史の本作りビデオ、DVDの作成 等				●ガイダンスと連動				
46	活用		ホームページの充実	最新の情報提供 等					(継続的实施)		継続
47			パンフレット・ポスター・パネル製作	パンフレット・ポスター・パネル作成	●パンフ	●ポスター・パネル・パンフ増刷		●パンフポスター作成	●パンフ増刷		
48		史跡見学ツアー開催	史跡見学ツアー開催					(継続的实施)		継続	
49		道の駅の利用	骨寺村荘園遺跡の情報発信、写真コーナーの設置等					(継続的实施)		継続	
50		地域間交流事業の実施	世界遺産地域や他地域との交流					(検討・協議し、継続的实施)		継続	
51		記念植樹	本寺東側に「平成のカギカケ」の木				●登録記念				
52		カラーコルトン設置	一ノ関駅構内				●設置				
53		説明板作成	観光案内所(2m×1m)	●設置							
54		観光協会との連携	観光案内所での情報提供やガイド研修の共催					(継続的实施)		継続	
55		近隣市町村の観光地、観光施設等との連携	イベント等への参加					(継続的实施)		継続	
56		エージェンツへの情報提供	エージェンツへの情報提供					(継続的实施)		継続	
57		巡回展	写真、パネル展示	●展示(文化センター)				(継続的实施)		継続	
58		地域の振興	伝統行事等の復活	御護摩焚き(慈恵塚・拝殿) 駒形根神社例大祭 神楽 等		●護摩焚き	●例大祭				継続
59	荘園ブランドによる特産品開発		農産物を加工し、物販施設等で販売	●研修				(継続的实施)		継続	
60	水田オーナー制等の導入		骨寺村荘園オーナーを公募し、特産物を送る					(継続的实施)		継続	
61	グリーンツーリズムの推進		地場産品の販売や地場産品を使った農家レストランの営業、体験民宿 等					(検討・協議し、継続的实施)		継続	
62	地域活性化支援事業		上記以外の内容(地域づくり推進協議会や実践チーム活動への支援、景観むらづくり団体の活動支援 等)					(継続的实施)		継続	
63	管理・運営		史跡や整備施設等に対する維持管理	史跡内の定期点検、刈払い(管理道含む)水路、農道、河川、遊休地、里山の管理 景観美化の推進と違反公告物の防止 ゴミ等の不法投棄の抑制 整備施設の維持管理 等					(継続的实施)		継続
64		公開、活用	来訪者への対応 ホームページや広報誌の作成 PR活動の実施 学習講座、イベント等の企画運営 グリーンツーリズムの推進 等					(継続的实施)		継続	
65		人材育成、技術的支援	施設や地域の総合的経営 伝統芸能の伝承と農作業技術の継承 営農の支援と後継者対策 現地案内ガイド ボランティア活動 等					(継続的实施)		継続	
66		景観保全等に係る支援	景観形成ハンドブックの製作 修理修景事業 調査研究事業 等		●作成、配布			(継続的实施)		継続	
67		個別組織の役割	行政、地元組織、ボランティア組織などの関係機関の役割を検討する。					(検討)		継続	
68		運営組織の体系と財政的支援のあり方	個別組織の関わりについて体系化をはかり、財政支援を検討する。					(検討、体系化)		継続	

2. 事業手法

事業実施にあたっては、文化庁・農林水産省・国土交通省・岩手県などの補助事業を積極的に取り入れることとし、整備・活用に関する各種事業の効率的・効果的な予算配分を検討する。なお、事業手法は今後の変更または廃止が考えられるほか、当初は予測していなくても新たな事業展開を必要とする場合も考えられるため、その都度最良と思われる事業手法の把握に努め、柔軟に対処するものとする。

①史跡整備事業（文化庁）

すでに発掘調査、説明板設置等については、史跡等・登録記念物保存整備費国庫補助事業を受けており、今後の史跡の整備事業にあたっても継続的に補助の申請を行うものとする。

②文化的景観保護推進事業（文化庁）

重要文化的景観の補助事業に対応して一関市が条例を制定し、文化的景観を構成する建物として特定した物件に対する修理・修景事業を行うものとする。

③元気な地域づくり交付金（農林水産省）

農山漁村の多様で豊富な地域資源を創意工夫により有効に活用し、農山漁村の活性化に資する各種施策を支援するもので、骨寺村荘園遺跡の整備事業についても導入を図っていくものとする。

④農地整備事業（農林水産省）

重要文化的景観に選定された水田景観を永く保全するとともに、水田農業を継続するため耕作条件の改善を図る事業として、岩手県が事業主体となり景観に配慮した農政整備事業を行う。

⑤景観整備事業（国土交通省）

本寺地区において、景観整備を推進する際、国土交通省の「景観総合支援事業」、「まちづくり交付金」及び「街並み環境整備事業」などを導入して、事業を推進できるよう検討する。

⑥市町村総合補助金（一関総合支局・岩手県による補助）

すでに本基本計画策定、骨寺村荘園遺跡パンフレット作成などに導入した事業であり、今後も補助事業の継続を図る。

⑦電源立地地域対策交付金

公共施設整備など、住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業に対して導入できるため、骨寺村荘園遺跡の整備事業についても適用を図っていくものとする。

⑧その他

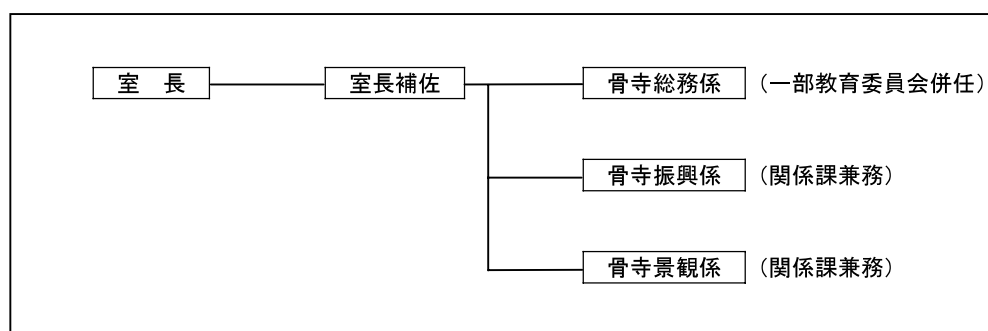
地域づくり活動等に関して、モデル事業等の活用も図っていく。

3. 事業実施体制

(1) 一関市

一関市では、推進事業について庁内の横断的な取り組みを協議するため、「(仮称) 骨寺村荘園遺跡保存活用本部」を引き続き設置する。また、平成 19 年度以降骨寺村荘園遺跡の保存活用整備にかかる事業を推進するため、市長部局内に新組織（仮称：骨寺荘園室）を設置する。

新組織では、景観保全・農村振興・観光振興等の観点も視野に入れ、職員を専従させるほか、関係課の必要な職員に兼務（併任）発令し、一元的に対応できるようにする。また、教育委員会においては、文化財行政の充実した調査・管理体制を目指す。



組織図（案）

(2) 指導助言機関の再編

指導・助言機関の組織については、今後、整備活用事業の詳細かつ具体的な検討が増えること、骨寺村荘園遺跡に関連する関係課の担当事業や、岩手県・関係市町村との連携事業に関する協議などもこれまで以上に多岐にわたること、また新たに景観形成に関する組織づくりも検討されていることから、組織が乱立し混乱を招かないように考慮しなければならない。

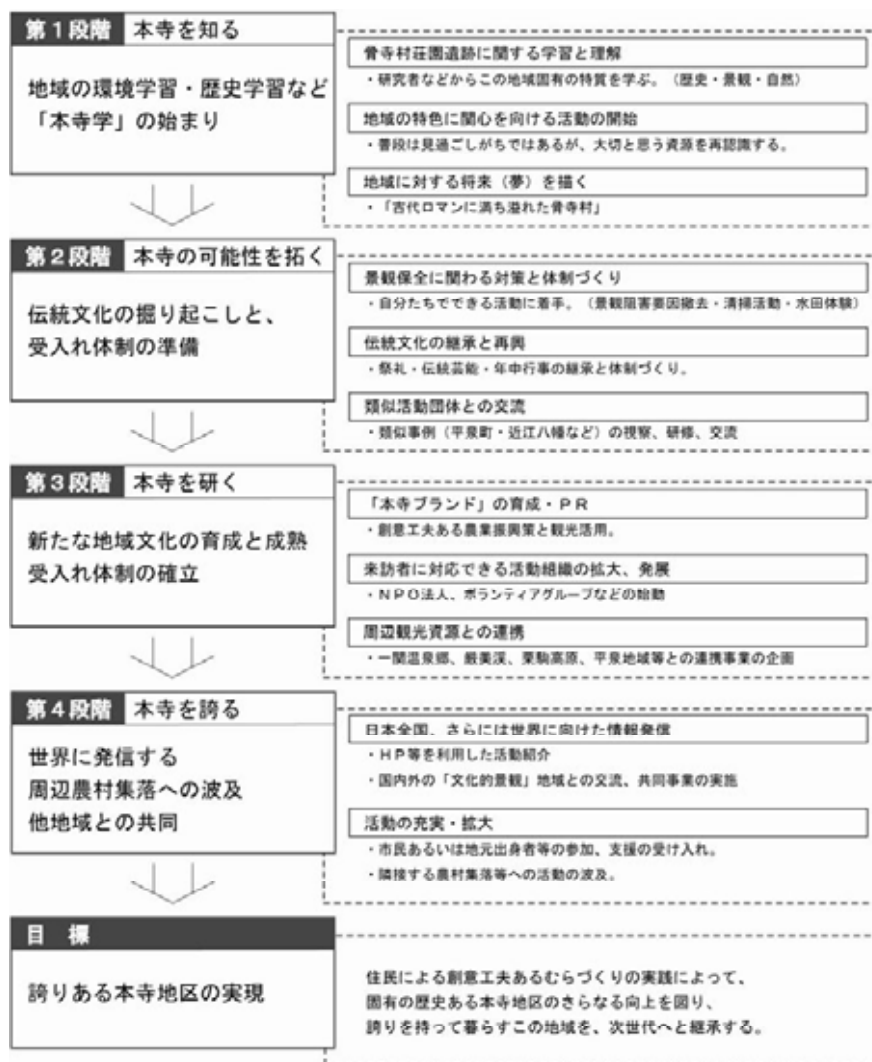
このため、「骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会」は、委員の任期が満了する平成 19 年度以降も引き続き設置していくこととし、その体制については、一部見直しを図ることとする。

(3) 地域づくり活動組織の発展

現在の地域づくり活動組織としては、平成16年3月に発足された本寺地区地域づくり推進協議会がある。

協議会の活動は、骨寺村荘園遺跡を学ぶことから始まって、清掃活動や農業体験参加者のおもてなしなど、来訪者の受け入れ体制を整えつつあり、今後も、そうした活動組織の拡大や本寺ブランドの開発、さらには世界にまで交流の幅を広げていくような取り組みが期待される。しかし、地域住民は、農作業を行いつつさまざまな活動を広げていくには限界があり、周辺地域の住民や市民参加を呼びかけて、活動の支援を広げることも必要である。

下記の表に示したように、協議会の活動は、すでに第2段階に入り、第3段階への移行を準備している状況といえる。今後、第3・第4段階と並行して進む可能性もあるし、また第1段階に戻って、見直しを図ることも考えられる。順序よく進むとは限らないが、地域づくり活動の発展は、本寺地区の住民を中心としながらも、市民参加等を促して側面的支援の強化を図っていく必要がある。



地域づくりの段階的推進イメージ

資料 計画策定の検討体制及び検討経過

1. 検討体制

骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員名簿

	氏名	役職等	分野
委員長	大石 直正	東北学院大学名誉教授	中世史
副委員長	広田 純一	岩手大学農学部教授	農村計画
委員	吉田 敏弘	國學院大学文学部教授	歴史地理
〃	佐々木邦博	信州大学農学部教授	造園
〃	工藤 雅樹	東北歴史博物館館長（福島大学名誉教授）	考古学
〃	煙山 義史	岩手県農林水産部農村計画課企画調査担当課長	農林水産行政
〃	熊谷 孝	県南広域振興局一関総合支局農林部農村整備室長	農林水産行政
〃	小野寺 啓	一関市文化財調査委員	郷土史
〃	佐藤 勲	本寺地区地域づくり推進協議会事務局長	地元
〃	佐藤 幸蔵	巖美8区長	地元
〃	高橋 繁吉	巖美9区長	地元
〃	佐藤 武雄	巖美10区長	地元
協力員	本中 眞	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
〃	中村 英俊	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課・世界遺産担当課長	
アドバイザー	斎藤 邦雄	平泉町教育委員会世界遺産推進室長	
〃	上森 周二	県南広域振興局一関総合支局土木部長	

骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会員名簿

	氏名	役職等	分野	備考
部会長	広田 純一	岩手大学農学部教授	農村計画	指導委員
部会員	大石 直正	東北学院大学名誉教授	中世史	指導委員
〃	三宅 諭	岩手大学農学部講師	建築	
〃	佐藤 勲	本寺地区地域づくり推進協議会事務局長	地元	指導委員

骨寺村莊園遺跡保存活用本部及び事務局 名簿一覧

1、骨寺村莊園遺跡保存活用本部

番号	職	氏名	備考
1	本部長	坂本 紀夫	助役
2	副本部長	佐藤 正勝	収入役
3	副本部長	藤堂 隆則	教育長
4	本部員	岩渕甲治郎	商工労働部長
5	本部員	桂田 芳昭	農林部長
6	本部員	吉家 義博	建設部長
7	本部員	金 弘則	教育部長
8	本部員	佐藤 士郎	農林部次長
9	本部員	佐々木富男	商業観光課長
10	本部員	金野 真茂	農地林務課長
11	本部員	佐藤 武	維持課長
12	本部員	小野寺 弘	建築住宅課長
13	本部員	土方 和行	文化振興課長

2、骨寺村莊園遺跡保存活用本部事務局

番号	班及び職		氏名	備考
1	事務局長		金 弘則	教育部長
2	事務局長代理		土方 和行	文化振興課長
3	総務班	文化財班長	工藤 武	文化振興課文化財係
4	総務班		小山 充	文化振興課文化財係
5	総務班	総務班長	佐藤 鉄也	文化振興課世界遺産推進係
6	総務班		岩渕 琢哉	文化振興課世界遺産推進係
7	産業振興班	観光班長	清野 修	商業観光課観光係
8	産業振興班		小岩 武彦	商業観光課観光係
9	産業振興班	農振班長	鈴木 敏郎	農政課農政企画係
10	産業振興班		渡邊 晋	農政課農政企画係
11	産業振興班		猪股 晃	農政課営農振興係
12	産業振興班	農地班長	菅原 正喜	農地林務課土地改良係
13	産業振興班		佐藤 公俊	農地林務課土地改良係
14	景観形成班	景観班長	高橋 弘恭	建築住宅課建築指導係
15	景観形成班		佐々木一夫	建築住宅課建築指導係
16	景観形成班		齋藤 祐二	維持課道路維持係

3、計画業務委託

コンサルタント	株式会社 文化財保存計画協会
---------	----------------

2. 検討経過

会議等経過一覧 ◎委員会・部会等 ■住民協議、ワークショップ等 ○事務局会議

年 月 日	項 目
平成18年 4月 13日	○第1回関係5課協議
〃 5月 24日	○第2回関係5課協議
〃 6月 6日	○第3回関係5課協議
〃 6月 19日	○第4回関係5課協議
〃 6月 27日	○第5回関係5課協議
〃 6月 28日	○第1回世界文化遺産登録推進本部会議及び第1回世界文化遺産登録推進本部プロジェクトチーム会議
〃 7月 3日	◎第1回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会
〃 7月 13日	■住民説明会及び意見交換会
〃 7月 15日	◎第1回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 7月 27日	■本寺地区地域づくり推進協議会事務局説明会
〃 7月 30日	■第1回遺跡整備基本計画を考える会
〃 8月 2日	○世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム現地視察
〃 8月 24日	○第6回関係5課協議
〃 8月 28日	○第7回関係5課協議、■第2回遺跡整備基本計画を考える会
〃 8月 29日	◎第2回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 9月 6日	○第8回関係5課協議
〃 9月 8日	■第3回遺跡整備基本計画を考える会
〃 9月 11日	◎骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会現地確認
〃 9月 13日	◎第3回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 9月 18日	■遺跡整備基本計画を考える会（景観整備班）現地確認
〃 9月 22日	■第4回遺跡整備基本計画を考える会
〃 9月 29日	○第9回関係5課協議
〃 10月 4日	◎第4回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 10月 13日	○第10回関係5課協議
〃 10月 16日	◎文化庁協議
〃 10月 18日	◎第5回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 10月 20日	○第2回世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム会議
〃 10月 24日	○第2回世界文化遺産登録推進本部会議
〃 10月 25日	○第11回関係5課協議
〃 10月 26日	■本寺地区地域づくり推進協議会役員会説明会
〃 10月 30日	◎第2回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会
〃 11月 1日	○骨寺村荘園遺跡保存活用本部設置
〃 11月 8日	○第1回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議 ○第1回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 11月 9日	○第1回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 11月 13日	■住民説明会及び意見交換会
〃 11月 14日	○第2回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議 ○第2回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 11月 17日	○第3回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 11月 22日	○第3回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 11月 28日	○第4回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 11月 29日	○第2回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議

年 月 日	項 目
平成 18 年 11 月 30 日	骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画（中間報告）作成
〃 12 月 4 日	○第 4 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 12 月 11 日	○第 5 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議 ○第 5 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 12 月 18 日	○第 6 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 12 月 21 日	岩手県へ中間報告に基づく要望書を提出 ○第 6 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 12 月 25 日	○第 7 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 12 月 26 日	○第 3 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議
〃 1 月 9 日	○第 8 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
平成 19 年 1 月 11 日	○第 7 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 1 月 15 日	○第 4 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議 ○第 9 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 1 月 17 日	◎第 6 回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 1 月 18 日	○第 8 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 1 月 22 日	○第 10 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 1 月 25 日	○第 9 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 1 月 29 日	○第 11 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 1 月 30 日	○第 5 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議
〃 2 月 1 日	○第 10 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 2 月 2 日	◎第 3 回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会
〃 2 月 5 日	○第 12 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 2 月 8 日	○第 11 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 2 月 13 日	○第 13 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 2 月 15 日	○第 12 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 2 月 16 日	◎第 7 回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 2 月 19 日	○第 6 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議 ○第 14 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 2 月 22 日	○第 13 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 2 月 26 日	○第 15 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 3 月 1 日	○第 14 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 3 月 4 日	■本寺地区地域づくり推進協議会役員会会議、住民説明会及び意見交換会
〃 3 月 5 日	○第 16 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 3 月 6 日	◎第 8 回骨寺村荘園遺跡整備基本計画策定部会
〃 3 月 8 日	○第 15 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 3 月 12 日	○第 17 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 3 月 15 日	○第 7 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部会議
〃 3 月 19 日	○第 18 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 3 月 20 日	◎第 4 回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会
〃 3 月 22 日	○第 16 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議
〃 3 月 26 日	○第 19 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局会議
〃 3 月 29 日	○第 17 回骨寺村荘園遺跡保存活用本部事務局班長会議

10 月 31 日までは、旧本部（世界文化遺産登録推進本部）会議、プロジェクトチーム会議及び関係 5 課協議を開催したが、11 月 1 日からは、新本部（骨寺村荘園遺跡保存活用本部）を設置し、同本部会議、同事務局会議、同班長会議を開催した。

骨寺村莊園遺跡 整備活用基本計画

平成 19 年 3 月 発行

一 関 市

発行・編集： 一関市教育委員会

〒021-0041

岩手県一関市赤荻清水 33

電話 (0191) 25-6595